

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)により新設された児童福祉法第3条の2において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成28年3月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告(提言)において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)を全面的に見直す。

2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- (1)改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- (2)改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- (3)(2)を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- (4)里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- (5)(2)～(4)を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- (6)児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上(年齢延長の場合は20歳)の者に対する支援の在り方

3. 構成等

- (1)構成員は、別紙のとおり。
- (2)座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

- (1)厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2)庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- (3)原則として公開とする。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授
- 井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長
- ◎ 奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、
こころの診療部長
- 加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
- 上鹿渡 和宏 長野大学社会福祉学部 准教授
- 塩田 規子 社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
- 伊達 直利 社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
- 西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部 教授
- 林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授
- 藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長
- 松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授
- 山縣 文治 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎:座長、○:座長代理

(合計12名)

- 「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」の開催について
- 「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の開催について
- 「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」の開催について

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の 利用促進の在り方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）附則第 2 条第 1 項では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、同条第 2 項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。

また、同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても位置付けられている。

これらを踏まえ、上記各事項について調査・検討を行うため、本検討会を開催する。

2. 構成等

- (1) 検討会構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 検討会は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (5) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課が行う。

※ 関係省等：法務省、最高裁判所

3. 主な検討事項

- (1) 要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- (2) 児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

4. その他

検討会は原則公開とする。

別紙

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の
利用促進の在り方に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、○座長、敬称略)

岩崎 美枝子	公益社団法人家庭養護促進協会理事
金子 敬明	千葉大学大学院専門法務研究科教授
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部准教授、医師
久保 健二	福岡市こども総合相談センター課長、弁護士
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科准教授
床谷 文雄	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター所長
峯本 耕治	弁護士（長野総合法律事務所）
森口 千晶	一橋大学経済研究所教授
山田 不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長、医師
山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員
横田 光平	同志社大学司法研究科教授
吉田 彩	東京家庭裁判所判事
○ 吉田 恒雄	駿河台大学学長

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、児童相談所の体制強化を図る観点から、専門職の配置を位置付けるとともに、児童福祉司等については国が定める基準に適合する研修等を受講するもしくは修了することを義務付けたところである。

これらの点を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として作業等を行う。

(1) 平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- ① 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- ② 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※
 - ・ スーパーバイザーを含む児童福祉司
 - ・ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※ 研修科目・時間（講義・実習）、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

(2) 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

- ① 児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等）に向けた更なる方策
- ② 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策（専門性を担保するための資格に関する検討を含む）
- ③ 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

3. 構成等

(1) 構成員は、別紙のとおり。

(2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

(1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。

(2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において行う。

(3) 原則として公開とする。

子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤	仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部	計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
衣斐	哲臣	和歌山大学教職大学院 教授
奥山	眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長 こころの診療部長
影山	孝	東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長
坂入	健二	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課 主査
笹川	宏樹	奈良県中央こども家庭相談センター 所長
鈴木	淳	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班 副班長
田崎	みどり	横浜市こども青少年局 担当部長 横浜市中心児童相談所 医務担当課長
田中	哲	東京都立小児総合医療センター 副院長
○	西澤	山梨県立大学人間福祉学部 教授
藤林	武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢	高	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 研修部長
八木	安理子	枚方市子ども総合相談センター 家庭児童相談担当課長
◎	山縣	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
山田	不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長
山本	恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員

◎：座長、○：座長代理

(合計 17名)

「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」の開催について

1. 趣 旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。

このため、標記ワーキンググループを開催し、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う。

- (1) 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- (2) 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策
- (3) 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- (4) 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

3. 構 成 員

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運 営

- (1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室において行う。
- (3) 原則として公開とする。

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 安部 計彦 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
- 井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長
- 奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
- 奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、
こころの診療部長
- 加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
- 加藤 曜子 流通科学大学人間社会学部人間健康学科 教授
- 北村 充 愛知県豊橋市こども未来部こども家庭課主査
- 後藤 慎司 大分県立二豊学園 園長
- 佐伯 裕子 三鷹市子ども政策部子育て支援課婦人相談員・母子父子自立
支援員
- 新澤 拓治 社会福祉法人雲柱社
- 鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 准教授
- 高松 絵里子 北海道中標津町町民生活部子育て支援室長
- ◎松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授
- 吉澤 みどり 渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所保健指導主査
- 渡辺 好恵 さいたま市子ども育成部子育て支援政策課
子ども総合センター開設準備室主幹

◎：座長、○：座長代理

(合計15名)

法改正後の進捗状況について

	項目	進捗状況	
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況		
	2) 家庭支援の在り方		
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方		
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して		
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築		
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方		
	2) アセスメントツールの開発状況		
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上		
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設		
	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大		
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。	
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	
		4) 3)の研修受講状況	

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(2) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	
	(3) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示	
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	
		3) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施	
		4) 3)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計	
		5) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施	
	(5) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	
	(6) 児童相談所の機能分化<機能分化>	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	
		3) 「189」の利便性の改善	
	(6) 児童相談所の機能分化<一時保護>	1) 里親等への一時保護委託を拡大	
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	
3) 一時保護所の第三者評価の在り方			
4) 一時保護所の基準の見直し			

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	
	(8) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	
6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講		
	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し		
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮		
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)		
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	
	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	

	項目		進捗状況
7. 社会的 養護の充実 強化	(3) 特別養子縁 組制度	1) 児童相談所の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	
	(4) 施設ケアの 充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	
	(5) 自立支援	1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲)	
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施		
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施		
	3) CDRに関するモデル事業を実施		
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を発出		
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施中の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討		

新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント

座長 奥山真紀子

1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製

⇒叩き台作成を事務局に依頼

⇒それを議論して、必要に応じて修正

② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認

③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ

子どもの権利を基礎とした基準へ

2) 社会的養育の構造

(1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

① 家庭への養育支援のあり方

要支援家庭のアセスメント

支援の在り方

在宅措置の在り方

社会的養護との連続性

児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方

② 保育園等の補完的養育

保育園での養育の質の向上に向けて

③ ショートステイ等の短期的ケア

ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方

全体の支援計画の中の組み込み方

(2)社会的養護

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
 - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
 - 里親類型の見直しや新設
- ② その場合の「継続的に」の担保のあり方
- ③ 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ④ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ⑤ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない」場合を明確化
- ⑥ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑦ 「できる限り良好な家庭環境における養育」は「継続的に」ではない。その時間的制限のあり方
- ⑧ それらの原則を守る社会的養護体系の在り方
 - ・施設養護の専門性
 - ・施設類型の見直し
 - ・施設養護の人員の配置基準
 - ・専門性による体系の再編成
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

3)自立保障

議論すべき事項

- ① 継続的支援の保障
- ② 自律のための養育の在り方
- ③ 世代間連鎖を断ち切る支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

160729 新たな社会的養育の在り方に関する検討会提出メモ

自立保障に関わる論点

北海道大学 松本伊智朗

(1) 継続的支援の保障（対象年齢以上のものを含む）

- ①措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ②自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨当事者の参画のあり方

(2) 自律のための養育のあり方と進路保障

- ①自律の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ②生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④親密圏での暴力（性暴力を含む）と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ①措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保（再掲）
- ②社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤暴力被害（性暴力を含む）時の早期介入と対応のあり方
- ⑥法的支援の保障と弁護士費用等の確保
- ⑦職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨当事者団体の形成の促進と活動の支援

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)

※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村

※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法)(★)
 - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
 - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
 - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
 - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(★)
 - ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

IV 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(★)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(★)

※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。

※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けられる事業の創設を検討。

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

報 告（提 言）

平成28年3月10日

目 次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
3. 理念	4
4. 子どもの権利擁護に関する仕組み	4
5. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	5
6. 支援の対象年齢	6
7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備	7
1) 新たな子ども家庭福祉体制の全体像	7
2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点	9
(1) 就学前の保育・教育の質の向上	9
(2) 市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備	9
(3) 通所・在宅支援の積極的実施	10
(4) 母子保健における虐待予防の法的裏付け	10
(5) 特定妊婦等への支援	11
(6) 児童相談所を設置する自治体の拡大	11
(7) 児童相談所の強化のための機能分化	12
(ア) 虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化	13
(イ) 調査・保護・アセスメント・措置機能の強化	14
(ウ) 支援マネジメント機能の強化	14
(エ) 一時保護・アセスメント機能の整備	15
(8) 子ども家庭福祉への司法関与の整備	16
(9) 子ども家庭福祉に関する評価制度の構築	19
8. 職員の専門性の向上	20
(1) 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件	20
(2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方	21
9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築	23
(1) 里親制度の充実強化	23
(2) 就学前の子どもの代替的養育の原則	24
(3) 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置	24
(4) 施設ケアの充実強化	25
(5) 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援のあり方	26
10. 統計・データベース等の整備	28
11. 制度・法改正の時期について	28
12. おわりに	29

参考資料

1. はじめに

子どもや家庭を取り巻く環境は、その時々々の社会状況に大きく影響を受けるものであるが、本来、生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきである。これは、本報告に先立つ「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書（平成 27 年 8 月 28 日）」に記されている、子どもの福祉を進めるにあたり基礎とすべき理念である。しかしながら、近年の子ども虐待事例の急増や自立が困難な子どもの増加など急速な変化に対応が追いついておらず、その増加をとどめるには至っていない。

そこで、本専門委員会では、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるとの強い問題意識の下、当該理念を実現するための方策を検討するための議論が行われた。日本の将来を担う子どもと現代の家庭が置かれた現状を考えると、できる限り早期に体制を整える必要があり、短時間に集中的に会議が持たれた。平成 27 年 9 月 7 日に第 1 回会合を開催して以来、委員会及び二つのワーキンググループでの討議を自治体や関係団体のヒアリング等も含めて計 13 回にわたり繰り返し、限界が生じている既存の制度を改革し、新たな子ども家庭福祉を具現化するために、児童福祉法等の抜本的な改正に向けて提言するものである。

2. 基本的な考え方

本報告での多岐にわたる提言に先立って、本報告で提案される制度改革の基本的な考え方を以下に示す。これらの基本的な考え方は相互に関係している。各提言はこれらの基本的な考え方に沿って理解され、制度全体が構築される必要がある。

(1) 子どもの権利の明確な位置付け

児童福祉政策の基本理念として子どもの権利保障を位置付けることは、国際的な合意事項であり、潮流と言ってよい。「児童の権利に関する条約」を批准した日本もこの流れの中にあるが、現行の児童福祉法には子どもの権利に関する規定がない。そこで、今般の改正で子どもの権利擁護を児童福祉法の理念として位置付け、子ども福祉に係る法制度全体の基本的な性格と目的を明確にする必要がある。加えて権利擁護に関する評価・審査の仕組みを整備する必要がある。

(2) 家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化

子どもの権利、特に適切に養育される権利を保障するためには、現に養育を行っている家族、あるいはその他の養育者を支援することが不可欠である。この観点は、日本においても既に子どもに関する近年の諸施策に取り入れられてきたところではあるが、児童福祉法そのものには家庭支援の理念が明確に盛り込まれておらず、その結果、政策展開も十分とは言い難い。したがって、児童福祉法に家庭支援の理

念を明確に書き込み、その方向に沿った施策を展開し、支援を一層強化する必要がある。これは、子ども虐待の予防にも資するものであり、子ども虐待防止政策に関する国際的な展開にも合致するものである。

(3) 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化

一般的に社会福祉制度は公的な責任の下に運営される。特に児童福祉制度の対象である子どもは発達途上であり、その主体的な権利行使のためにはより強い公的な関与とそれに伴う責任が求められる。そして、日本の行政機構が国、都道府県、市区町村の三層構造を採っていることに鑑みると、それぞれの責任と役割が明確になっていなければ、円滑かつ効果的な公的関与は難しい。しかしながら、現状ではこれらの諸機関相互の責任と役割が必ずしも明確ではなく、円滑かつ効果的な公的関与の妨げになっている面も否定できない。そこで、これを明確にするとともに、各機関がその責任と役割を遂行し得るだけの財政的措置を講じる必要がある。

(4) 基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大

子どもと家族の生活は地域を基盤に営まれる。したがって、子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があり、地域において社会資源と支援拠点が十分に整備され、市区町村が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能することが不可欠である。このことは平成16年における児童福祉法等の改正の基本的な方向であったものの、未だ十分達成されておらず、かつ、自治体間格差も依然として小さくない。そこで、この方向を強化するために、社会資源と地域子ども家庭支援拠点の整備、それを通じた在宅での支援の強化、これらを可能にする財政的支援等の基盤整備、専門職の配置等の制度改革が不可欠である。

(5) 各関係機関の役割の明確化と機能強化

市区町村の基盤強化と支援機能の拡大に伴って、各関係機関の機能の再整理と役割の明確化、それに沿った機能強化が不可欠である。この点、児童相談所は、強制的な権限を行使して保護者と対峙してでも子どもを守るというハードな役割と、保護者に寄り添って養育の改善を促すというソフトな役割とを同時に求められてきた。この二面的な役割の併存を再検討し、ソフトな役割については、子ども家庭に寄り添った支援・調整機能を市区町村がより中心となって担う方向で取組を進める必要がある。

(6) 子どもへの適切なケアの保障

家族から分離され代替的養育を受ける子どもへの適切なケアの保障は、子どもの

権利保障の観点から最重要課題の一つであって、公的責任において実現されなければならない。また代替的養育の質の向上は、家庭への公的介入と家族支援の前提でもある。この観点から、里親委託の推進、児童養護施設の小規模化などは喫緊の課題であるが、現在の政策は未だ十分とは言い難く、一時保護所の環境整備も急務である。これらの諸施策を一層強化することに加え、里親制度の充実強化、特別養子縁組制度の子どもの福祉の観点からの見直し、施設（一時保護所を含む。）の小規模化と機能強化が必要である。

（7）継続的な支援と自立の保障

子ども家庭福祉全般において子どもの自立は重要な課題であるが、特に子ども虐待問題への対応では、子どもの自立をしっかりと保障していくことが、当人の利益にとどまらず、虐待の世代間の継承を断ち切る点でも意味があることに留意しなければならない。現行の児童福祉法では、原則として18歳になった時点で支援は終了するが、事案によっては支援の必要を残したまま支援が終了する結果となるおそれがあり、自立保障の観点から大きな問題である。18歳を超えた場合でも必要に応じて支援を可能とし、支援ニーズの解決をもって公的支援の終結となし得る仕組みの構築が必要である。

（8）司法関与と法的・制度的枠組みの強化

子ども虐待問題への対応過程では、親権を制限することや、支援計画の実施のために何らかの強制力が必要となることがある。子どもの分離保護が考慮される場合は、その典型的な例である。そして、一連の介入・支援過程において強制力を確保するために司法関与は重要である。しかし、日本の現状は司法関与が弱く、これが福祉現場において子どもの分離保護と支援計画の実施を難しくしている側面があるとの指摘がある。そこで、司法関与を強化し、福祉行政の動きと司法判断が連動する制度的枠組みの構築を検討する必要がある。

（9）職員の専門性の確保・向上と配置数の増加

子ども家庭福祉、子ども虐待問題の対応においては、高度な専門性を持った職員の十分な配置が不可欠である。特に今回の報告では、地域子ども家庭支援拠点の整備などの市区町村における基盤整備、児童相談所の専門性の強化が提案されている。これらに共通して求められることは、子ども・家庭への適切なアセスメント機能と、支援機関連携のマネジメント機能であり、これを遂行し得る専門性の確保である。そのためには、各機関において中核的な役割を担う職員の専門性の担保が不可欠である。また、代替的養育を受けている子どもの発達と自立を保障するためには、かかる養育に携わる児童福祉施設においても専門性を持つ職員の十分な配置が不可

欠の条件である。総じて、本報告の提案の成否は、職員配置の充実と専門性の向上に拠ることを強調したい。

3. 理念

児童福祉法は改正が繰り返されてきているが、現在の状況を踏まえ、これまでの「保護中心」から「養育中心」に力点をおいた子ども家庭福祉の構築を目指すとともに、これに合った理念を明確にし、今後の制度・施策の方向性を示す必要がある。日本は国連の児童の権利に関する条約を批准しており、その権利保障を基礎とし、そのための子ども家庭への支援が必要であることを明確にすべきである。

特に、以下の点を現在の課題として明確にすることを提案する。

- ・ 子どもを権利の主体とする
- ・ すべての子どもは適切に養育され、発達する権利を有するとともに、自立を保障される
- ・ 子どもの最善の利益を優先する
- ・ 体罰など子どもの心身への侵害のある罰を禁止する。特に、しつけを理由として、必要な範囲を超えて子どもを懲戒してはならないことを明確にする
- ・ 子どもは安全で安定した家庭で養育を受けることができる。家庭において適切な養育を受けることができないときは、里親やファミリーホーム等の家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育を受けることができる
- ・ 子どもが意見を表明する権利を有する
- ・ 発達連続性を基本にした支援の連続性を保障する

4. 子どもの権利擁護に関する仕組み

本報告では、子ども家庭福祉に子どもの権利保障を明記することを打ち出しており、自分から声をあげられない子どもの権利が確かに保障されているかを監視するためには、第三者性を有する機関の設置が求められる。子ども家庭福祉の現場において、児童相談所の一時保護や措置に対して親は争う手段を持つが、子どもにとってその手段はほとんどない状態であり、子ども自身もしくはその声を代弁しようとする関係機関の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例も、少なからず存在する。その点は国の死亡事例検証の報告書においても明らかになっている。

国連子どもの権利委員会は、過去三度にわたり、わが国に対しパリ原則に沿った監視機関の設置を勧告してきた。わが国では地方自治体レベルでは子どもオンブズマンなどの設置が見られるが、国レベルでは未だそのような機関の設置がなされておらず、そのような第三者機関の設置は急務であると考えられる。

しかしながら、国レベルで子どもの権利擁護のための第三者機関を設置しようとすると、省庁横断的な協議を積み重ねる必要があるものと思われ、一朝一夕に実現でき

るものではない。そこで、ここでは子ども福祉に限定した子どもの権利擁護の仕組みを構想することとした。また、本来は独立した第三者機関を設置すべきであるが、子ども福祉に限定してもなお、かかる機関の設置には時間を要すると思われるため、当座、現存する都道府県児童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護の役割を負わせることを構想した（以下、この機能を「子どもの権利擁護機能」という。）。

審議会のうち子どもの権利擁護機能を担当する部門は、特に子ども福祉に精通した専門家であり、公正な判断をすることができる者で構成される必要がある。審議会は、子どもや当該都道府県内の要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申入れを契機とし、職権で審議すべきケースを取り上げることができるものとする。審議の対象は、当該都道府県の機関の個別ケースに関する対応や措置、子ども福祉に係る機関のあり方等を含み、個別ケースについて調査審議を行う際には、当該個別ケースに利害関係を有する者が調査審議に加わらないこととする。また、審議の結果、必要があれば、助言あるいは勧告を行うことができ、審議のために必要があるときは、新たに関係者から報告を求めることができるものとする。

既存の組織である児童福祉審議会による子どもの権利擁護を構想したが、最終的には、子どもの権利に係る他の分野（教育、少年非行など）を含む、総合的な子どもの権利擁護に係る第三者機関を設置することを目指すべきである。

5. 国・都道府県・市区町村の責任と役割

子どもの権利を保障するため、その担い手となる国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にすることは重要である。なかんずく、子どもの権利条約を批准している国の責務は重く、その責任と役割を児童福祉法に明確に規定する必要がある。

基本的な考え方としては、以下のとおりである。

- ・ 市区町村は、子どもや家庭に最も身近な基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づいて包括的・継続的に子どもと家庭への支援を行う。
- ・ 都道府県は、市区町村に対する助言や援助を行うとともに、入所措置等のより専門的な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行う。
- ・ 国は、市区町村及び都道府県に対する助言や情報の提供等、全体として子ども・家庭の福祉のために必要な措置を講じる。

（国の責任と役割）

国については、子どもの権利を等しく擁護するため、全国の子ども家庭福祉の質を十分な水準にし、子どもの権利が守られているかどうかを検証し、状況を正確に把握して制度を向上させることが重要であり、以下の役割が盛り込まれるべきである。

- ・ 子どもの権利擁護の主体として、子どもの権利が擁護されていることを監督し、検証を行う。
- ・ 子どもたちが等しく充実した子ども家庭福祉の下に成長・発達していけるよう、全国の子ども家庭福祉の質を担保する。このための基準を設けるとともに、それを担う者の技能について、国民からわかりやすくするために資格を設ける。
- ・ 情報の収集、正確な統計などを用い、日本における子どもの権利保障の状態を少なくとも国際比較ができる程度に明らかにするとともに、それらの分析に基づき、子ども家庭福祉の制度や施策を向上させる。

(都道府県の責任と役割)

都道府県については、市区町村に対する助言や援助を行うとともに、入所措置等のより専門的な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行うことが重要であり、以下の役割が盛り込まれるべきである。

- ・ 市区町村の行う子どもの福祉に関する業務が適切に行われるよう、市区町村に対する助言や援助を行う。
- ・ 専門的な知識及び技術が必要な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行う（施設・事業者の指定や認可、子どもの保護のための分離措置等）。

(市区町村の責任と役割)

市区町村については、子どもの権利が守られる環境をつくることが重要であり、以下の役割が盛り込まれるべきである。

- ・ 子どもや家庭への相談・支援等を行う。
- ・ 子どもの権利侵害を予防する。

6. 支援の対象年齢

産業構造の変化や、それに伴って求められる労働能力の高度化により、子どもの社会的及び経済的自立が可能となる年齢は高くなってきている。

今回の改革においては、子どもの精神的、経済的、職業的自立をこれまで以上に重視するとの観点から、少なくとも、不適切な養育を受けた子どもや家庭基盤が脆弱な子どもに限っては、現行制度の下で成人年齢に達する 20 歳未満を支援の対象とすべきである。20 歳未満とするのは、現行の成人年齢である 20 歳との整合性を持たせるとともに、一般家庭での子どもに対する経済的な支援の現状を踏まえてのことでもある。現在、一般家庭の子どもの大学や専修学校等への進学率は 76%に達している。一般家庭の子どもたちが高等学校以降の教育を受けるためには、家庭などのバックアップが欠かせないが、支援を必要とする子どもの中には、こうした家庭などのバック

アップを持たない者が少なくない。したがって、子どもの自立の保障という観点に立つなら、支援を受ける子どもに対しても、その希望に沿って高等学校以降の専門・職業教育の機会が提供されるべきであり、支援の対象年齢を少なくとも 20 歳未満に引き上げるのが妥当である。

このため、不適切な養育を受けた子どもや家庭基盤が脆弱な子どもに対する支援の対象年齢を「20 歳未満」とすべきである。里親委託等の措置を受けた児童について、20 歳に達するまでの間、措置延長（新たに 18 歳到達後の更新も可能とする）を積極的に活用するとともに、次のとおり必要な支援を可能とすべきである。

- ・ 一時保護中に 18 歳に達した者等について、新たな里親委託等の措置を可能とする。
- ・ 里親委託等措置中の 18 歳以上の者について、一時保護や措置の更新・変更を可能とするとともに、面会・通信制限等の対象とする。

なお、不適切な養育を受けた子どもの支援は、障害の有無に関わらず対応が必要なことから、これらの支援については、障害児入所施設の措置児童も対象とする。

また、里親委託等の措置を受けていた者について、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も、少なくとも 22 歳に達した日の属する年度末まで、その後の自立した生活につなげるため、引き続き必要な支援を受けることができるようにする仕組みを整備する必要がある。

また、現行の児童福祉法においては、18 歳になる前に同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置がとられている子どもについて、18 歳になった後、同法第 31 条第 2 項により延長する場合、同法第 28 条の承認審判ができるか否か明確ではないが、これができることを明記すべきである。

なお、児童福祉法の年齢要件を見直して、20 歳まで引き上げ、少なくとも 20 歳までは児童福祉法上の支援が継続される制度を確立すべきとの意見があった。この点については、現在議論が行われている成人年齢の引下げとの関連について、将来、成人年齢の引下げの段階で、親権との関係を整理する必要がある。上述のように、支援を受ける子どもの多くは、自立に向けた支援を提供してくれる家庭を持たず、社会的な支援を必要としており、その状況は、成人年齢が引き下げられたからといって、何ら変わるものではない。成人年齢が引き下げられた場合には、20 歳未満の親権が及ばない「成人」に対する支援のあり方に関する整理が必要となる。

7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備

1) 新たな子ども家庭福祉体制の全体像

子どもの権利を保障するための子どもと家庭への支援は、本来、その生活が営まれている身近な地域内でなされるべきであり、地域福祉の問題として構想されることが必要である。一方、児童相談所では、虐待を受けた子どもの保護から育成相談や保健

相談まで幅広くその機能としており、多様な機能を果たしきれない危険が生じている。加えて、相談者が遠距離から相談に来なければならぬ不利益もある。これらの問題を考慮すれば、市区町村の人材と財政に関する十分な基盤整備を行った上で、子ども家庭福祉のシステム全体を組み直す必要がある。

そのために、新たな子ども家庭福祉体制として以下のようなシステムの構築を提案する。なお、子ども家庭福祉体制の整備と、その機能の見直しに伴い、「児童相談所」という名称についてもその変更を検討すべきという意見もあった。

- ① 市区町村の基盤整備を行い、保育所を含めた子ども家庭福祉体制を充実させ、地域子ども家庭支援拠点を整備する。
- ② 地域子ども家庭支援拠点は、同自治体の保健センターやその他の部署及び民間団体と協力して、子ども子育て支援事業、子ども家庭の福祉的相談、要保護児童とその家庭や虐待により措置対象となった子どもと家庭の在宅支援などを行う。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役を担う。子育て支援事業の民間団体への委託は積極的に行うが、その監督を行う必要がある。
- ③ 子ども虐待で最も多い対応となっている在宅支援を適切に行うため、在宅・通所支援を積極的に活用し、家事援助を含む生活全般にわたる在宅支援、民間団体・医療機関等による通所支援を受けさせることができることとする。
- ④ 児童相談所が行っている「分離措置を伴わない養護相談」「育成相談」「措置を伴わない非行相談」は、主として住民に身近な市区町村の地域子ども家庭支援拠点が担い、「保健相談」は市区町村保健センター等が担うこととする。「障害相談」は、市町村が児童発達支援センター等を活用して行うことや、療育手帳に関しては、他の障害者手帳と同様、対応可能な医療型児童発達支援センターや医療機関等において必要な検査等を行って意見書を作成し、判定は都道府県の児童相談所以外の部署で行えるようにすることも一つの方法である。
- ⑤ 市区町村を中心とした母子保健について、妊娠期の支援を含む子ども虐待予防に関する役割を法律上明確化して、地域子ども家庭支援拠点とともに子ども虐待防止の予防的対応を担うことを明確にする。
- ⑥ 特定妊婦への支援のための社会資源を充実させる。
- ⑦ 児童相談所を設置する自治体を拡大する。
- ⑧ 児童相談所と市区町村に二元化されている通告窓口に関し、共通の窓口を都道府県レベルで設置し、集中的に電話による子ども虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関（以下「通告受理機関」という。）を創設することについて、モデル的取組から検討する。初期対応を行う機関とは、子ども保護機能を担う機関・市区町村地域子ども家庭支援拠点等であり、必要に応じて警察に依頼する。ただし、通告受理体制として、要保護児童対策地域協議会を構成する各関係機関が直接児童相談所（子ども保護機能を担う機関とな

る。) もしくは市区町村に通告・相談することを妨げるものではない。

- ⑨ 現行の児童相談所の機能を、子ども保護機能を中心とした機関と子ども・家庭への支援のマネジメント機能を担う機関に分割する。ただし、小規模の自治体においては、同一機関の中の別の組織とすることを検討する。子ども保護機能を担う機関は通告等で把握した子ども虐待事例の調査・評価・保護・措置を行うこととし、支援マネジメント機能を担う機関は措置された子どもに関する支援の枠組みを構築し、市区町村が行う子ども家庭支援の状況の進行管理等を行う。
- ⑩ 親子分離を行う一時保護や親への治療命令に関する司法関与を強める。
- ⑪ 上記の新たな子ども家庭福祉体制の質を担保するため、通告受理機関、子ども保護機能を担う機関、支援マネジメント機能を担う機関、直接支援に携わる市区町村・民間団体に対する評価制度のあり方を検討する。

2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点

(1) 就学前の保育・教育の質の向上

高度経済成長期を境に進行の一途を辿ってきた核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保育等の外部サービスの利用が進んできた。とりわけ、近年の女性の社会参加の拡大等は、これにさらに拍車をかけている。

人と人との関係性の基礎となるアタッチメント形成がなされ、脳の基盤ができる乳幼児期の養育は極めて重要である。そうした中、我が国では、人格形成に重要な時期にある就学前の子どもの多くは、日中の多くの時間帯を保育所、認定こども園、幼稚園などで過ごしている。保育所を例に挙げるなら、長らく、その職員配置基準は、ほとんど改善がされてこなかった（子ども・子育て支援制度により、平成 27 年度から 3 歳児の職員配置については改善（20：1→15：1））。

子どもの発達にとって重要な時期の基盤となる保育の質を上げるため、保育士養成課程の見直し等、保育士の専門性の更なる向上と職員配置の改善は、次世代に重要な意味を持つ。また、近年、保育所において発達の問題を有するいわゆる「気になる子」が多いことが報告されるなど、家庭への支援を必要とする子どもが増加していることから、保育所におけるソーシャルワーク機能の強化や地域との連携が必要となっている。

(2) 市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備

子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があり、そのためには市区町村に支援の拠点を整備する必要がある。現在、東京都の特別区と市などに設置されている子ども家庭支援センターやその他の市町における類似のセンターが、そのモデルとなり得る。また、一つの方法として、既存の児童家庭支援センターを参考に、市区町村における支援拠点のあり方を検討することが考えられる。この拠点では、

前記のとおり、一般の子ども家庭相談支援から子ども虐待事例の在宅支援までを担うとともに、要保護児童対策調整機関となり、子ども子育て支援事業を行うべきである。規模の大きな自治体では、一般の相談と虐待対応のセクションを分けることも有効と考えられる。同自治体内の保健センター等と協力し、分かりやすいワンストップの窓口機能も担うことが求められる。民間との連携や事業委託を積極的に行うことも求められる。

この地域子ども家庭支援拠点が適切に機能するためには、ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要となる。市区町村の規模により実情が異なることから、国及び都道府県は財政的・人的資源の充実に積極的に関与して、その基盤整備を行う。自治体の規模によっては、複数の自治体が合同で拠点を設けることができるような配慮も必要である。

なお、地域子ども家庭支援拠点については、利用者支援事業等既存の子ども子育て支援施策との整理を明確にする必要があるといった意見もあった。

(3) 通所・在宅支援の積極的実施

全国児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは、在宅支援となっている。その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいは、そのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る危険も大きい。

この現状を児童虐待防止の重要課題として新たな社会的養育システムの中に位置付け、虐待通告された子どものうち、在宅に戻された子ども等の支援のために通所・在宅支援を積極的に行う必要がある。

先に示した市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」がこれを中心となって担い、必要に応じて児童相談所と共同し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行うものとする。通所・在宅支援について、国は自治体とともに財政的支援を行うものとし、これにより、支援を行う民間団体などが増加し、それに伴って新たな支援の方法が開発、提案されることも期待できる。

なお、将来的には、市区町村が在宅措置、通所措置を行うという制度も考えられるとの意見があった。

(4) 母子保健における虐待予防の法的裏付け

特定妊婦の発見と支援、育児支援、子ども虐待の予防や早期発見に関し、母子保健が果たしている役割は大きい。母子保健法ではその役割が明確ではなく、法律に位置付ける必要がある。WHOでも暴力・外傷は重大な健康問題と位置付けられており、暴力への対応を明確にするとともに、母親自身への保健について明確に規定

すべきである。

また、母子保健情報は虐待の有無、重症度、要保護か要支援か等を判断する上で重要であり、早期から保健、福祉、教育、医療機関・助産所等の間で共有が必要である。妊娠葛藤に悩む妊婦の相談に応じる仕組みを整えることも必要である。

このような役割を遂行できる母子保健担当保健師を市区町村に配置すべきである。

(5) 特定妊婦等への支援

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への対応については、未だにその支援方法の選択肢が少ない。特定妊婦のケアが適切にできるよう、情報を共有するための方策を再検討し、支援メニューの増加を図る必要がある。

要支援児童及び特定妊婦等を発見した場合、発見した者は、市区町村に対して情報提供できるものとすべきである。

また、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO 法人等において、特定妊婦や飛び込み出産に対し、入所・通所によって支援を行うことができるよう、「産前産後母子ホーム（仮称）」を整備するための枠組みを作る必要がある。このため、モデル事業を実施するとともに、具体的仕組みについて検討を行うべきである。

(6) 児童相談所を設置する自治体の拡大

児童相談所の設置については、かつて概ね人口 50 万人に 1 か所という目標があり、現在、全国で 200 か所を超えてはいるが、虐待事例への対応が急増したため、情報共有や対応検討などを丁寧に行えなくなっており、管轄する規模を見直す必要がある。

虐待事例への対応は、政令市や児童相談所設置市以外の市区町村の場合、都道府県が設置する児童相談所と市区町村の二元体制で実施されており、それによる問題点として、両者の支援のはざまに落ちる事例があるという指摘や、時間のロスと認識の温度差が生じやすいという指摘もある。児童相談所を設置している中核市では対応機関の一元化の利点が報告されてはいるものの、現在、中核市で児童相談所を設置している自治体は 2 つにとどまっており、その財政的負担が大きいことや専門性確保が難しいなどの課題があるものと考えられる。原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的理由や専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある。

なお、地方分権、自治体の自主組織権の観点から、「必置」とすべきでないとい

う意見もあった。

こうした意見を踏まえ、現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある。

また、5年を目途として、中核市や特別区が児童相談所を設置することができるよう、国として専門職の育成等の必要な支援を行うべきである。

(7) 児童相談所の強化のための機能分化

従来、児童相談所はニードに基づく相談を中心に業務を行ってきたが、虐待通告数が毎年大きく増大している現状において、対応の限界にきており、機能強化が優先課題となっている。保護機能と支援機能を同一機関が担うことによって、保護後の保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇され、場合によっては子どもを死に至らしめるといった事態が生じていることは、国が実施している重大事例検証委員会報告書においても指摘されている。また、親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が円滑に進まないといった事態も従来指摘されてきた。児童相談所が有する通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担うためには、その機能を明確に分離する抜本的な見直しが必要である。その際、「新たな子ども家庭福祉体制の全体像」で述べたように、ニードに基づく相談機能を市民に身近な市区町村が中心となって担うことが望ましい。

また、増大する虐待通告に対応する一方で、子どもの死亡や障害といった重大な結果に至る事態を減少させるためには、重症度・緊急度に応じて対応できる体制を整備したり、立入調査や臨検捜索などの法的な権限行使が必要となる事例に法的過誤なく対応するための専門的なチームを養成することも必要となる。さらに、子どもの安全・安心のために保護・介入的なソーシャルワークを行い、支援を行う体制も必要となる。

具体的な方向性としては、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置し、さらに、通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネジメントを行う機能を別の機関で行うといった体制整備が考えられる。ただし、小規模自治体の児童相談所では機関の分離を行わない方が効率的な場合もあることから、機能を明確に分離し、その機能が遅滞なく遂行されるように、同じ機関の中で組織の分離を図ることが考えられる。

なお、心理療法や治療といった専門的支援機能に関しては、市区町村と児童相談所が協働して行う必要があるとの意見もあった。

また、複数機関への分離により狭間に落ちるケースが生じる可能性があるといった意見もあり、両機関（組織）の情報交流を密にする必要がある。

(ア) 虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化

現在、虐待等に関する通告は、児童相談所と市区町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年に、市民に身近な市区町村にも通告を可能にすることによって通告への抵抗感を取り除くことなどを目的に法改正が行われたが、一方で、通告する側に緊急度の判断を求め、通告先の選択を強いているなどの問題点が指摘されている。また、現在は通告を受理した機関が調査をすることになっているが、児童相談所では通告内容の緊急性の有無に関わらず一律に48時間ルールが適用されている。いわゆる「泣き声通告」や「面前DV通告」は年々増加の傾向にあり、これら増大する虐待通告の安全確認・調査の業務量が膨大となり非常に負担が大きくなっている。泣き声通告で安全確認のため児童相談所が訪問した家庭では、孤立感や近所への不信感など、子育ての負担感を増大させているといった状況もある。

通告・相談電話の三桁化（189）が開始され、より多くの通告や相談を促す段階に入っており、効率的な初期対応を行うためには、窓口を一元化し、その緊急性の判断や、保護を前提とした介入型安全確認を行うべきか、保護を前提としない支援型安全確認を行うかの判断を行うとともに、初期対応機関を、児童相談所・市区町村等に振り分ける（初期対応までの期限を決定することを含む。）、あるいは警察へ初期対応を依頼するといった機能を持つ、通告受理機関を整備する必要があり、モデル的取組を実施し、早急な検討が必要である。

通告受理機関は、現在の児童相談所設置自治体に最低1か所程度とすべきであり、中央の児童相談所内の設置も可能とする。通告受理機関が通告の緊急度を的確に判断できるよう、設置自治体の児童相談所及び市区町村の要保護児童対策地域協議会の関係機関で扱っている虐待等の事例に関する情報を参照できるよう、事例情報紹介システムの構築を検討すべきである。

こうした体制整備は、要保護児童対策地域協議会の関係機関が児童相談所もしくは市区町村に通告・相談することを妨げるものではない。その際には、情報の共有を目的に、併せて通告受理機関に通知することとすべきである。

当面、初期対応の漏れがないようにするため、児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成するとともに、児童相談所から市区町村へ送致する仕組みを設けることが考えられる。

これにあわせ、現在の三桁化番号では子ども虐待に関する通告や相談窓口としてのみならず、全ての育児相談が対象となっているが、子ども虐待に関する通告と相談に対象を限定することが考えられる。

なお、電話対応だけでは的確な判断が困難であり、初期対応までを一続きに考えるべきで、相談の対象範囲を含めて現行のままとすべきであるといった意見があった。

また、「面前DV」等について警察から市区町村へ通告する仕組みが必要といった意見もあった。

(イ) 調査・保護・アセスメント・措置機能の強化

児童相談所が行っている立入調査、臨検捜索などの強制的な業務について、過誤なく実施できる専門性を持ち、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

子ども虐待など保護者による不適切な養育が伴う事例や、虐待等が背景的な要因となっていることが多いと指摘される非行事例など、行政処分を伴うような事例に関し、調査、アセスメントとそれに必要な子どもの保護や、親子分離、在宅支援などの措置を行うため、迅速に必要な情報を収集し整理する機能を強化すべきである。

また、児童相談所の調査において、資料提供等の協力を得にくいという指摘があり、子どもを守るために必要な情報を適切に入手できるようにするため、児童相談所長は、地方公共団体の機関に加え、医療機関、学校等に照会して必要な事項の報告を求めることができるようにする必要がある。

さらに、子どもの保護にあたっては、後述する司法関与の整備状況に応じて、裁判所等の司法機関との連携の下に業務を担うため、それに応じた整備も必要となる。

なお、こうした機能は独立した機関が担うことが望ましいが、小規模設置自治体においては、同一機関内の別組織とする方が効率的な場合もある。

(ウ) 支援マネジメント機能の強化

上記により措置されたケースに関し、その自立支援まで責任を持って支援マネジメントを行うため、支援の枠組みを作り、進行管理を行い、支援効果を判定し、その後の支援の方向性を提示するなど継続的な関わりが必要となる。

前述のように、今後の子ども家庭福祉においては、支援の担い手の中心を市区町村とすべきであるが、子どもに対して分離養育の措置を行った事例では、子どもの支援と家庭への支援の状況を連動させる必要がある。また、在宅支援を実施している事例において、子どもの心身が危険にさらされる事態等の発生に伴い、家族からの子どもの緊急分離が求められることがあり得る。このような事態に対応するためには、支援をマネジメントし、経過をフォローしていくと同時に、保護を中心とした機関との情報の共有や協働が求められる。

このため、市区町村が支援を提供する虐待及び非行事例について、事例の進捗管理(ケースマネジメント)を行う支援マネジメント機能を有する機関(組織)を設置することが望ましい。その際、要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用することも考えられる。規模の小さい自治体では、子ども保護機能を担う機関内

の異なる組織とすることも可能とすることが考えられる。こうした機能を明確に位置付け、子ども保護の業務とは別に的確に遂行できるようにする必要がある。

この機関は、地域子ども家庭支援拠点等の支援機関と連携して、事例の支援の状況を把握し、必要に応じて子ども保護機能を担う機関と協働の上、支援方針の変更を含む支援経過のモニタリングを行う必要がある。また、支援困難事例に関しては、必要に応じて市区町村に技術的な援助を提供するべきである。

社会的養護となる場合は、子どもの状態を把握し、社会的養護の担当者とともに自立支援計画を作成し、その進捗を管理し、定期的に支援効果を判定し、支援の方向性を提示する必要がある。同時に、親の支援や家族関係の再構築を、社会的養護の担当者とともに行うこととし、再統合の可否の判定、外出・外泊時の親子関係の観察と評価、措置解除の決定などを行う必要がある。

在宅支援の場合、具体的支援は市区町村となるが、支援の枠組みを作り、進捗状況を管理し、市区町村とともに支援効果の判定及びその後の支援の方向性を決めることは、この機関が担う必要がある。支援計画の策定等は、要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用することも可能であると考えられる。

こうした機関は、措置ケースの数に応じた配置が必要である。

子ども保護機能を担う機関及び支援マネジメント機能を担う機関については、先進的な取組を行っている児童相談所の事例等を収集し、段階的に整備していくべきである。

(エ) 一時保護・アセスメント機能の整備

一時保護には、子どもの心身の安全を確保すること、そして、子どもや家庭への支援計画を導くためのアセスメントを的確に実施することという2つの大きな目的があることを、まず法律に明記する必要がある。

現在の一時保護所には様々な課題がある。例えば、一時保護期間中に子どもが学校教育を受けられていないというのは大きな問題であり、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を背景に一時保護されている事例では、その複雑性から、一時保護期間がその制限を超えて長期化する傾向が認められる。

このため、一時保護が、子どもに安心感と安全感を提供する機能を十分に担えるものとすべきである。この安心感や安全感は、先述の子どもや家族のアセスメントにとって極めて重要な意味を持つ。子どもにとって、現在の環境が安全なものであり、安心できるものであると感じられるものでなければ、家庭内で起こったことやそれに対する自身の認知や感情を表出することは困難であり、そのために的確なアセスメントが行えないことになる。子どもや家庭への支援計画は、このアセスメントの内容に立脚したものであることを考えるなら、一時保護が適切に機能するか否かによって、支援の成否が決定されるということが出来る。この

ように、支援を適切に提供するためにも、子どもが安全・安心を感じることができ、一時保護が必須となる。

安心感を与えるためには、現行のような集団生活や、様々な背景を持つ子どもが同じ場所で日常を過ごすいわゆる「混合処遇」は極めて不適切であると言える。このため、子どもの年齢等を勘案しつつ、原則として個室対応を基本とし、ケアワーカー等による個別対応を可能とするような職員配置と環境整備を行うべきである。なお、個室は必要であるが、一時保護の対象は2歳から18歳未満まで幅広いので、全室個室が基本ということでは対応が困難な場合もあるとの意見があった。

一時保護委託を行う場合には、子どもの生活が激変しないよう里親家庭やファミリーホームへの一時保護委託や、乳児院、小舎制の児童養護施設や地域小規模施設等への一時保護委託が望ましいと考えられる。その際、心身ともに健やかでいられることが保障される必要があり、また、学習権の保障のため、中学校区単位で一時保護が可能である施設や里親家庭を確保したり、通学時の送迎を保障するなどして、できる限り学校教育を受けることができるよう尽力すべきである。その際には、子どもの学校生活の連続性を保障するため、原籍校への通学の可能性をまず検討すべきである。国及び児童相談所設置自治体は、こうした機能を果たせるようハード及びソフト面の整備をしつつ、里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託を可能にすることを目的とした調査や検討を行い、一時保護の重点の移行に向けた計画を立案すべきである。

児童心理司や児童福祉司がアセスメントのための面接を担当する場合には、一時保護所や一時保護委託先は、児童相談所に近接している方が望ましい。

なお、一時保護所等への第三者機関による評価の仕組みを構築すべきである。

(8) 子ども家庭福祉への司法関与の整備

子どもは、安全で安定した家庭で育つ権利や家族と交流する権利があるにも関わらず、虐待のために家庭が安全でなくなった時には、家庭や住み慣れた地域から分離され、場合によれば家族との交流が制限される。これら一連の行政処分は、親権者の権利を制限すると同時に、子どもの権利を制限する行為でもある。

家族とともに生活したり、交流したりする権利は、子どもが生きていく上で最も基本で自然な権利であり、かかる権利を制限することは重大な権利侵害に当たり得る。しかも強制性を含むものであり、権利制限の判断を行政判断のみですることは本来望ましいことではない。

そればかりではなく、従来、児童相談所による行政処分として行われてきたこれら親権者や子どもの権利への制限行為は、結果として、児童相談所と保護者・親権者との間における対立構造を生み出し、その後の、安全な家庭への復帰を目

標とした支援が進まない事例が多く経験されてきた。また、保護者に対して子どもの利益を図り、安全な家庭を回復するよう直接指導する方法として、都道府県知事からの勧告制度はあるものの、保護者が子どもの利益を図り、安全な家庭を回復することができず、家庭復帰ができないまま何年にもわたり社会的養護措置のままの子どもは多い。虐待態様によってはそもそも家庭復帰が不可能な事例があるにも関わらず、永続的な家庭環境（典型例は養子縁組）を保障できないまま、社会的養護措置に留まっている子どもも少なくない。

以上のとおり、重大な権利侵害を可及的未然に防止し、また、元の家庭に戻るにせよ永続的な家庭環境を保障するにせよ、全ての子どもに安全な家庭を保障するためには、司法が一連の親権制限（子どもの権利制限を含む。）に対してその必要性を適切に判断するなど、司法の関与を強化する必要がある。次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、司法関与の強化に関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。

なお、司法関与が適切に行われるためには、子ども家庭福祉に関わる者の専門性を高める必要があることは言うまでもない。

（一時保護について）

一時保護が重大な権利侵害に当たり得ること、また、現実的に親権や子どもの権利に与えている影響及び児童の権利に関する条約の規定・趣旨から考えて、一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべきである。その実現のためには、次に掲げる事項を含め検討、整理が必要である。

- ・ 裁判所の許可を求めるべき対象、時期
- ・ 裁判所が判断する際の要件の明確化
- ・ 裁判所の審査手続の明確化
- ・ 司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立

なお、緊急時の対応に支障が出ないように、裁判所の事前審査については慎重に検討すべきとの意見があった。

また、一時保護等への裁判所による審査については、児童相談所の体制が整わない段階で導入すると、かえって児童相談所が必要な一時保護をためらうおそれがあることを指摘する意見もあった。

（面会通信制限、接近禁止命令について）

面会通信制限、接近禁止命令など、親権制限や子どもの権利制限に関わる処分について、司法が関与する仕組みを検討するべきであるとして、次のように述べ

る意見があった。

現行の接近禁止命令は、児童福祉法第 28 条審判に基づく社会的養護措置が条件となっており、実情にそぐわない。前述のように、現在の一時保護のあり方では子どもの学習権を保障することが極めて困難となっており、地域のオープンな環境で一時保護を行う必要があるが、そのためには接近禁止命令による子どもの生活環境の安全の確保が必須である。また、家族再統合や、父母の同意を得ずに成立した特別養子縁組、措置解除後に子どもが自立しようとする場面等においても、子どもに対する不当な攻撃が予想され、子どもの安全の確保のため、例えば、接近禁止命令の対象を同法第 28 条審判に基づく社会的養護措置以外の場合に拡大することなど、どのような方策が考えられるのか検討が必要である。

(臨検捜索について)

臨検捜索については、立入調査に対する拒否を前提とした再出頭要求をなすとの要件があるため、迅速な対応が必要な事例については、余計な時間がかかり、速やかな子どもの安全確認ができない。その要件となっている再出頭要求を削除するべきである。

(親権停止制度の活用について)

児童福祉法第 28 条審判に基づいて社会的養護措置をなしているケースに関しては、社会的養護措置後も親権者が親権を有し、施設の長や里親等の有する監護・教育・懲戒の権限と重複することによる措置後の混乱を避けるため、親権停止（事案によっては喪失）制度を活用するものとし、措置後の混乱のおそれがなく第 28 条審判に基づく社会的養護措置で足りることが明らかな場合には、それによるものとすべきである。なお、親権停止の方が効果が重いので、謙抑性の原則からすると、第 28 条審判に基づく社会的養護措置から先に検討せざるを得ないとの意見もあった。

(28 条措置に係る裁判所の承認について)

実務上、児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所において子どもの状況に即応した最適の措置を選択することが子どもの利益に資するものであり、児童相談所が措置の種別を選択できるよう、裁判所の承認は措置の種別を特定せずになすことを検討するべきである。

(裁判所命令について)

裁判所や都道府県による勧告制度に代わって、児童福祉法第 28 条審判や親権

制限審判に際して、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令を設けることを検討すべきである。また、指導命令がなされたにも関わらず改善の見込みなしと裁判所が判断した場合には、親権喪失、さらには特別養子縁組の前提である親子関係の終結へと向かう手続を明確にするべきであるとの意見もあった。これら裁判所命令から始まる一連の手続によって、子どもにとって安全で永続的な家庭環境を保障するべきである。

なお、保護者の同意がある入所についても、裁判所命令が必要との意見もあった。

また、分離後だけでなく、分離されていない在宅の保護者に対し支援を受けることを義務付ける裁判所命令（英国の法制度でいうところの、スーパービジョン命令）についても、法的に規定することを検討すべきであるとの意見もあった。

他方、保護者に対する裁判所命令については、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書(平成23年1月28日)」において、「司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面がある」と結論付けられていることに留意すべきところ、現時点で、その結論を覆すに足りる立法事実が認められるとは言い難いといった意見があった。また、法廷侮辱罪等の制裁もないのに裁判所の命令に効果があるのか、現行制度でも裁判所の見解は保護者に伝わる工夫がなされているところ、その実践と検証が不十分なのではないかといった観点から、慎重な意見もあった。

要保護児童の保護措置等の手続における裁判所の関与のあり方については、様々な意見が出されたが、児童相談所による保護者指導の緊急性、必要性が特に高い場合（児童が現に虐待を受けている場合等）において、その実効性を確保するため、裁判所又は裁判官が保護者に対する指導に直接関与する制度の導入等の、司法関与を一層強化する制度の導入について、関係部署と調整を行った上、早期に検討を開始する必要がある。

また、一時保護等や28条審判における裁判所の関与のあり方についても、児童相談所の機能強化の状況等を踏まえた検討を行うべきである。

（9）子ども家庭福祉に関する評価制度の構築

行政機関である児童相談所や市区町村における業務内容は、児童相談所運営指針や市区町村児童家庭相談援助指針によって示されているものの、そのサービスの質が自治体によってばらつきが大きいことが、各種統計資料などから指摘されてきた。しかしながら、これらの行政サービスに対する評価を行う仕組みは各自治体単位でしかなく、自治体のサービス水準を全国的に標準化することは困難と言

える。そこで、自治体が行う子ども家庭相談支援が、全国どこの自治体においても高い水準を保つためには、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要である。

また、地域における通所・在宅支援、里親支援の充実強化の方法としての包括的な支援を行う事業、特定妊婦の支援としての「産前産後母子ホーム（仮称）」等の在宅支援サービスを創設し広げていくためには、市区町村からの委託で NPO 等の民間機関を活用することが期待される。しかしながら、これらの事業が、真に虐待予防や子どもの安心・安全を保障するものとして機能するためには、事業内容のサービスの質が高い水準に保たれている必要があり、在宅支援サービスの質を担保するため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要である。

さらに、一時保護所においては、民間施設に対するような第三者評価が導入されておらず、行政機関が自らの業務の内容を振り返る機会がなかったことから、一時保護所等への第三者機関による評価の仕組みを構築するべきである。

8. 職員の専門性の向上

(1) 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件

① 児童相談所機能を担う職種、任用要件、配置基準

児童相談所の職員については、現在の児童福祉法では、所長と児童福祉司の任用要件しか定められておらず、児童福祉司の任用要件には抜け道とも言える道が残されているため、十分な技能を有しない者が任用される場合がある、地域間のばらつきが大きいといった実情がある。

このため、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要がある。

児童福祉司について、一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである。

- ・ 社会福祉士等の基礎資格に応じて、必要な研修を受講させる。
- ・ 社会福祉主事（2年以上児童福祉事業に従事）を任用する場合、任用前の指定講習会受講も義務付ける。

児童福祉司の配置標準については、児童虐待相談対応件数を考慮したものに見直すべきである。

教育・訓練・指導担当児童福祉司（以下スーパーバイザー）について、法律上、児童相談所への配置を明記する必要がある。

また、児童心理司、医師又は保健師について、法律上、児童相談所への配置を明記する必要がある。児童心理司は評価の業務と支援業務を担うため、子ども保護機能を担う機関（組織）、支援マネジメント機能を担う機関（組織）に適切に配置することが必要である。また、医師又は保健師を配置することも必要であ

る。なお、児童心理司については、公認心理師であることを任用要件とすることも考えられるが、公認心理師の資格取得に必要なカリキュラム等が決まっていなため、その検討結果を踏まえる必要があるとの意見があった。

児童相談所長については、スーパーバイザーの任用要件を満たす者とするべきである。ただし、医師に関しては、今後の専門医制度の動向により、適切な専門医が確立されれば、その専門医であることを任用要件とすることが必要との意見があった。

② 市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準

市区町村は、「地域子ども家庭支援拠点」を整備し、児童家庭相談や要保護児童対策地域協議会の運営に加え、養護・育成相談等のうち措置を伴わないものについても応じるため、組織や職員体制の充実が求められる。

これまで、市区町村の職員配置についての基準は必ずしも明確でなかったが、新たな役割を担うにあたって従事する職員の資格要件及び配置基準を検討することが求められる。

ただし、規模の小さな市区町村では、専従でない保健師が要保護児童対策地域協議会を担っていることも多い。自治体の規模に合わせて職員の充実を図る必要がある。

特に、市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」は、支援実務を行うとともに、地域の関係機関との連携の中で社会的な援助を行う中核となることから、それに従事する職員として児童福祉司及びその他必要な職員を置くべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低1名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべきである。

市区町村が「地域子ども家庭支援拠点」を設置するにあたっては、関連する家庭児童相談室事業や子ども子育て支援法に規定される地域子育て支援事業及び母子保健事業等との調整を行うなどして、事業に必要な職員の確保を行い、利用者の利便向上を図るとともに、地域子ども家庭支援拠点が組織的かつ効果的に運用されるよう努めるべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」の設置にあたっては、当該自治体を所管する児童相談所と十分な協議を行い、円滑に業務を行えるようにするとともに、児童相談所からの職員派遣や相互交流等、連携体制の構築に努める必要がある。

(2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方

子ども家庭支援に当たる職員の専門性の向上は、長年大きな課題となってきた。

これまでは研修の充実を図るのみであったが、研修が実際に身につけているかの判断はなされておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況となっていた。

これを解決するため、まずは、指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員としての新たな公的資格を創設することを検討すべきである。

子ども家庭福祉の支援における指導的職員が有すべき知識・技能は、ソーシャルワークを基盤として、心理的な見立て、子どもの心身の健康に関する知識・技能が必要となる。一定の基礎資格を有する者で少なくとも5年以上の認定された子ども家庭福祉の現場での実務経験を有するものが、それぞれの基礎資格で不足しているところを研修等で補った上で受験できるようにすることが考えられる。

児童相談所、市区町村等において子ども家庭福祉に関する指導的業務を担う公的資格とし、子ども家庭福祉の質の担保という責務が果たされるよう国の資格とする。資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。

資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関する実務経験（児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等）を有するものが、③試験（単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。）に合格した場合に付与することが考えられる。

基礎資格については、上記のとおり、ソーシャルワークを基盤とするものの、心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保健福祉士の資格に加えて、心理師と保健師も考えられる。

児童相談所のみならず、市区町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる資格とする。医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。

資格創設に当たっての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようにする必要がある。

資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、子ども家庭福祉に関する資格については、関係学会が中心となって、法改正後に具体的なあり方を検討すべきである。

また、資格化を含めた子ども家庭福祉を担当する職員の資質向上のための方策に関する調査研究を実施すべきである。

なお、早急に児童相談所等の職員の専門性を向上させるとともに、公的資格創設の環境を整備するため、モデルの構築を含め、平成28年度から29年度は関連学会等において認定資格を付与することも考えられるとの意見があった。

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

児童養護施設等に措置された子どもに対して優先すべきことは、永続的な家庭の保障であり、児童相談所は、市区町村や児童養護施設等関係者と連携を図りつつ、実親の家庭での安全と養育環境が十分に確保され家庭復帰ができるように最大限の努力をすべきである。しかしながら、家庭復帰が困難な場合には、必要な手続に沿って、子どもに永続的な家庭（養親家庭）を保障すべく最大限の努力をすべきである。

実親から分離された子どもに提供される代替養育は、家庭環境（家庭養育）で行われるべきである。また、子どもの情緒的問題あるいは行動上の問題が顕著であるために治療的ケアが必要な場合においては、それらの問題の改善を図るための体制が整った小規模な施設においてケアが提供されるべきである。

社会的養護による代替的養育を受けた子ども、その他虐待防止と自立支援の観点から支援が必要と認められた子どもについて、児童福祉法の児童の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠であり、そのための仕組みを整備することが必要である。

(1) 里親制度の充実強化

就学前の子どものみならず、すべての子どもに家庭養育を優先した措置が行われるためには、現在の里親制度の質及び量の更なる拡充が欠かせない。そのためには次の項目について検討し、実現を図っていくべきである。

- ・ 里親委託に保護者が同意しない理由の一つに、「親」の名称が混乱を与えているという指摘がある。一定期間の代替養育であることを誤解なく伝えるとともに、地域社会で受け入れやすいものとするため、里親の名称について検討すべきである。
- ・ 家庭養育を優先した措置を行うためには、子どもの状況に応じた里親を確保することが必要である。中でも、一時保護や新生児・乳児の養育が可能な里親の育成・開拓を進めるべきであり、専門的な研修を課するとともに、相応の手当や委託費を検討すべきである。
- ・ 今後、多くの子どもが里親委託となることが想定されるが、そのような中で里親委託不調が生じないようにするためには、措置権者としての児童相談所の体制の強化も必要である。

しかし、措置権者と支援者が同一である弊害も指摘されており、児童相談所から独立した民間機関の役割が重要となる。その際、従来の里親支援機関事業のような断片的な支援ではなく、英国の foster agency や NPO 法人静岡市里親家庭支援センター、全国乳児福祉協議会「よりよい家庭養護の実現をめざして」で示された「乳児院による養育里親事業（モデル）」のように、里親候補者のリクルート、研修、評価、委託前交流、委託後支援、子どものケア、実親交流まで含めた

包括的な事業を新たに創設し、里親と支援者がチームとなって家庭養育を行うような仕組みが必要である。なお、NPOも運営主体となることで事業の広がりを促進する一方で、既存の乳児院や児童養護施設等が運営主体になることで、施設ならではの強みを活かした取組も期待できる。また、事業開始後の適切な監査・評価が必要である。

(2) 就学前の子どもの代替的養育の原則

就学前はもとより子どもの代替的養育は、アタッチメント形成や発達保障の観点から、原則として家庭養育とし、児童福祉法にその旨を明確にすべきである。施設養育を選択する時は、養育先への委託が緊急を要している場合、きょうだいの分離を防止する場合、事前に決められた限られた期間の場合、家庭養育では困難な専門的支援に関する課題を有する場合、当該子どもにとって適切な家庭養育先がない場合など、限定的な場合とすべきである。

(3) 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置

特別養子縁組制度については、従来、児童相談所等関係機関において、予期しない妊娠・出産に伴った新生児や乳児のための制度と認識され運用されてきたという実情があった。しかしながら、本来、同制度は条文上、「虐待」等による場合も規定されており、虐待を受けた子どもを含めた、幅広い年齢の子どもに永続的な家庭を保障する趣旨であるという認識が徐々に広がり、積極的に特別養子縁組に関与する自治体も増えてきている一方、自治体間・児童相談所間の格差は依然大きいのも事実である。

子どもへの永続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を要する子どもにとって特別養子縁組制度は極めて重要な意味を持つものであるが、特別養子縁組をあっせんする手続や縁組成立後の養親子家庭に対する支援の仕組みは、明確には法定されていないことから、特別養子縁組の推進について、児童相談所が取り組むべき重要な業務として、児童福祉法上に位置付けるべきである。また、養子縁組里親については、研修や認定等のあり方を見直すことが必要である。

さらに、次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親

において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手續に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手續を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手續(実親との法的親子関係を解消させる手續)と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手續(養親との法的親子関係を生じさせる手續)に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与すべきである。

- ・ 民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。
- ・ 自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる(児童の権利に関する条約第7条第1項)。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。
- ・ 現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。
- ・ 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方(許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。)、当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。

(4) 施設ケアの充実強化

子どもの代替養育において、家庭養育が優先的に検討されるにしても、対応困難な専門的支援に関する課題を有する場合など、特別なニーズを持つ子どもに対しては、施設における治療的ケアの提供が欠かせない。施設の治療的ケアの充実強化が不十分なまま家庭養育を推進することは、ケアが困難な子どもが家庭養育に措置される事態を招き、措置不調が頻発することになりかねない。事実、欧州では、里親家庭や養親家庭で養育される子どもの割合が一旦増加したものの、これらの家庭における養育では子どもたちの抱える深刻な問題に対応できないため、施設で養育さ

れる子どもの割合が再び増加したことが報告されている。社会的養護では、家庭養育と施設養育の調和の取れた発展が重要であり、家庭養育の充実強化と施設ケアの充実強化はともに推進していくべき重要な課題である。従来、国は児童養護施設の小規模化を求めてきているものの、ケアを担当する職員の配置基準は部分的な改善に留まっており、そのため、ケアを担当する職員に過重な負担を強いるものとなり、かえってケアの質が低下する可能性が生じている。質の高い施設ケアを実現している欧州各国の実例を参考に、我が国においても質の高い施設ケアの実現に向けた制度に早急に転換すべきである。

家庭養育が困難となる子どもの多様で複雑なニーズに応えるためには、施設ケアの治療的養育環境として、次の要件が満たされることが必要である。

- ・ 施設において、子どもが抱えるそれぞれのニーズの個別性に応じたケアの提供の推進、そのための施設の小規模化の促進と小規模ケアが適切に運営できるようなインセンティブを強化するとともに、職員の配置の充実を図る。
- ・ ケア職員の確保と専門性の向上、併せて給与・労働条件の向上を図る。

(5) 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援のあり方

児童福祉法によって家庭から分離され、社会的養護の対象となった子どもに対して、国及び地方公共団体は、精神的、経済的、職業的、社会的自立を遂げさせる責任を負うと言える。現行では法の「児童」の定義に従い、こうした子どもに対する支援は、原則として18歳に達した時点で終了することになるが、これは支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結しており、子どもの自立を支援する観点から問題がある。こうした支援の中断がどのような結果を生んでいるかについて包括的な調査研究が不在ではあるものの、例えば東京都による調査では、この10年間で児童養護施設を退所した子どものうち、調査時点で把握が可能であった退所者の約40%が、退所時に就いた職を1年以内に辞めており、3年間では70%が離職していることが明らかとなっている。こうした離職者は、より劣悪な職業・生活環境に置かれていることが推測され、職業的、社会的自立のための能力と生活基盤の形成が、現行の「18歳未満」までの支援では極めて困難であることを示唆している。また、社会的養護による代替的養育を受けた子どものみならず、子ども虐待への対応として在宅支援を受けた子どもにおいても、同様の困難に直面する場合があります。

したがって、社会的養護による代替的養育を受けた子ども、その他虐待防止と自立支援の観点から支援が必要と認められた子どもについて、児童福祉法の児童の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠であり、そのための仕組みを整備することが必要である。

このため、里親委託等の措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合

は20歳)到達後も、少なくとも22歳の年度末まで、その後の自立した生活につなげるべく、引き続き必要な支援を受けることができるようにする仕組みを整備する必要がある。

継続的な自立支援が実効性を持つためには、個々の子どもについて、社会的養護への措置から措置解除の支援まで全体を通じた自立支援計画を作成し、その計画が着実に実行されるシステムづくりが前提となる。このため、自立支援計画の策定と実行、評価と見直し、終結の過程における機関連携と共同関与、特に都道府県等の支援マネジメント機能を担う機関と社会的養護機関(里親を含む。)の共同関与を強化するための仕組みの整備が必要である。自立支援計画には、施設入所や里親委託による支援を継続する方法だけでなく、施設等への入所措置が解除された後も、地域で必要な支援が公的責任下で提供されるという観点を含む必要がある。

このため、市区町村・児童相談所に担当部署・ワーカーの配置を検討すべきである。この部署は、支援のマネジメント・関係機関連携とあわせて、児童福祉法による支援の終結後、必要に応じて成人を対象とした他施策・機関との連携を行うべきである。

社会的養護機関による代替的養育の終了後の支援は、それぞれの子どもの状況を把握している職員・里親などが相談に応じる等、特定の者が継続して関わることを可能にする条件整備が必要である。

この点に関して、退所児童等アフターケア事業と、民間企業等との連携の重要性についての意見があった。また、児童福祉施設等に自立支援担当ワーカーを配置すべきという意見があったが、一方で、自立支援は、自立の時期を迎えた時点で行うものではなく、日常の生活支援において自律・自立性を養成するための十分なケアが必要という意見もあった。

あわせて自立援助ホームの運営基盤を強化し、対象となる子どもの範囲の拡大と機能の向上を図ることが必要である。特に現在の自立援助ホームでは、子どもが就労もしくは就学していることが求められる傾向にあるが、就労や就学が困難な子どもにこそ支援が必要との認識に立ち、そうした子どもに適切な支援を提供するための方策を講じる必要がある。なお、個別ニーズに対応できるようにするため、就労型・就学型・シェルターなど自立援助ホームの類型を検討すべきであるという意見があった。

なお、支援の継続を何歳まで、また、利用者がどのような状態になった時点まで継続するかに関しては、現時点でこれを定めるための明確な根拠はない。米国の一部の州では、社会的養護の出身者に対する社会的支援の上限を、一般家庭の子どもを対象とした精神的、社会的、職業的、経済的自立の年齢に関する調査研究の結果に基づき、28歳と定めており、英国では25歳となっている。わが国でも、早急に同様の調査を実施し、社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みを整備

する必要があり、具体的な制度に関する検討を開始すべきである。

10. 統計・データベース等の整備

制度や施策を進めていくためには適切にデータを集める必要があり、そのデータが公開され、多くの研究・検討がなされて、よりよい制度・施策につなげることも必要である。他方、現場でも適切な支援を進めるためのデータベースが必要であり、この二つのデータベースの構築を個人情報に配慮して行うことが必要である。

以下の二つのデータベースとその連動を検討することとし、その際、いずれも個人情報保護の観点から慎重に検討する必要がある。

- ① 地域での情報共有に役立つデータベース（保健と福祉の情報の共有を含む。）
- ② 国としての制度・施策等の向上に役立てるためのデータベース（個人識別情報を含まない。）

なお、正確な国際比較の統計資料がないため、各国の統計調査の実態把握等を含め、調査研究を実施する必要がある。

また、「防げる死」としての子ども虐待、事故、自殺による死亡から子どもを守ることは子どもの権利保障として重要であり、亡くなった子どもの死を検証し、それを子どもの福祉に活かすことは、子どもの権利保障を行う大人の義務でもある。そのため死亡事例や重大事例の検証は欠かせない。現に、これまでの死亡事例検証により多くのことが明らかになり、施策に繋がってきた。しかし、これまでの死亡事例検証は子ども虐待による死亡を見逃している可能性を否定できず、病気、事故、自殺等他の死亡との統計的比較が困難である。現在の死亡事例検証を更に有効に行うための制度変更に加えて、海外で行われているような子どもの全ての死の検証（Child Death Review）を行うことができるような制度の構築が必要であり、モデル的取組から検討すべきである。なお、子どもの全ての死の検証に関しては、日本子ども虐待防止学会CDR制度構築ワーキンググループによる運営ガイドライン骨子が作成されている。

現行の重大事例の検証を充実させるため、以下の方策をとるという意見があった。

- ・ 厚生労働省に専任の調査官を置く
- ・ 調査（面接を含む）対象は当該子どもの親、きょうだい、親族とする
- ・ 児童相談所の調査権限は検証の場合を含む

11. 制度・法改正の時期について

① 直ちに実施すべき事項

- 児童福祉法において、子どもの権利保障を明確にし、そのための家庭への支援を定める。
- 子どもの権利擁護に関する仕組みを創設する（都道府県児童福祉審議会の活用）。

- 国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にする。
- 支援の対象年齢を見直す。
- 通所・在宅支援を積極的に実施する。
- 母子保健における虐待予防を法的に位置付ける。
- 特定妊婦等への支援の充実を図る（情報提供）。
- 子ども家庭福祉への司法関与を整備する（臨検捜索）。
- 子ども家庭福祉（児童相談所機能）を担う職員の配置・任用要件を明確にする。
- 里親制度の充実強化を図る。
- 就学前の子どもの代替的養育について、原則、家庭養育とする。
- 統計・データベースを整備する。

② 一定期間内で実施に移すべき事項

- 就学前の保育・教育の質を向上させる。
- 市区町村における地域子ども家庭支援拠点を整備する。
- 特定妊婦等への支援の充実を図る（産前産後母子ホーム（仮称））。
- 児童相談所を設置する自治体を拡大する。
- 児童相談所の機能に基づく機関（組織）の分化を図る。
- 子ども家庭福祉（市区町村で支援）を担う職員の配置・任用要件を明確にする。
- 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方を検討する。
- 施設ケアの充実強化を図る。
- 社会的養護の対象となった子ども等に対する自立支援の強化を図る。

③ 速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得るよう努めるべき事項

- 子どもの権利擁護に関する仕組みを創設する。
- 子ども家庭福祉への司法関与を整備する（一時保護、面会通信制限、接近禁止命令、裁判所命令等）。
- 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置を講ずる。

12. おわりに

子ども虐待事例の増加に見られるように、子どもを取り巻く環境は急速に変化し、制度が対応しきれない状況となっている。その限界を打破するため、新たな子ども家庭福祉を構築することが急務であるとの認識の下、本報告では、子どもを権利の主体とし、その権利を養護するために、身近な場での養育支援を中心にした新たな子ども家庭福祉に関し、理念、国・都道府県・市区町村の役割に加え、制度の全体像及びそれぞれの方向について提言した。この問題は、貧困対策や障害福祉施策、精神保健施

策等とも密接な関係があり、それらの充実強化を図ることも重要である。

新しい制度を構築するには多くの努力が必要であり、その実現に当たっては当事者参加の観点も踏まえつつ、未来を創造する子どもの福祉の向上に向けて、今こそ全ての関係者が力を合わせて推し進めていく時である。

参考資料

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の設置について

1. 趣旨

社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、その議論を踏まえた児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討するため専門委員会を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課が行う。

3. 検討事項

- (1) 今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念について
- (2) 国、都道府県（児童相談所）、市町村の責務と役割の明確化について
- (3) 民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (4) 児童虐待の予防及び初期対応について
- (5) 児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組について

4. その他

委員会は原則公開とする。

(別紙)

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、◎委員長、敬称略)

○委員

秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック 理事長

泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教

磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士

井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長

岩佐 嘉彦 いぶき法律事務所 弁護士

岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

総合母子保健センター愛育病院 病院長

奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、

こころの診療部長

加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長

山梨県立大学人間福祉学部 特任教授

加藤 曜子 流通科学大学人間社会学部 教授

木ノ内 博道 公益財団法人全国里親会 副会長

草間 吉夫 東北福祉大学 特任教授

作本 和美 福岡県志免町健康課 課長

笹井 康治 沼津市市民福祉部こども家庭課

佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長

塩田 規子 社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長

菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長

辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長

中板 育美 公益社団法人日本看護協会 常任理事

西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部 教授

浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士

平井 誠敏 全国自立援助ホーム協議会 副会長

全国児童家庭支援センター協議会 会長

平田 ルリ子 全国乳児福祉協議会 会長

- 藤川 澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部 部長
藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長
藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長
ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会 会長
星 俊彦 全国自立援助ホーム協議会 会長
◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授
松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授
武藤 素明 全国児童養護施設協議会 副会長
山田 不二子 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長

○オブザーバー

- 内 閣 府
総 務 省
法 務 省
文部科学省
警 察 庁

社会的養護の課題と将来像

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
平成23年7月

はじめに

1. 基本的考え方
 - (1) 社会的養護の理念と機能
 - (2) 子どもの養育における社会的養護の役割
 - (3) 社会的養護の基本的方向
 - (4) 市町村の子育て支援施策との連携
2. 施設等種別ごとの課題と将来像
 - (1) 児童養護施設
 - (2) 乳児院
 - (3) 情緒障害児短期治療施設
 - (4) 児童自立支援施設
 - (5) 母子生活支援施設
 - (6) 里親及び里親支援機関
 - (7) ファミリーホーム
 - (8) 自立援助ホーム
 - (9) 児童家庭支援センター
3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像
 - (1) 施設の運営の質の向上
 - (2) 施設職員の専門性の向上
 - (3) 親子関係の再構築支援の充実
 - (4) 自立支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護
 - (6) 施設類型の在り方と相互連携
 - (7) 社会的養護の地域化と市町村との連携
4. 施設の人員配置の課題と将来像
 - (1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引上げ
 - (2) 加算職員の配置の充実
 - (3) 社会的養護の高度化の計画的推進
5. 社会的養護の整備量の将来像
 - (1) 社会的養護の児童の全体数
 - (2) 施設数等
 - (3) 里親等委託率
 - (4) 施設機能の地域分散化の姿

むすび

はじめに

- ・子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にす社会の実現が求められている。
- ・虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちこそ、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育ていく必要がある。
- ・社会的養護の施策は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの变革が遅れている。
- ・社会的養護の充実については、これまで、平成9年の児童福祉法改正、平成12年の児童虐待防止法の制定、平成16年の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正、平成20年の児童福祉法改正及び児童虐待防止法改正、本年の民法及び児童福祉法改正などの法律改正や、逐次の予算の充実を経て、取り組みの充実が図られてきた。
- ・その中で、昨年末から年始にかけて、タイガーマスクの名前で全国各地の児童養護施設等に善意の寄付が相次いだ。社会全体で社会的養護が必要な子どもたちを温かく応援していくことが必要であることから、厚生労働省では、これまで議論を行ってきた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会に加え、本年1月、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、社会的養護について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像について、集中的に検討することとした。
- ・すぐできることは、スピード感をもって、すぐ実施する、という方針の下、1月と2月の2回の会合と随時行った意見交換を経て、里親委託優先の原則や里親委託推進の取り組み方針をまとめた「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭的養護の推進のために予算の範囲内で行う運用改善を本年4月からの実施要綱等改正で実施するとともに、「児童福祉施設最低基準」の当面の見直し案をとりまとめ、6月17日に公布施行となった。
- ・並行して、社会的養護の課題と将来像についての議論を進め、社会的養護の課題に関する検討委員会の4回の会合、社会的養護専門委員会の2回の会合、そして随時の意見交換を経て、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直し、社会的養護の整備量の将来像など、社会的養護の課題と将来像について、とりまとめを行った。
- ・子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会的養護の施策の充実を図っていく必要がある。

1. 基本的考え方

(1) 社会的養護の理念と機能

- ・ 社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- ・ 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。
- ・ 社会的養護は、次の三つの機能を持つ。
 - ①「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。
 - ②「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のゆがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能。
 - ③「地域支援等の機能」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援(アフターケア)などの機能
- ・ すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。また、社会的養護と一般の子育て支援施策は、一連の連続性を持つものであり、密接な連携が必要である。

(2) 子どもの養育における社会的養護の役割

①子どもの養育の場としての社会的養護

- ・ 子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要である。
- ・ 子どもは、適切な養育を受けることにより、より良く生きていくために必要な意欲や、良き人間関係を築くための社会性を獲得し、社会の一員としての責任と自覚を持つ。また、親をはじめとする信頼できる大人の存在を通して、適切な自己イメージを形成するとともに、生きるための自信を得ていく。
- ・ 社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場となることが必要である。また、社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関する様々な理論や技法を、統合的に適用していくことが求められる。

②虐待等からの保護と回復

- ・虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもには、社会的に養育と保護が行われる。親がいない又は親が育てられないとして預けられる場合のほか、虐待をする親から子どもを護るためには、親の意に反してでも子どもを保護する。
- ・虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。
- ・虐待は、被害を受けた子どもたちから「大切にされる体験」を奪い、「安心感」や「自信」を獲得することを妨げる。社会的養護は、「安心感」をもてる場所で、「大切にされる体験」を提供し、子どもたちに「自信（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらう役割を持つ。
- ・また、虐待被害からくる影響は、ささいなことで激しい怒りの反応が出て暴力につながったり、問題の解決に暴力を選択してしまったりするなど様々である。社会的養護は、そのような子どもたちに、治療的なケアを行うとともに、安全で信頼できる「おとなモデル」を提供し、日常の中で体験を積み重ね、子ども自身の回復する力も引き出し、虐待被害の影響を修復していく。
- ・また、親子関係の再構築や、生き立ちの整理をしながら、自立支援に結びつけていく。

③世代間連鎖を防ぐために

- ・子どもを虐待した親の中には、自分が子どもの時期にその親から虐待を受けた経験を持つ場合が少なくないと指摘されている。このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。
- ・また、社会的養護が必要な子どもは、経済面を含め、豊かでない家庭環境の子どもが多い。「貧困の世代間連鎖」とならぬよう、適切な養育や教育を保障する必要がある。

④ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のために

- ・児童虐待やDVの背景には、さまざまな生きづらさを抱える家族があり、社会的養護は、そのような子どもや家族への継続的な支援を行う役割をもつ。こうした社会から排除されたり孤立している人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の視点が必要である。
- ・また、社会的養護の下で育つ子どもたちや、そこから育っていった人たちが、生きやすい社会づくりを進めていく必要がある。このためには、当事者の声を聞くとともに、当事者の参加を進めていく視点が必要である。

(3) 社会的養護の基本的方向

①家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。
- ・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

②専門的ケアの充実

- ・社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心の傷を抱えていることが多い。適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。
- ・また、早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要である。
- ・さらに、DV被害を受けた母子や、地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設による専門的な支援が必要である。
- ・このため、その体制の整備と支援技術の向上を図っていく必要がある。

③自立支援の充実

- ・社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。
- ・このため、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。
- ・また、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実が必要である。

④ 家族支援、地域支援の充実

- ・虐待事例のうち親子分離に至らないものについて、虐待防止のための親支援、親子関係への支援、家族支援の充実が必要である。
- ・また、施設等での養育の後、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築等の家庭環境の調整や、家庭復帰後の虐待再発防止のための親支援の充実も必要である。
- ・さらに、施設が地域の里親等を支える地域支援や、ショートステイなどによる地域の子育て支援の機能も重要である。
- ・施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが必要である。
- ・施設は、虐待の発生予防、早期発見から、施設や里親等による保護、養育、回復、家庭復帰や社会的自立という一連のプロセスを、地域の中で継続的に支援していく視点を持ち、関係行政機関、教育機関、施設、里親、子育て支援組織、市民団体などと連携しながら、地域の社会的養護の拠点としての役割を担っていく必要がある。

(4) 市町村の子育て支援施策との連携

① 要保護児童と要支援児童

- ・児童福祉法では、「要保護児童」は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當な児童と定義されている。
- ・一方、「要支援児童」は、これに至らないが、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童である。また、「特定妊婦」とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。

② 児童家庭相談における市町村の役割の強化

- ・従来、社会的養護に係る相談への対応は、都道府県、指定都市等の児童相談所が中心に行ってきたが、児童相談所への児童虐待相談件数が急増(平成10年7千件→平成15年2万7千件→平成21年4万4千件)し、児童相談所だけでは対応が困難となった。
- ・このため、平成16年の児童福祉法改正で、児童家庭相談に関する市町村の役割が法律上明確化され、要保護児童地域対策協議会が法定化されるとともに、児童相談所の役割を、要保護性の高い困難な事例への対応や、市町村に対する支援に重点化することとされた。
- ・また、平成20年の児童福祉法改正では、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業が法律上位置づけられ、市町村の役割とされた。
- ・急増する虐待相談に適切に対応するため、都道府県等の児童相談所と市町村の児童家庭相談の双方の体制強化が必要である。

③市町村の子育て支援施策と社会的養護の連携

- ・市町村の「要保護児童対策地域協議会」では、要保護児童の適切な保護や、要支援児童、特定妊婦に適切な支援を行うために、情報交換、支援内容の協議が行われる。
- ・市町村が把握した比較的軽微なケースは、市町村の子育て支援サービス等を活用して対応し、困難なケースは、要保護児童として、児童相談所に連絡され、社会的養護のシステムに結びつけられる。また、施設等を退所して家庭復帰の後には、市町村のネットワークでの見守り、継続的支援に結びつけられていく。
- ・また、社会的養護の施設等が、家族支援やアフターケアを含めた地域支援を行い、そのままでは保護者に監護させることが不適当な要保護児童となる児童を、支援を受けながら保護者による養育を続けられる要支援児童として支えていく。
- ・市町村の児童家庭相談や子育て支援事業等と、都道府県等の児童相談所を中心とした社会的養護は、一連につながるものであり、密接に連携して推進する必要がある。様々な関係者が互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく。

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

① 児童養護施設の役割

- ・児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当で無い児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ。
- ・児童養護施設では、虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%と増えており、専門的なケアの必要性が増している。
- ・また、入所児童の平均在籍期間は4.6年であるが、10年以上の在籍期間の児童が10.9%となっている。

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、これまで、施設のケア単位の小規模化や、里親やファミリーホームなどを推進してきた。
 - ・平成12年度：地域小規模児童養護施設（グループホーム）実施
 - ・平成14年度：里親制度改正（専門里親・親族里親、里親最低基準）
 - ・平成16年度：小規模グループケア実施
 - ・平成21年度：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施
 - ・平成21年度：里親制度改正（養育里親、里親手当引上げ、里親支援機関）

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。
 - (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
 - (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。
- ・このため、平成23年度から、小規模グループケアを従来の1施設3グループまでから6グループまでにするなど要件緩和し、その際、施設の小規模化の計画策定や、里親支援の実施を要件とした。また、1グループの定員を6名から6～8名に弾力化し、より多くの施設で小規模グループケアを行いやすくした。
- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同様に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進にしていく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。

- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー(基幹的職員)やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位(ユニット)とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。
- ・地域小規模児童養護施設(グループホーム)は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤ 本体施設の高機能化

- ・ 児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・ また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・ また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・ 児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネージメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・ 児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

(2) 乳児院の課題と将来像

① 乳児院の役割

- ・ 乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・ 乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・ 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・ また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

②乳児院の専門的養育機能の充実

- ・乳児院では、被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもが増加しており、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実が必要である。また、かかわりの難しい子どもが増えており、虐待等で愛着の問題があったり、心身が傷ついた乳幼児の治療的機能の充実も必要である。乳児院の被虐待児の割合は、平成4年の14.0%から平成20年には27.2%に増加し、障害等のある子どもの割合は、平成4年の18.6%から平成20年の32.3%に増加している。
- ・このためには、個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置や、基本的な人員配置の充実が課題となっている。また、経験豊富な看護職員の確保対策として、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象を看護師については福祉施設から医療機関へも拡大する必要がある。このほか、小児精神科や、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの専門職との連携のあり方も検討する必要がある。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといとみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。
- ・乳児院で小規模グループケア（定員4～6人を一つの養育単位とする）を進めるためには、基本的な人員配置の充実が課題である。その際、乳児院では安全対策のため夜勤体制の確保が必要であり、1グループに1人の夜勤の確保は難しいとしても、2グループを1人の夜勤者がみるような施設構造が必要となる。

④乳児院の保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・乳児院では、保護者がいない又は行方不明の子どもは少なく、退所後の家庭復帰が55%となっている。しかし、その保護者の多くが子育てへの不安や負担感をもち、育児の知識や技術を持たず、家族関係の複雑な場合もあり、入所から退所、アフターケアに至る保護者への支援機能の充実が必要である。
- ・乳児院の保護者支援は、家族との養育の協働であるが、父母の精神疾患等が主な入所理由である子どもが平成4年8.7%から平成20年19.1%に増加するなど、かかわりが難しい保護者が増加しており、対応が難しくなっている。
- ・また、社会的養護においては、里親委託を優先して検討すべきであり、乳児院に措置された場合でも、早期の家庭復帰が見込めない場合などは、不必要に施設入所の

長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、個々の子どもと家族の状態などを検討し、里親委託を進めるべきであり、里親支援機能の充実が必要不可欠である。

- ・そのため、家族療法や親に対する心理相談等を行う心理療法担当職員の配置を全施設化していくとともに、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の業務を分けて、里親支援の担当職員を新たに設け、個別対応職員と合わせて、4名の直接ローテーションに加わらない職員のチームにより、保護者支援、里親委託推進その他の地域支援を進める体制を整備していくことが必要である。
- ・また、保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かるショートステイ(短期入所生活援助事業)等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ乳幼児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

①情短施設の役割

- ・情緒障害児短期治療施設(情短施設)は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。また併せて、その子どもの家族への支援を行う。比較的短期間(現在の平均在園期間2年4ヶ月)で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもつ。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もある。
- ・入所児は、被虐待児が75%を占め、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的な課題を有する子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている子どもが35%となっている。
- ・情短施設では、児童精神科等の医師に常時連絡がつき対応できる体制があり、また、心理療法担当職員の配置が厚く、アセスメント、コンサルテーション、心理療法やカウンセリングを行える。
- ・仲間作りや集団生活が苦手な、様々な場面で主体的になれない子どもに、施設内での生活や遊び、行事を通じて、主体性を取り戻す手助けを行う。
- ・学校教育は、施設内の分教室や分校を持つ場合がほとんどであるが、近隣の学校の普通学級、特別支援学級に通う場合もある。

②情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、情短施設での専門的なケアが必要な児童を、人員配置が十分でない児童養護施設で受け入れて対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要である。
- ・平成20年度に32か所であったが、現在37か所に増加している。子ども子育て

ビジョンでは、平成26年度に47か所とする目標を掲げている。人口の多い都道府県では複数設置も必要であることから、更なる増設が必要であり、児童養護施設からの転換を含め、将来57か所程度を目標とする。

③専門的機能の充実

- ・情短施設では心理的問題が大きく家庭での養育では改善が難しい子どもたちへの支援を行っており、被虐待児や発達障害児が増えているが、様々な心理的な問題への対応が期待される。また、虐待経験などが原因となり、パニックを起こしたり、解離状態になったり、自傷行為をしてしまう子どもも多く、手厚いケアが必要である。
- ・さらに、子どもの問題は、家族がかかえる問題によることが多く、不調をきたした家族への支援も重要な機能の一つである。
- ・かかわりの難しい子どもや家族が増えていることから、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要となっている。
- ・情短施設は、現在、主に学童期以上の子どもを対象としているが、近年、子どもの問題が低年齢化していること、低年齢のうちから手厚い治療をすることが重要であることから、幼児期への対応も検討することが今後の課題である。
- ・また、情短施設は、社会的養護の分野において、心理的ケアのセンター的な役割を持ち、他施設等への支援や、研究推進の役割を持つことが必要である。

④一時的な措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不安定となり不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に、情短施設に措置変更してケアし、落ち着きがみられるようになってから元の施設等に戻すといった短期利用も有意義である。

⑤通所機能の活用

- ・情短施設には、日中保護者の下から通う子どもに、総合的な心理治療や支援を行う通所機能を備えることができる。通所の子どもは、施設内の分級など学校教育を利用することもできる。入所前や退所後の子どもへの支援だけでなく、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要である。
- ・また、児童養護施設や里親などで心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援の場としての活用も考えられる。現在、里親やファミリーホームに委託されている子どもや母子生活支援施設に入所している子どもが、情短施設の通所部門を利用する場合の取扱いは定められており、今後、児童養護施設の子どものについても、必要な場合に通所利用できるよう、取扱いを検討する必要がある。

⑥外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。社会的養護の施設の生活に詳しい医師がいることで、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもにも適切な診療ができる。

⑦名称の見直し問題

- ・情緒障害児短期治療施設という名称については、情緒障害という言葉に子どもや保護者が感じる気持ちを考慮し、変更した方が良いという意見もかねてからあり、今後の検討課題である。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

①児童自立支援施設の役割

- ・子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。
- ・児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた。
- ・また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。
- ・児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられており、大多数が公立施設となっている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社会福祉法人立2）

②専門的機能の充実

- ・児童自立支援施設では、虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理療法的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。
- ・また、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアが必要な子どもの支援のため、心理療法担当職員を複数配置にしていくことが、今後の課題である。
- ・家庭的な形態の小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図るとともに、効果的な個別支援を可能とする個別寮や個別対応室（タイムアウトルームなど）、心理療法を効

果的に行える心理療法室、リービングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である。

③年長児童への対応

- ・児童自立支援施設の入所児童は、小学生9%、中学生74%、中卒・高校生17%（平成21年10月1日）であり、中卒・高校生に対応していない施設もある。このため、年長の対応の難しい児童の自立支援の機能を充実していく必要がある。

④学校教育の実施

- ・平成9年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設についても学校教育への就学義務が課され、施設内の分校、分教室の設置等が推進されてきたが、現時点でも施設が学科指導を行う経過措置で対応している施設が残っており、早期の解消が課題である。

⑤相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実する必要がある。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

①母子生活支援施設の役割

- ・母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更された。
- ・近年では、DV被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の54%を占め、虐待を受けた児童が入所児童の41%を占めている。また、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも増加している。「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められている。
- ・利用者の就労収入は、母子家庭の中でもさらに低く、平均収入は120万円にすぎない。母子生活支援施設は、貧困母子世帯への支援も担っている。

②入所者支援の充実

- ・母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。

- ・母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設が、以下のような入所者支援機能を充実させていく必要がある。

- (a) **母に対する支援**：関係機関と連携し、生活支援、子育て支援、就労支援をはじめ、総合的に自立を支援。DV被害を受けた母親の心のケアや自己肯定感の回復を支援。また、適切な養育や教育を受けずに育ち、子育ての知識・体験の継承のないまま親となった母親への子育てスキルの獲得のための支援。
- (b) **子どもに対する支援**：DV被害や虐待を受けた子どもに、関係機関と連携し、心のケアや、生活、学習の基盤を再構築。安心できる場で、安心できる「おとなモデル」を提供し、自己肯定感や大人への信頼の回復を通じ、暴力によらない人間関係の再構築を支援。
- (c) **虐待の防止**：児童虐待に至ってしまう親子関係へ危機介入し、母子分離をせずに、虐待を防止。施設で生活することにより、在宅家庭への訪問よりも、母子の生活実態に触れやすく、地域での見守りよりも、危機介入がしやすい。母親自身が子どもの頃に虐待を受けた経験がある場合も多く、母親の子ども頃にも思いを至らせながら、母子関係の再構築を支援。
- (d) **母子再統合の支援**：虐待で親子分離となっていた場合に、母子生活支援施設で母と子の双方の支援を通じて、安全に再統合を支援。母子双方を支援することで親子関係を安定させ、「貧困」「虐待」の世代間連鎖を防止。
- (e) **アフターケア、地域支援**：退所した母子家庭や、地域で生活する母子家庭に対し、ショートステイや相談の実施など支援を行う。

③職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・母子生活支援施設の人員配置は、上記のような支援を行うためには手薄いことから、母子支援員や少年指導員の基本的な人員配置を引き上げ、入所者支援の取り組みを充実させていく必要がある。
- ・また、個別対応職員については、児童養護施設等については本年の最低基準改正で全施設への配置が義務化されたが、母子生活支援施設では、配置実績が46%にとどまるため義務化ができなかった。このため、今後、配置を促進し、少なくとも定員20世帯以上の施設については、早期に義務化を図る必要がある。
- ・また、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けて保育を行うときは、乳幼児おおむね30:1以上(最低1人)の保育士の配置となっているが、現在、保育所の配置は0歳児3:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上幼児30:1となっており、施設内の保育の充実を図るため、保育所に準じた配置への引き上げを検討する必要がある。
- ・このほか、心身に障害等を有するなど特に対処が困難な母又は子が4人以上入所している施設に非常勤の母子支援員を加算する特別生活指導費加算については、対象者への支援の充実を図るため、特に対処困難な母子の人数に応じて、加算職員を複数配置できる仕組みを検討する必要がある。

- ・また、取り組みの水準が高い施設の支援技術や支援事例を、これから取り組む施設に伝えて、全体の力量を高めていくことが必要である。
- ・なお、DV被害を受けた母親や虐待を受けた子どもが、安全に安心して生活できるように、母子生活支援施設では、夜間の宿直体制をとり、安全管理を図る必要がある。措置費上、宿直手当や管理宿直専門員の配置、さらに、DV加害者からの保護等のため複数配置ができる夜間警備体制強化加算の仕組みがあり、活用される必要がある。

④広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫などから逃れるために遠隔地の施設を利用するケースが多い。広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用が行われるよう推進する。

⑤子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要である。
- ・母子生活支援施設では、児童養護施設にあるような子どもの教育費を措置費で支援する仕組みがないことから、今後、入学時の支度費を新たに設けたり、学習ボランティアなどによる支援等を積極的に進める必要がある。

⑥母子生活支援施設の積極的な活用と適正配置

- ・母子世帯数、DV被害件数、児童虐待相談件数がいずれも増加する中で、母子生活支援施設の施設数は、平成2年327カ所、平成11年293カ所、平成21年272カ所と減少を続け、平成23年4月現在262カ所となっている。また、施設定員、入所世帯数も減少している。
- ・利用率の高い施設も多い一方、大きく定員割れしている施設もあり、入所者支援の充実した施設は利用者も多いことから、利用が少ない施設では、自治体の母子福祉施策における母子生活支援施設の位置づけを見直し、積極的な活用を図る必要がある。
- ・また、施設の配置に偏りがあることから、適正配置に留意する必要がある。

⑦公立施設における課題

- ・母子生活支援施設は、266施設中、民設民営118施設(44%)、公設民営71施設(27%)、公設公営77施設(29%)であり、公立施設が半数を占める。
- ・公立施設では、加算職員の配置が進まず、低い最低基準の配置にとどまっている施設が多く、母子への支援体制や支援内容に大きな公私間格差が生じている。例えば、個別対応職員の配置は、民設民営施設では74%、公設民営施設では37%、公設公営施設では10%であり、心理療法担当職員の配置は、民設民営施設では48%、公設民営施設では31%、公設公営施設では9%となっている。

- ・また、指定管理者制度が導入されている公設民営施設では、契約期間満了ごとに指定管理者が変更となる可能性があるほか、委託額が事情変更に伴い変更されにくい
ため、受託法人が長期的な視野での人材育成や入所者支援の充実をしづらいという
意見もある。
- ・このため、②に掲げた入所者支援の充実を図るため、地域における母子生活支援施
設の役割について、共通の認識をもって取組みを推進していくことが必要である。

⑧児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子生活支援施設は、利用者による判断が可能なため措置制度ではないが、様々な
支援や保護の必要性の判断の観点から、行政への申し込み決定の仕組みをとっている。
- ・また、母子福祉施策や生活保護など、福祉事務所の専門的ケースワークと連携する
ため、入所手続きは福祉事務所で行っており、都道府県の福祉事務所のほか、市や
福祉事務所設置町村で実施している。
- ・しかし、母子支援を通じた児童虐待の防止の側面や、発達障害などの障害のある
子どもへの支援の必要もあることから、児童相談所との連携も重要であり、また、
DV被害者の保護のため、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）との連携も
重要である。
- ・これまで、婦人相談所からの母子生活支援施設への一時保護委託は、DV被害者や
一時保護所の定員を超える場合等に限られていたが、保護を要する妊産婦にも拡大
し、子どもを有していない妊婦の段階でも、婦人相談所からの一時保護委託であ
れば、母子生活支援施設を利用することができるようにし、出産後は通常の手続きに
よる利用に切り替え、出産前からの一貫した支援を行えるようにする必要がある。
- ・なお、母子生活支援施設の入所手続きについては、児童虐待防止の観点から児童相談
所が、婦人保護の観点から婦人相談所が直接に行えるようにしてはどうかという意
見もあるが、都道府県と市町村の間で実施責任があいまいにならないかという論
点や、措置費の費用負担等との関係も含め、将来的な検討課題として検討して
いく。

(6) 里親及び里親支援機関の課題と将来像

①里親委託の役割

- ・社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入
れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係に
おいて不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - (b) 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフ
サイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとする
ことが期待できる、

(c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

- ・また、里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができるというメリットもある。
- ・里親推進を図るため、これまで制度の充実に努めてきた。本年4月に「里親委託ガイドライン」を策定し、一層の推進を図ることとしたところであり、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進する。
 - ・平成14年度：専門里親、親族里親の制度の創設、里親支援事業、里親の一時的な休息のための援助(レスパイトケア)の制度化
 - ・平成16年の児童福祉法改正：里親の定義、監護・教育・懲戒等
 - ・平成20年の児童福祉法改正：養育里親を養子縁組里親と区別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等
 - ・平成20年度：里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施

②里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割にすぎない。イギリスやイタリアは里親が6割、ドイツが3割であるなど、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・これまで、日本で里親制度が普及しない要因として、(ア)文化的要因のほか、(イ)里親制度が社会に知られていない、(ウ)里親といえば養子縁組を前提としたものという印象が強い、(エ)研修や相談、レスパイトケアなど里親に対する支援が不十分、(オ)児童相談所にとって施設への措置に比べて里親委託はマッチングに手間がかかる、(カ)実親が里親委託を了解しないことが多い、などが挙げられてきた。
- ・しかしながら、日本でも、新潟県（新潟市を含む）で32.5%であるなど、里親委託率が3割を超えている県もあり、また、最近5年間で、福岡市が6.9%から20.9%へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われており、適切な推進方策を講じれば、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能である。
- ・本年4月に「里親委託ガイドライン」がとりまとめられたところであり、好取組事例を集めて普及させるなど、取り組みを推進する。

③里親支援の充実

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、

試し行動や愛着障害など、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。

- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親支援の仕組みが必要である。里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。
- ・里親委託の推進と里親支援の充実のためには、専任の里親担当職員の設置などの児童相談所の体制の充実とともに、これを補完する里親支援機関や施設による里親支援の充実が必要である。
- ・里親支援機関は、里親委託の促進と里親支援の役割を持っており、例えば、
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援を行い、
 - ・児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院は、専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う、など、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る必要がある。
- ・児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として地域支援機能を強化する必要がある。今後、各施設に里親支援担当の職員を置き、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。
- ・地域の里親会については、多くが児童相談所の職員により運営事務が行われており、体制の充実が必要である。
- ・児童家庭支援センターについては、里親支援の役割を充実し、里親支援機関業務の中心を担うために児童家庭支援センターを新たに設置することも考えられる。
- ・里親会、施設、児童家庭支援センター、NPO等の多方面の機関を里親支援機関に定めて連携を図っていけるよう、各都道府県市において、それぞれの役割分担と連携方策を明確にするとともに、それぞれの里親支援が十分に機能するようにする方策を講じる必要がある。
- ・里親支援については、地域の子育て支援事業も活用すべきであり、市町村との連携が重要である。また、里親推進に当たっては、地域に根ざした浸透力のある市民活動との連携が効果的である。

④新生児里親、養子縁組の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用である。
- ・新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、母子保健の相談窓口や児童相談所、婦人相談所、医療機関などの連携を強化し、必要な場合には、そのような社会的養護の制度が活用されるよう、周知することが重要である。

- ・また、特別養子縁組に至らない場合でも、特に愛着形成に重要な3歳未満の時期は、施設への措置期間を短くし、里親委託を推進することが必要である。国連の「児童の代替的養護に関する指針」においても、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきとされている。
- ・養子縁組を希望する里親から養子縁組へ結びつける取組は、新生児里親に限らず、子どもに安定した親子関係を用意できる方法として、重要である。

⑤親族による里親の活用

- ・日本では、親族が養育するのは当然という考えから、「親族里親」の活用は低調である。しかし、親族里親を活用し、子どもの養育費用を支援するのでなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、積極的に親族里親を活用すべきである。
- ・これまで3親等以内の親族を親族里親としてきたが、扶養義務のある直系血族（祖父・祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務が無い。このため、扶養義務者でないおじ、おばについては、通常の養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引き受けを促すとともに、養育環境を整えることが適切である。
- ・親族里親と親族による養育里親を積極的に活用し、要保護児童をできる限り親族が養育できるようにすることが望ましい。

⑥週末里親等の活用

- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」や「季節里親」については、措置費の施設機能強化推進費で施設入所児童家庭生活体験事業として制度化されている。
- ・これは、施設に事業費を交付し、施設が週末里親等を依頼する仕組みであり、今後、里親研修を終えている未委託の登録里親を週末里親等に活用し、その後の里親委託につなげたり、あるいは、週末里親の経験を積んでから養育里親の登録につなげていくなど、週末里親等と養育里親を連動させながら推進する。

(7) ファミリーホームの課題と将来像

①ファミリーホームの役割

- ・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行う制度である。
- ・養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

②大幅な整備推進

- ・子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標（平成23年4月現在126か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要である。将来は1000か所程度を見込む。
- ・ファミリーホームには3つの類型があり、これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設するものや、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプも増えると見込まれ、本年4月の実施要綱改正で明記した。
- ・また、整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することを検討する必要がある。

③専門性の向上と支援体制の構築

- ・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進することが必要である。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

①自立援助ホームの役割

- ・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもののほか、その他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。

②自立援助ホームの整備推進

- ・自立援助ホームは、平成20年度の54か所から、平成23年4月現在76か所に増加した。自立支援の充実を図るため、子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに160か所を整備することとしている。

③対応の難しい児童等への対応

- ・自立援助ホームは、自立支援の一環として、施設を退所して就職する児童やその他必要と認める児童に、共同生活を行う住居を提供して、生活指導などをするものであり、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定していることから、人員配置や事業費は少なくなっており、また、食費や光熱水費など各ホームで設定した利用料を入居児童が負担する仕組みとなっている。
- ・しかし、一人での自活が困難であるため自立援助ホームを利用しているのであり、虐待を受けた、発達障害をかかえている、精神科に通院している、高校を中退した、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。

- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等への措置が適切であり、また、中学校卒業後の児童で改めて高校等への進学をする場合には、児童養護施設や里親等への措置の方が適切と考えられるが、当面、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援していく取り組みも重要である。
- ・なお、虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。その際、通常の自立援助ホームと比べて利用期間が短く、新規利用が多いという特性を考慮する。

④運営費の充実

- ・自立援助ホームは、入居児童数の変動が大きい実態から、平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営の安定化を図った。
- ・今後、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することや、収入のない児童には児童養護施設等と同様に医療費の自己負担分を措置費でみることなど、運営費の充実を検討する必要がある。

⑤18歳以降、20歳以降のアフターケア

- ・児童養護施設等は、20歳到達までの措置延長はあるものの、新規措置は18歳未満までであるのに対し、自立援助ホームは、20歳に達するまで新規入居ができる。
- ・自立援助ホームの利用は、自立生活力の不十分な子どもが多いことから、20歳になっても自立できず、私的契約で継続利用している例もある。20歳以降の延長も可能とする必要性の指摘もあり、将来的な検討課題である。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力も重要であり、ホーム近隣のアパートを借りて自活し、ホームがアフターケアとして相談支援をしていく取り組みが重要である。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

①児童家庭支援センターの役割

- ・児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うもので、平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。
- ・多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、平成20年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となった。
- ・また、本年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記された。

②児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成20年度71か所から、平成23年3月末現在82か所に増加した。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標となっている。
- ・児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、社会的養護の地域支援の重要な拠点であることから、当面のビジョン目標の整備後も、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。その場合、施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

③市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなっており、また、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、児童家庭支援センターは、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て支援事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要である。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の親子関係再構築支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な子どもと家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行うという役割の充実が重要である。

④里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターの里親やファミリーホームへの支援の役割が実施要綱で明確化されたことに伴い、各地域において、里親等支援のうち、児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要がある。
- ・児童相談所や、里親会、児童養護施設、乳児院などの関係機関との連携を図り、里親等の制度を側面から支える機関としての役割を充実させる必要がある。
- ・施設に附置された児童家庭支援センターの場合、本体施設の地域支援を担う職員と連携して里親支援を充実させる。
- ・また、里親支援機関の中心を担わせる目的で新たな児童家庭支援センターを設置することも考えられ、制度の効果的活用が望まれる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

①施設運営指針の策定

- ・ 社会的養護の現状では、施設等の運営の質の差が大きい。子どもは、措置される施設や里親家庭により、育ち方やその後の人生にまでも影響を受ける。そのような不平等があってはならず、ケアの質の向上が必要である。
- ・ 社会的養護の施設には、これまで、保育所保育指針に相当するものが無いことから、平成23年中を目標に、各施設等種別ごとに、運営理念等を示す施設運営指針を策定する。
- ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親・ファミリーホームの6種別について作成することとし、施設等種別ごとの検討チームを設置して、検討する。

②施設運営の手引書の作成、ケア標準の作成

- ・ また、各施設等の種別ごとに、施設運営指針を掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを編纂した手引書を作成する。
- ・ これまでも、各施設等の種別ごとに、また、部分的に作られたものがあるが、実践の中で、言語化されていない部分が多い。参考事例、事故事例の共有化も含め、言語化、文書化を進め、施設全体の運営の質の向上を図る。
- ・ 特に、児童養護施設については、これに加え、より詳しく、施設職員の活動の指針となるニーズ把握の方法とケア標準を作成する。
- ・ 従来、それぞれの施設において経験の積み重ねによるノウハウが蓄積されてきたが、その共有化が図られておらず、施設により取り組みの質の差が大きい。このため、指針を実践の中で具現化し、子どもの最善の利益が保障されるようなニーズ把握の方法とケアの標準を文書化し、現場で活かせるようにする。現場で使いやすいチェックリスト形式のものも提供する。
- ・ 子どもの抱える課題は一人一人異なることから、その支援もそれぞれ異なるものであり、一人一人について、自立支援計画を策定し、取り組みを行う。ケア標準の作成は、これを画一的なものにするのではなく、個々の実践の場で課題に気づいて取り組むために、文書化するものである。
- ・ 個々の子どものニーズを把握し、ケア内容を検討し、その実施状況を確認していくという基本原則を定着させる必要がある。一人一人の子どもに自立支援計画を作成する仕組みを、より効果的なものとしていく必要がある。
- ・ なお、これらの指針やケア標準等は、現場の実践の中で生み出される新たな知見や、継続的な調査研究、効果の評価などを踏まえながら、随時改定し、高めていく必要がある。

③第三者評価の義務実施、開かれた組織運営

- ・ 第三者の目は、施設が課題に気づき、質の改善を図っていく上で重要である。また、第三者評価に先立ち、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検、自己評価を行うことも、課題に気づき改善していく上で重要である。
- ・ 社会福祉施設に共通で行われている第三者評価は、児童養護施設で平成21年度の受審率が14%であるなど、十分な普及がされていない。
- ・ 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設では、子どもが施設を選べない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、質の向上の取り組みとして、全ての施設に、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づけることが必要である。この場合、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましい。
- ・ なお、自立援助ホームとファミリーホームについては、これまでも、第三者評価を受ける努力義務が定められており、小規模な事業であることから、引き続き努力義務にとどめる。
- ・ また、社会的養護の第三者評価の評価基準については、見直しを行うとともに、評価機関が社会的養護の施設等の評価を適切に行えるようにする。

④アセスメントや支援の方法論の研究と普及

- ・ 子どもの支援の向上のため、子どもや家庭のかかえる課題やそれぞれに対して必要とされる具体的な支援策に関するアセスメントの方法の確立など、児童相談所及び施設等のアセスメント機能を強化することが重要である。
- ・ また、今後、ケア単位を小規模化した新しい養育を実践・普及していくに当たって、科学的な評価に基づく支援の方法論の確立が必要である。
- ・ このため、社会的養護の養育や専門的ケアについて、効果的な取組の収集や評価を含め、継続的に調査研究を推進していくことが必要である。
- ・ また、社会的養護の取り組みについての長期的な効果の評価のための調査研究も重要である。

(2) 施設職員の専門性の向上

①施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 施設運営の質は、施設長による部分が多い。社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、かねてより、施設長の資格要件強化や研修義務化をすべきとの指摘がある。
- ・ 本年の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が強化されることを契機に、施設長の資格要件強化や研修義務化を行うべきである。

- ・児童自立支援施設の施設長については、児童福祉施設最低基準で資格要件が定められており、社会福祉士等のほか、5年以上の従事経験などを求めている。一方、児童養護施設等の施設長の資格については、最低基準での定めがなく、局長通知で、社会福祉主事や児童福祉司の任用資格を有するか、児童福祉事業の従事経験2年以上の場合を除き、施設長資格認定講習の受講を求めるにとどまっている。このため、児童養護施設等の施設長についても、児童自立支援施設の施設長の資格要件を参考に、資格要件を設けることが考えられる。
- ・また、児童自立支援施設では、児童福祉施設最低基準で、施設長の資格要件として研修の受講が義務づけられている。このため、他の施設でも、研修の受講を資格要件として定めるとともに、原則2年に1回以上の施設長研修の受講を義務づけて、各施設の全国団体が行う施設長の研究協議会等に併せて毎年実施することが考えられる。

②施設の組織力の向上

- ・平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員」（スーパーバイザー）を、各施設に1名設置し、研修を行うとともに、措置費の俸給格付けの引上げを行った。
- ・今後の課題としては、ケアの質の向上を図るため、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、児童等に対するケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置するとともに、措置費の俸給格付けを検討する。
- ・これは、「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、職員全体が組織として一体的な力を発揮するとともに、「一般職員→チーム責任者→基幹的職員→施設長」というキャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上と定着確保に資すると考えられる。
- ・また、児童養護施設や乳児院には心理療法担当職員の配置が進んでいるが、1施設1名の一人職場では、人材の育成ができない。このため、児童指導員や個別対応職員などの職種としても、心理学を修めた人材を採用するなどにより、人材育成を図ることが望ましい。

③職員研修の充実

- ・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・このため、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）の研修とともに、新たに、中堅のチーム責任者クラスの研修、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の研修なども必要である。
- ・研修は人材育成とともに、研究協議の場ともなる。施設類型ごとに、職員研修指針を策定し、施設団体が中心となって、新人から、中堅、専門職員、幹部職員まで、各段階に応じた職員研修システムを構築し、実施していく必要がある。

- ・また、人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要である。

(3) 親子関係の再構築支援の充実

①親子関係再構築支援の必要性

- ・虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。
- ・例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- ・また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。
- ・また、親の精神障害など、家族への個別の対応が必要なことも多い。
- ・子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。
- ・親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。
- ・また、退所後の支援は、市町村の子育て支援事業と連携しながら行うが、専門性の高い支援を行う必要があるケースに対し、より積極的に対応できる体制の整備が必要である。

②施設による親子関係再構築支援

- ・家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が、平成11年度から乳児院に、平成16年度から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に設置された。家庭支援専門相談員の業務には、保護者等に対し、早期家庭復帰のための相談指導や、家庭復帰後の相談指導が含まれており、活動内容や支援技術の向上・普及を図る必要がある。
- ・また、心理療法担当職員が、平成11年度から児童養護施設に、平成13年度から乳児院、母子生活支援施設に、平成18年度から児童自立支援施設に設置された。心理療法担当職員は、児童及び必要に応じて保護者に心理療法を行う。
- ・措置費の施設機能強化推進費により、平成6年度から情緒障害児短期治療施設で、平成18年度から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設を対象を拡大して、家族療法事業が行われており、平成22年度には、121カ所で開催されている。

- ・これは、虐待を受けた子どもの早期家庭復帰を図るため、対象となる子ども等に数ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的なかかわりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援する事業である。
- ・今後、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上に取り組むことが必要である。
- ・また、今後、施設の地域支援要員の体制充実が必要となるが、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員に加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員を新たに設け、これらの直接職員のローテーションに加わらない専門職員のチームが協力して親子関係再構築支援にあたるよう、体制整備が必要である。

③児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

- ・児童家庭支援センターは、施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や、施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。
- ・児童家庭支援センターによる支援についても、効果的な手法の開発・普及や、児童相談所との連携を図りながら行うことが必要である。

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

- ・児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。
- ・虐待を受けた子どもなど社会的養護を必要とする子どもは、自信(自己肯定感や主体性)を失っている子どもが多い。将来の自立生活能力を高める養育の基本として、安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。
- ・また、施設の退所等までに、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理、個人情報管理、社会で必要となる情報や諸手続など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人、職業人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が必要である。
- ・なお、勉学に苦手意識が高い児童が、措置解除を希望するような場合もあるが、そのような児童にこそ、学習や学校の卒業資格の必要性を養育者が丁寧に伝えたり、社会的養護の下で育った者の声から学んだりする機会を用意することが必要である。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・進学や就職に役立つ学習支援の充実が必要である。中学生は、平成21年度から、学習塾費(実費)、部活動費(実費)が設けられ充実されたが、高校生は、定額の特別育成費のみで、十分でない。このため、就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、特別育成費の充実が必要である。

- ・自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。現在、児童養護施設等の入所児童や里親委託児童が、高校等を卒業して、措置解除となり、就職又は大学進学等により、自立した生活を開始する場合、就職支度費又は大学進学等自立支援費 79,000 円を、保護者がいない又はその支援を受けられない場合は、これに特別基準額 137,510 円を加算して、支給されている。これまで毎年 2,000 円ずつ引き上げてきているが、大幅な充実を図り、安定した自立生活を開始できるよう支援することが必要である。

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・生活が不安定な場合は、18歳以降も、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用できる。法律上は可能であるが、実際の利用は少ない。今後、一層活用すべきである。
- ・特に、年齢が高くなってから新規又は措置変更により入所又は里親委託した児童では、措置解除までの期間が短く、課題が未解決のままとならないようにすべきである。
- ・また、児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所することが慣例のようになっている施設もあるが、そのような児童こそ、支援が必要であり、自立生活能力がないまま退所させることのないようにしなければならない。さらに、中学校卒業でいったん就職したが改めて高校に進学するような場合に、児童養護施設や里親等の再度の措置が必要に応じて行われるようにする必要がある。
- ・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る必要がある。

④アフターケアの推進

- ・平成16年の児童福祉法改正で、児童養護施設等の業務として、法律上、退所者に対する相談支援が定められている。社会的養護の施設や里親から自立していった子どもには、施設や里親は、いわば実家のような役割を持つ。将来、困ったとき、つまりいたときに、頼れるきずなとなる。
- ・退所後も、施設が長期にわたり一人一人とつながりを持つアフターケアの取り組みを推進する。
- ・特に児童養護施設については、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備して充実することが必要である。
- ・また、退所児童等アフターケア事業の補助事業の推進を図るとともに、施設退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成する。
- ・身元保証人確保対策事業は、平成19年度から実施し3年を経過している。運用改善として、申込みをしやすくするために、保証の申込み期間（現在は施設退所後半

年以内)を延長するとともに、高校卒業後、大学等に進学した場合に、大学を卒業するまでの間、保証を延長できるよう、連帯保証期間(現在は保証開始後原則最長3年)の延長が必要である。

- ・大学進学とともに措置解除となった後、生活苦で大学中退となる者も少なくない。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与が、児童養護施設等の入所者又は退所者で親権者等の支援が期待できない場合には、施設長等の同意があれば、親権者等の同意を不要とする改善が行われている。また、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金等の貸付制度の活用が可能な場合がある。このほか、社会的養護の下の子どもたちに対しては、各種の民間団体の奨学金制度が設けられている。その情報を施設団体において整理し、各施設へ提供し、活用を支援する。

(5)子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ることである。子どもは、大人との関係で力も弱く、従属的な存在になってしまう可能性が高いが、人として尊重される社会の構成員として扱われなければならない。
- ・子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利について定められている。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正においても、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定した。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明する、子どもの意向や意見を確認し子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明する、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進める等が必要である。このことは、措置や措置変更の際も同様である。
- ・また、「子どもの権利ノート」を活用するとともに、施設に置かれた意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等を活用する。また、その他の民間の権利擁護活動も行われている。
- ・社会的養護の向上のため、当事者(社会的養護の下で育った元子どもを含む。)の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要である。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正により実施された被措置児童等虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、児童養護施設等職員や里親によ

る虐待の防止を徹底する。

- ・平成21年度における全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数の総数は214件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は59件であり、職員が子どもを叩いた等の事案があった。
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底していく。
- ・また、今後、家庭的養護や施設機能の地域分散化を推進するに当たって、これに対応した子どもの権利擁護の推進を図る必要がある。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護の下で長期間暮らし、成長する子どもについては、社会的養護による主たる養育者が途中で変わった場合でも、つながりのある健やかな育ち、育てが行われるよう、記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要がある。
- ・また、複数の養育者や支援者が関わる場合に、子どもの最善の利益につながるよう、子どもの情報の共有の在り方についても、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要がある。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

①施設類型の在り方について

- ・社会的養護の施設類型については、平成9年の児童福祉法改正で、養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、虚弱児施設の児童養護施設への類型統合が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。また、児童家庭支援センターと自立援助ホームが法定化された。
- ・その後、平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談援助（アフターケア）を位置づけるとともに、乳児院と児童養護施設の年齢要件が弾力化された。乳児院は、従来の「2歳未満」から、「必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む」とされ、児童養護施設は、従来の「乳児（0歳）を除く児童」から、「必要な場合は乳児を含む」とされ、3歳到達時まで一律に児童養護施設に移さなければならない不都合が解消された。
- ・また、平成20年の児童福祉法改正では、ファミリーホームが法定化され、自立援助ホームについて、都道府県に対する申込み制、対象年齢の20歳未満までの引上げの改正がされた。
- ・なお、施設類型の在り方については、従来、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設に改めるなどの意見もあったが、現行法でも複数の施設類型の併設が可能である。

②施設類型間の相互連携等の強化

- ・施設類型の在り方については、現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題となる。例えば、次のような連携が必要である。
 - (a) 児童養護施設で一時的に不安定となった子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアし、安定した後に元の施設に戻す、
 - (b) 児童養護施設や里親委託の子どもが、不安定になったときに、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部門を利用する、
 - (c) 情緒障害児短期施設や児童自立支援施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する、
 - (d) 母子関係の調整を必要とする乳児院や児童養護施設の子どもが退所する際、母子生活支援施設を利用し、母子双方への支援によって、親子再統合を図る、
など。
- ・また、児童相談所が措置をするに際して、専門施設である情緒障害児短期施設や児童自立支援施設に入所するときから、次の児童養護施設や里親への移行を考えておく、あるいは、児童養護施設へ入所措置するときから、次の里親委託への移行を考えておく、という取り組みも考えられる。
- ・さらに、児童養護施設の子どもが週末里親を利用しながら、円滑に里親委託に移行していく、あるいは、里親の一時休息のために元の施設を一時的に利用するなど、施設と里親の連携も重要である。
- ・また、再アセスメントのための適切な場の設定や関係機関との連携も必要である。
- ・社会的養護の各機関が、それぞれの機能を補い合う関係を持ち、連続的な支援のプロセスを確保していく支援の在り方が重要である。
- ・このほか、子どもの心の診療拠点病院等との連携も重要である。
- ・また、これまでの社会的養護の体制では不十分な課題として、性的虐待への対応がある。初期対応からその後の支援まで一貫した専門性が必要であり、今後の課題として、諸外国での性的虐待センターなどの取り組みも参考にしつつ、関係方面とも連携を図りながら、子どもの状況に合わせて、新たな専門的体制を検討する必要がある。

③地域における総合的な社会資源の整備

- ・また、地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。
 - (a) 児童自立支援施設と情緒障害時短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置される。情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う。

- (b) 児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターは、広域的な地域を単位に設置され、施設ケアが必要な児童や母子を入所させるとともに、地域の拠点として家庭的養護の支援や、地域の親子等の支援を推進する。
- (c) ファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

④障害児と社会的養護

- ・虐待を受けた児童など社会的養護を必要とする児童であっても、障害児の施設での専門的な対応が必要な場合は、障害児の施設に措置される。
- ・また、何らかの障害を持つ児童であっても、社会的養護の施設や里親での対応が可能な場合には、その範囲で、社会的養護の施設や里親での養育が行われる。
- ・また、里親等の委託児童が、障害を有している場合に、必要に応じて障害児通園施設や児童デイサービスを利用することができることなど、社会的養護と障害児福祉施策との連携が行われている。

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

①社会的養護の地域化の必要性

- ・児童虐待が重篤化してから危機介入し、親子分離をして施設や里親に養育を委託する場合、子どもは心に大きな傷を負い、回復に時間を要することが多い。このため、児童虐待を早い段階で発見し、ペアレントトレーニングやカウンセリングを行うなど、親子分離に至らない段階での支援を充実することが必要である。
- ・そのためには、一般的子育て家庭と社会的養護を必要とする家庭が重なるグレーゾーンへの対策が重要であり、市町村の児童家庭相談や要保護児童対策地域協議会、子育て支援事業等による対応が必要である。
- ・また、虐待防止の専門知識を持つ社会的養護の専門職員が、市町村が行うこれらの施策と連携し、地域に展開することが必要である。
- ・一方、親子分離をして施設や里親で養育する場合にも、できるだけ、地域の普通の家庭的環境で養育できるよう、グループホームや里親での養育が基本であり、地域の中で社会的養護を行えるような支援体制の整備が重要である。
- ・さらに、地域の様々な民間団体の力も合わせ、地域全体で支援をしていくことが重要である。

②施設の地域支援機能の体制整備

- ・児童養護施設等の施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手や、子育て支援の様々な拠点や関係者が、互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく体制を作っていく。

- ・児童養護施設や乳児院では、家庭支援専門相談員、里親支援担当職員、個別対応職員などの直接ローテーションに入らない専門職員が、施設の地域支援機能を担う体制を整備する。
- ・また、児童家庭支援センターには、ソーシャルワーカーと心理の3名の専門職員が置かれている。児童家庭支援センターは、第2種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、施設に附置されたセンターの場合は、本体施設の地域支援機能を担う職員と連携してその機能を強化し、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

③市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携

- ・平成16年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談を行う役割が法律上明確化され、平成17年2月に「市町村児童家庭相談援助指針」が策定された。
- ・この指針では、市町村には、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に、次のような取組が期待されている。
 - (a) 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導により把握した比較的軽微なケースは、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用して対応する
 - (b) ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴う対応が必要な困難なケースは、児童相談所に連絡する
 - (c) 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る
- ・また、平成20年の児童福祉法改正により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業が、平成21年4月より法定化され、市町村の努力義務とされた。
- ・社会的養護の施設や児童家庭支援センターは、市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、場合によっては市町村からの委託を受け、地域で専門的な相談指導を充実させていくことが重要である。

④児童相談所の機能強化と体制の充実

- ・社会的養護を地域の中で推進していくためには、その中心となる児童相談所の一層の機能強化と体制の充実が必要である。
- ・これまで、児童相談所への児童虐待相談件数の急増（平成10年7千件→平成15年2万7千件→平成21年4万4千件）などに伴い、児童相談所の充実が図られ、児童相談所数は174か所（平成12年度）から204か所（平成22年度）へ、児童福祉司の数は1313人（平成12年度）から2477人（平成22年度）へ増加した。

- ・児童虐待通報への対応や、的確なアセスメントの実施、里親委託の推進、児童虐待を行った保護者に対する指導の充実などのため、引き続き、人員配置の充実や社会福祉援助技術の向上などの体制の強化が求められている。また、一時保護所の充実も必要である。

4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

① 人員配置の不足と引上げの必要性

- ・社会的養護の施設では、虐待を受けた児童、障害児等や、DV被害を受けた母子が増えているが、現状の人員配置の基本部分は、そのような変化が現れる前の昭和51年（児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年）に定められた水準であり、その後、加算職員の配置など対応を図ってきたが、必要なケアを提供するには不十分である。
 - ・新規入所理由が虐待
 - 児童養護施設：平成4年 15.9%→平成20年 33.1%（在籍児の53.4%）
 - 乳児院：平成4年 14.0%→平成20年 27.2%（在籍児の32.3%）
 - ・障害等のある児童
 - 児童養護施設：平成4年 9.5%→平成20年 23.4%
 - 乳児院：平成4年 18.6%→平成20年 32.3%
 - ・母子生活支援施設のDV被害の母子：平成12年度33.5%→平成21年度54.1%
- ・平成20年度に行ったタイムスタディ調査から子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の課題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童は、そうでない児童に比べて、子ども一人あたりケア時間が概ね3～4割長い。この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであるから、必要なケアを行うには、更に十分なケア時間が必要である。
- ・また、実際の施設での職員の勤務ローテーションを踏まえた配置を考えると課題は明確である。例えば、児童養護施設では、早番・遅番の交代勤務、週休2日等の勤務ローテーションを踏まえると、常時1人の体制をとるためにも3人の職員が必要であり、現行の6：1の人員配置は、職員1人で18人の子どもをみる体制である。これでは、児童虐待等により心に傷をもつ子どもに対する十分なケアが困難である。また、施設機能の地域分散化の推進により、本体施設には一層難しい子どもの割合が増えていく。
- ・乳児院でも、虐待、慢疾疾患、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心となってきている。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）の防止のための15分毎の視診が必要であり、夜勤体制の強化も必要である。現行の集団的な養育の人員配置水準では、心身の発達に決定的に重要な乳幼児期のケアとして不十分である。

- ・情緒障害児短期治療施設でも、情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加している。また、児童自立支援施設でも、非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要になっている。
- ・母子生活支援施設でも、DVや児童虐待被害者への個別支援が必要となっているが、20世帯施設で母子支援員・少年指導員が合計4名という体制は、交代勤務のために常時1人しか配置できない時間が大部分となり、様々な課題をもつ母子への個別支援や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難である。
- ・このため、当面、各施設ごとに以下のような人員配置の引上げの目標水準を念頭に置きながら、段階的な取組みを含めて、人員配置の引上げを検討していく必要がある。

②児童養護施設

- ・児童養護施設については、虐待を受けた児童などに対するケアを充実するため、人員配置の充実が必要である。
- ・その際、児童養護施設の本体施設は、小規模グループケア化していく方向であることから、小規模グループケアで勤務ローテーションが確保できるようにする水準が、引上げの目標水準として考えられる。
- ・具体的には、基本配置を小学生以上の現行6：1から4：1に引き上げ、これに小規模グループケア加算1人を加えて、合わせて3：1相当を超える配置が、引上げの目標水準として考えられる。
(施設全体を小規模グループケアとする施設では、調理員をユニット担当に充てられるので、1ユニットに3.8人程度(合わせて2：1相当)を確保でき、常時1名(一部の時間は2名)での勤務ローテーションを組める水準となる。)

$$\left\{ \begin{array}{ll} 0 \text{ 歳児} & 1.7 : 1 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 4 : 1 \\ \text{小学校以上} & 6 : 1 \end{array} \right. \Rightarrow \left\{ \begin{array}{ll} 0 \cdot 1 \text{ 歳児} & 1.3 : 1 \\ 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 3 : 1 \\ \text{小学校以上} & 4 : 1 \end{array} \right.$$

③乳児院

- ・乳児院についても、大人との愛着関係を重視したケアができる体制をとるため、小規模グループケアで勤務ローテーションを確保できるようにする水準が、引上げの目標水準として考えられる。
- ・具体的には、基本配置を0・1歳児の現行1.7：1から1.3：1に引き上げ、これに小規模グループケア加算1人を加えて、合わせて1：1相当の配置が、引上げの目標水準として考えられる。
(1ユニットに4.7人程度を確保でき、昼間は常時1.5人、夜間は2ユニットに1人での勤務ローテーションを組める水準となる。)

$$\left\{ \begin{array}{ll} 0 \cdot 1 \text{ 歳児} & 1.7 : 1 \\ 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 4 : 1 \end{array} \right. \Rightarrow \left\{ \begin{array}{ll} 0 \cdot 1 \text{ 歳児} & 1.3 : 1 \\ 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 3 : 1 \end{array} \right.$$

④情緒障害児短期治療施設

- ・情短施設については、児童養護施設よりも手厚い体制が必要であることから、児童養護施設の4：1よりも一段高い3：1の水準とするとともに、心理療法担当職員を7：1に引き上げ、心理的ケアの充実を図ることが、引上げの目標水準として考えられる。

(定員35名程度の標準的施設で、児童指導員等12名程度(交代勤務のため昼間4名体制)、心理療法担当職員5名程度の配置ができる水準)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{児童指導員・保育士} \\ \text{心理療法担当職員} \end{array} \right. \quad \begin{array}{l} 5 : 1 \\ 10 : 1 \end{array} \Rightarrow \begin{array}{l} 3 : 1 \\ 7 : 1 \end{array}$$

⑤児童自立支援施設

- ・児童自立支援施設の児童自立支援専門員等は、これまで、情緒障害児短期治療施設の児童指導員と同じ5：1の配置基準としており、これを情短施設と同様に3：1の水準とするとともに、心理的ケアの必要な子どもの増加に伴い、心理療法担当職員を現在の情短施設並みの10：1の配置とすることが、引上げの目標水準として考えられる。

(定員40名程度の標準的施設で、児童自立支援専門員等13名程度、心理療法担当職員4名程度の配置ができる水準)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{児童自立支援専門員・児童生活支援員} \\ \text{心理療法担当職員} \end{array} \right. \quad \begin{array}{l} 5 : 1 \\ \text{施設に1人} \end{array} \Rightarrow \begin{array}{l} 3 : 1 \\ 10 : 1 \end{array}$$

⑥母子生活支援施設

- ・母子生活支援施設において入所者支援機能を強化するため、標準の定員20世帯の施設で、母子支援員・少年指導員を合わせて現行の4名配置から6名配置に引上げ、交代勤務で常時2名配置の勤務ローテーションを確保できる水準とするとともに、入所10世帯が増えるにつき、母子支援員・少年指導員各1名を世帯担当者として配置できる人員配置とする水準が、引上げの目標水準として考えられる。

母子支援員、少年指導員それぞれにつき

$$\left\{ \begin{array}{l} 20 \text{世帯未満} 1 \text{人} \\ 20 \text{世帯以上} 2 \text{人} \end{array} \right. \Rightarrow \left\{ \begin{array}{l} 10 \text{世帯未満} 1 \text{人} \\ 10 \text{世帯以上} 2 \text{人} \\ 20 \text{世帯以上} 3 \text{人} \\ 30 \text{世帯以上} 4 \text{人} \end{array} \right.$$

(2) 加算職員の配置の充実

①里親支援担当職員の配置

- ・日本の社会的養護は、施設が9割、里親等が1割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。

②自立支援担当職員の配置

- ・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は23%にとどまり、一般の高卒の77%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、公平に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。

③心理療法担当職員の全施設配置

- ・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要がある、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

(3) 社会的養護の高度化の計画的推進

- ・施設運営の高度化を図る方法としては、全ての施設に措置費の改善をするとともに、質の改善を義務づける手法がある。これは、全体の底上げを図っていく方法である。その際、実際に質の改善に結びつくよう、評価・推進の仕組みが必要となる。
- ・また、一方、国が指針を示し、施設がそれに沿って施設機能の高度化を推進する計画を策定して実施する場合には、措置費の加算を行う手法も考えられる。これは、努力する施設にメリットを与えることにより、質の改善を促す手法である。
- ・両者を適切に組み合わせて、推進していくことが必要である。
- ・なお、例えば、児童養護施設において、基本配置を4：1への引上げを行うに当たっては、施設の小規模化・施設機能の地域分散化に向けた計画の策定や、里親等支援の充実、地域支援の充実などを行うことを要件とすることも考えられる。
- ・本年度、小規模グループケアを1施設上限3カ所から6カ所に拡大するに当たり、施設の小規模化とファミリーホーム開設を行う計画の策定や、里親支援を要件とすることとした。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(1) 社会的養護の児童の全体数

- ・社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる。
- ・その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。

- ・当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

(2) 施設数等

- ・子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情緒障害児短期治療施設（情短施設）は47か所に増やす目標を設定している。
- ・その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では維持が見込まれる。
- ・なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、全国47か所では不足であり、更なる増設が必要である。その際、児童養護施設からの転換も見込まれる。仮に10施設程度が児童養護施設から情短施設に転換すると見込むと、児童養護施設600カ所程度、情短施設57カ所程度となる。
- ・このほか、乳児院（平成23年4月現在129カ所）、児童自立支援施設（同58カ所、検討中1カ所）母子生活支援施設（同262カ所）は、概ね現状維持と見込まれる。
- ・地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1カ所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1カ所を見込む。ファミリーホームについては、里親等委託率の引き上げに伴い、5000人程度を見込んで1000カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

(3) 里親等委託率

- ・里親等委託率（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童の合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合）は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加した。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定している。
- ・欧米主要国で3割～7割（ドイツ 28.7%、フランス 53.0%、イギリス 60.0%、アメリカ 76.7%（平成14年厚生労働科学研究調べ））であることを踏まえ、日本でも、ビジョン目標達成後のその後の十数年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げる目標を掲げて推進すべきである。
- ・そのためには、現在3万人の児童養護施設については、小規模化と施設機能の地域分散化により、2万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要となる。施設は定員を引き下げて、対応の難しい子どものみを引き受けるとともに、地域支援を行う拠点として高度化していくことが必要である。

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

むすび

(関連する動き)

①子ども・子育て新システム

- ・現在、子ども・子育て新システムの議論が進められており、本年7月6日に、基本制度ワーキングチームの中間とりまとめが行われた。
- ・中間とりまとめでは、子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものであり、市町村は、虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合などには、措置による入所・利用を行うこととし、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施することとされている。
- ・一方、都道府県は、社会的養護のニーズに対する専門性が高い施策を引き続き担い、都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持しつつ、市町村と都道府県の連携を確保するとされている。
- ・また、市町村と都道府県のそれぞれの事業や、相互の連携について、都道府県と市町村の新システムの計画に位置づけることとされている。
- ・費用については、「潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題」であり、「これと併せて、職員配置の充実など必要な事項については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施する」こととされており、これらの中に、社会的養護の量的拡充や質の充実も含まれることとされている。

②親権制度等改正

- ・「民法等の一部を改正する法律」が可決成立し、本年6月3日に公布され、政令で定める日から施行となる。児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の民法、児童福祉法等の改正が行われた。
- ・児童福祉法改正では、施設長等の権限と親権との関係が明確化され、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者はその措置を不当に妨げてはならないことなどが規定された。また、里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行することが定められた。
- ・今後、施行までに、どのような親権者の行為が「不当な妨げ」に該当するのか、また親権者と児童の監護等について意見が対立した際の対応などについて、厚生労働省においてガイドラインを定めることとしている。

③児童福祉施設最低基準の条例委任

- ・「地域に自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が可決成立し、本年5月2日に公布され、平成24年4月1日から施行となる。この法律による改正で、厚生労働省令で定められていた児童福祉施設最低基準が、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（母子生活支援施設は中核市を含む）の条例に委任される。
- ・ただし、人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令に定める事項については厚生労働省令で定める基準（従うべき基準）に従って条例を定めることとされ、その他は厚生労働省令で定める基準（参酌基準）を参酌して条例を定めることとされている。今後、厚生労働省令による基準の制定の後に、各自治体での条例の制定が進められる。

（今後のとりくみ）

- ・今回の検討を開始して以来、既に、本年4月からの各般の実施要綱等の改正や、「里親委託ガイドライン」の策定が行われ、「児童福祉施設最低基準」の当面の見直しが行われて、6月に公布施行された。
- ・このとりまとめに記載された具体的方策については、できるだけ早い時期の実施が望ましい。本年夏に追加的な省令改正を行うとともに、6施設等種別ごとの施設運営指針等の作成や、第三者評価の評価基準等の検討など、今年度中にできることは早急に進める必要がある。
- ・さらに、新たな予算措置が必要な事項については、平成24年度以降、できるものから順次着手していくべきである。
- ・また、人員配置の引上げには相当額の予算の増額が必要であることから、段階的な取り組みを含めて、検討していく必要がある。

- ・この社会的養護の課題と将来像のとりまとめは、これまでの議論の積み重ねを踏まえつつ、短期集中の検討を行いとりまとめたものであり、とりあげられなかった論点については、引き続き検討し、更なる向上を図っていく。また、今後の社会的養護を必要とする子どもたちの変化を適切にとらえ、ニーズに合った取り組みを進めていく。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちが、その権利を護られ、希望や自信、信頼感をもって健やかに育つことができるよう、また、社会的養護の下で育った子どもたちが、できる限り一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、これらを支援していく社会的養護の充実を図っていく必要がある。

(参考) 社会的養護の課題と将来像についての検討経過

<p>児童養護施設等の社会的養護の 課題に関する検討委員会</p>	<p>社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会</p>
<p>第1回 平成23年1月28日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の諸課題について(各委員からの課題提起発言) ・社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し項目について ・里親委託ガイドラインについて <p>第2回 平成23年2月15日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案について ・社会的養護の充実のために早急に実施する事項について ・社会的養護の課題と将来像について ・里親委託ガイドライン案について <p>第3回 平成23年5月31日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の課題と将来像について(論点整理) <p>第4回 平成23年6月30日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の課題と将来像について(とりまとめ) 	<p>第10回 平成22年12月7日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題について ・社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の現状について <p>第11回 平成23年4月8日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の状況について ・社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案について ・社会的養護の課題と将来像について <p>第12回 平成23年7月11日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の課題と将来像について(とりまとめ)

検討委： 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会

専門委： 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

検討委	専門委	氏名	所属等
○	○	相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長
	○	今田 義夫	全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長
○	○	大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長、倉明園施設長
○	○	大島 祥市	前全国自立援助ホーム連絡協議会監事、ベアーズホーム施設長
	○	奥山 眞紀子	国立成育医療研究センターこころの診療部長
◎	◎	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
○	○	木ノ内 博道	全国里親会理事、前千葉県里親会会長
	○	榑原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
	○	庄司 順一 (～平成23年1月)	青山学院大学文学部教授
	○	松風 勝代	前大阪府福祉部家庭支援課参事、大阪府衛生会希望の杜園長
○	○	高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長
○	○	伊達 直利 (平成23年5月～)	全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長
	○	豊岡 敬	児童自立支援施設 東京都立萩山実務学校長
	○	西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
○		平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長
○	○	藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長、愛泉こども家庭センター施設長
○	○	藤野 興一 (～平成23年5月)	前全国児童養護施設協議会副会長、鳥取こども学園施設長
	○	山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
○		武藤 素明	全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園施設長
	○	吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授
○		渡井 さゆり	特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長

(◎：委員長、敬称略、五十音順)

「新たな社会的養育の在り方」に関する検討のための関係資料 1

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

1. 社会的養護の現状	・ ・ ・	1
2. 社会養護の基本理念と原理	・ ・ ・	1 1
3. 施設等種別ごとの課題と将来像	・ ・ ・	1 2
4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 の充実、権利擁護など	・ ・ ・	4 2
5. 施設の人員配置の課題と将来像	・ ・ ・	6 7
6. 社会的養護の整備量の将来像	・ ・ ・	6 8
7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	・ ・ ・	6 9
8. 社会保障・税一体改革による社会保障の 充実・安定化と社会的養護	・ ・ ・	7 6

平成28年7月時点
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
		9,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人		委託児童数	1,172人
	専門里親	676世帯	174世帯	206人			
	養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

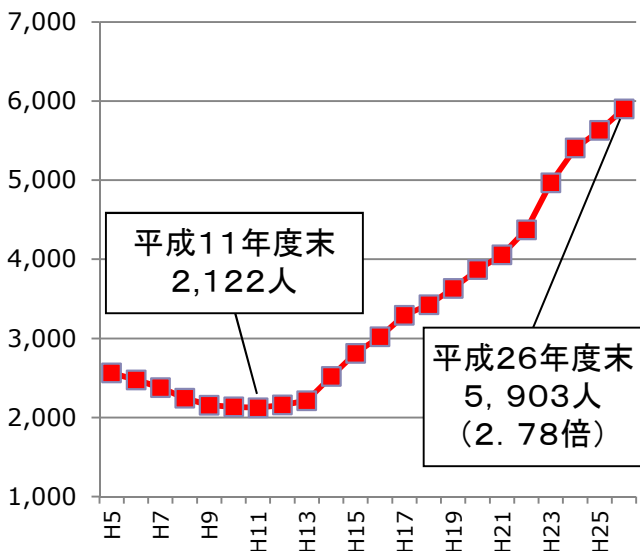
小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

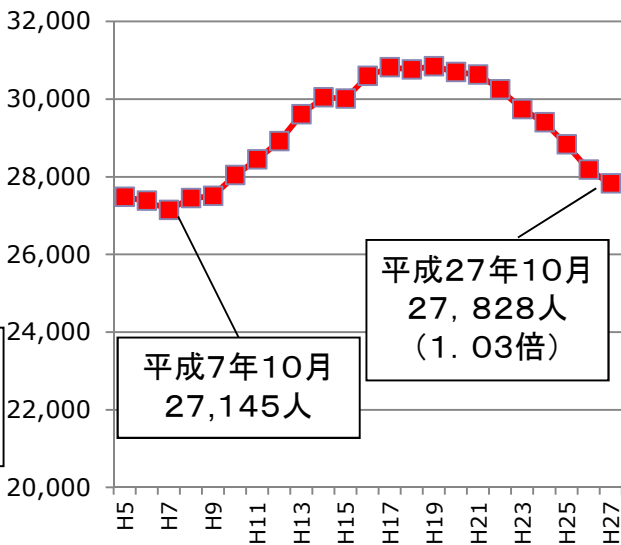
(2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.8倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

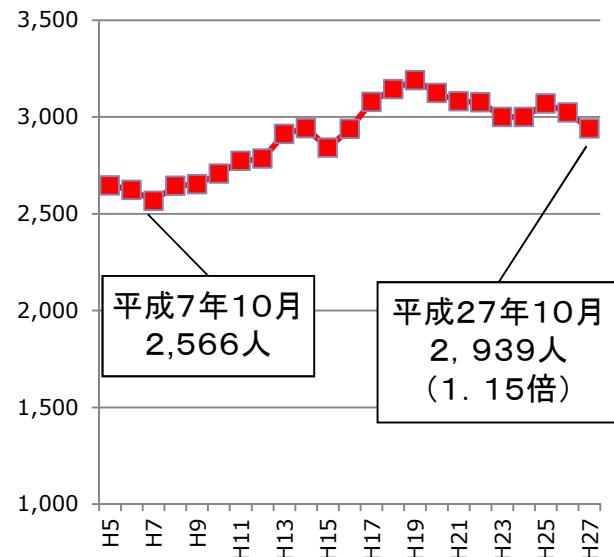
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

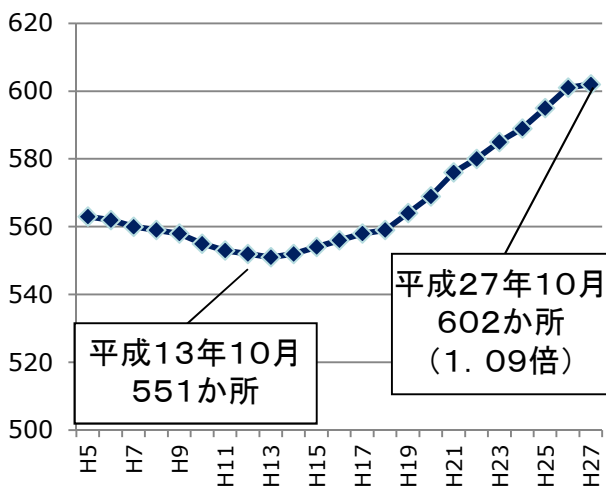


○ 乳児院の入所児童数

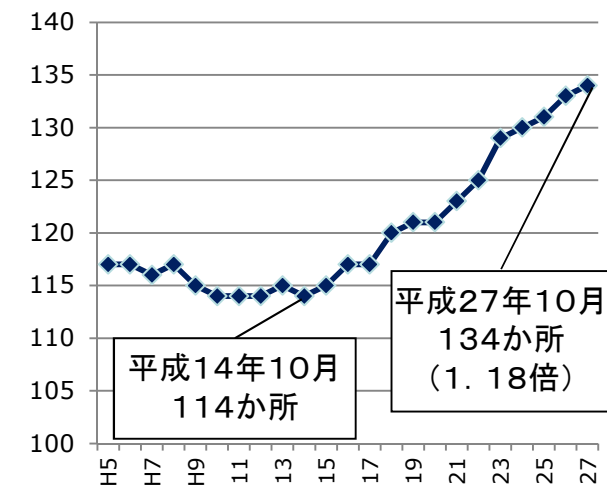


(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

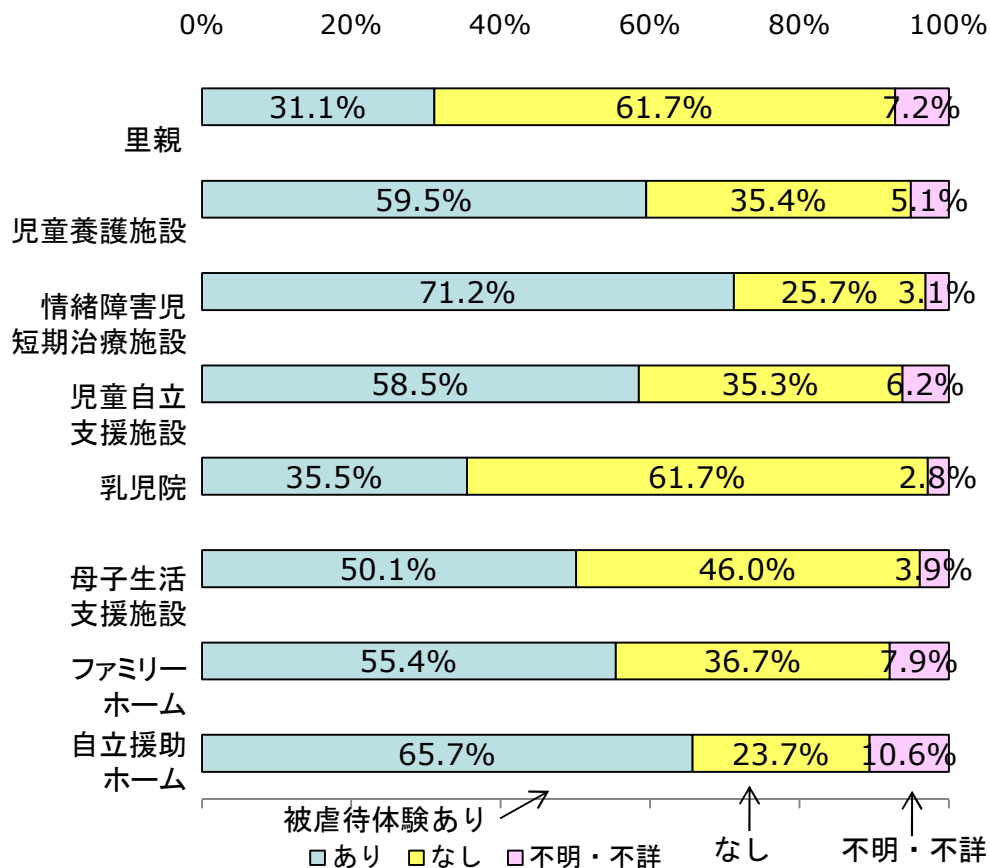
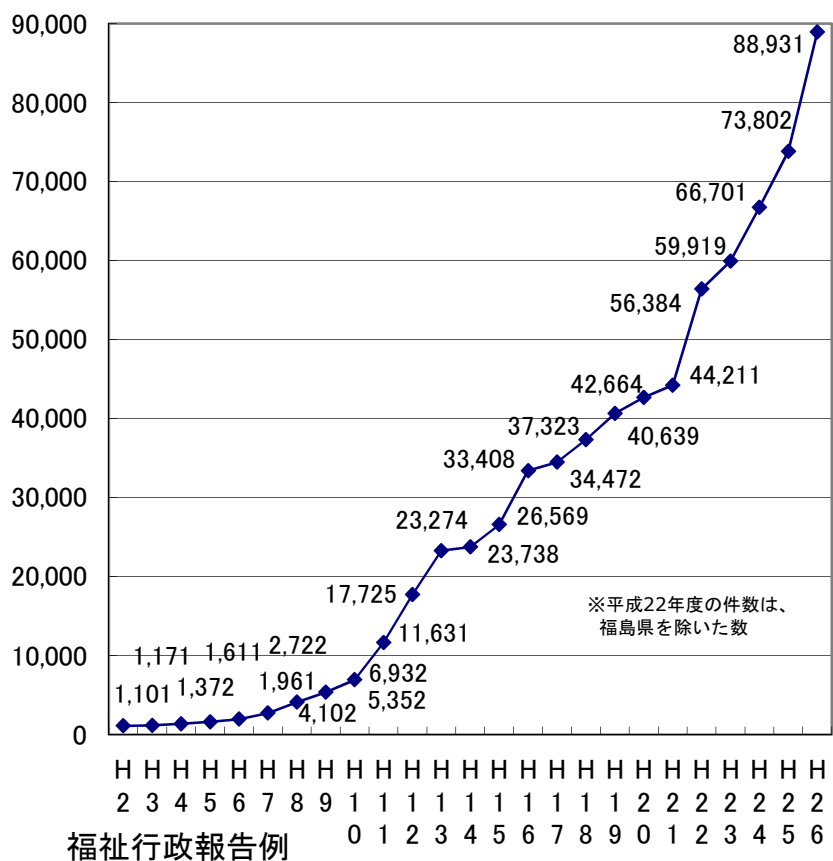
(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。

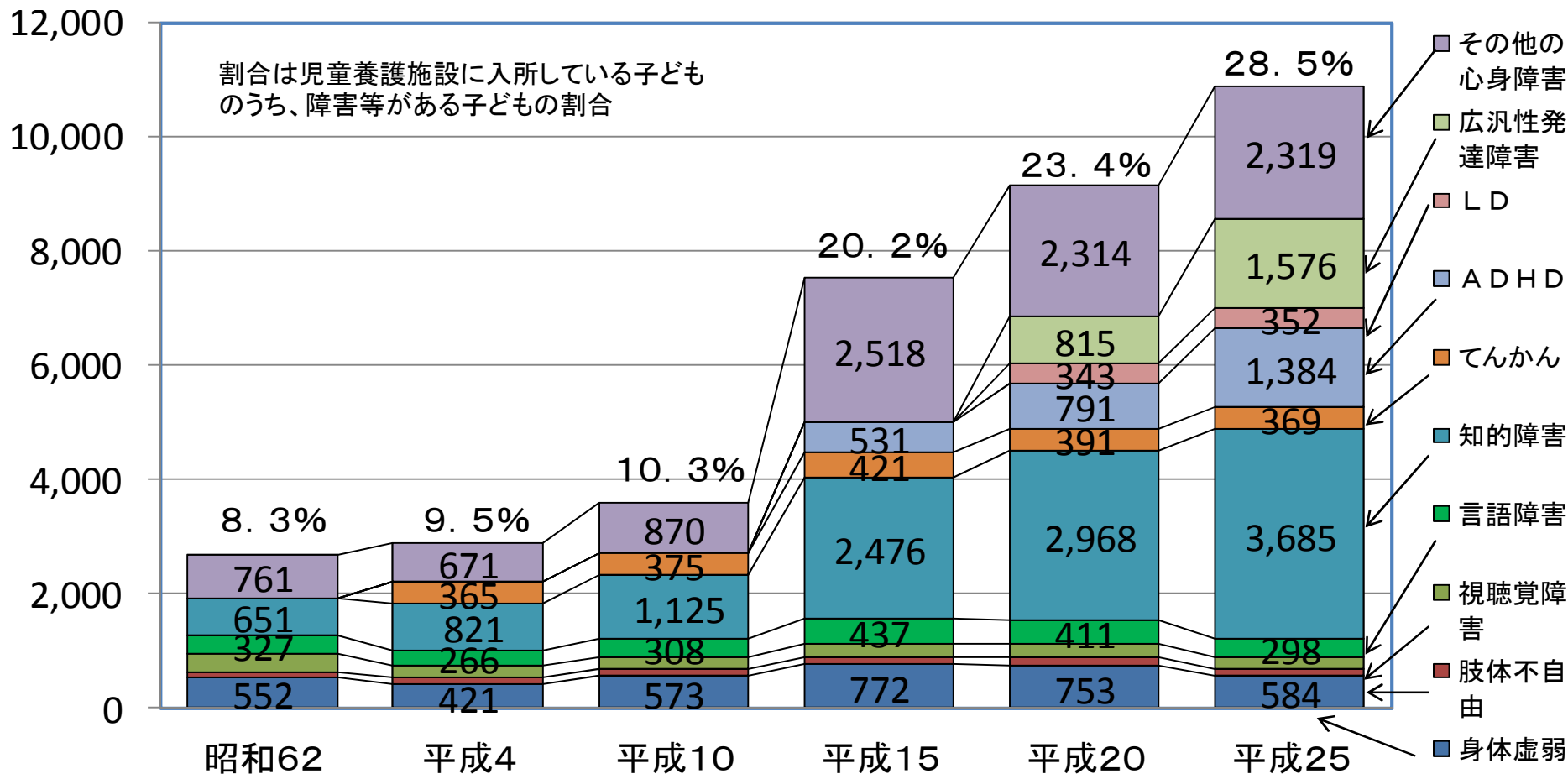
(件数)



(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(5) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	8 (1.3%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	109 (18.1%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	103 (17.1%)
～ 70	61 (10.1%)
～ 80	51 (8.5%)
～ 90	23 (3.8%)
～ 100	17 (2.8%)
～ 110	12 (2.0%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	2 (0.3%)
総数	602 (100%)

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

家庭福祉課調べ
(平成27年10月1日)

(6) 児童養護施設の形態例

大舎制の例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室(個室)
脱衣場		児童居室(個室)
浴室		児童居室(個室)
		児童居室(個室)
宿直室		児童居室(個室)

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

(7) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 57,290円、乳児以外49,680円
(食費、被服費等。1人月額)(平成28年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

(8) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料) 福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

(9) 都道府県市別の里親等委託率の差

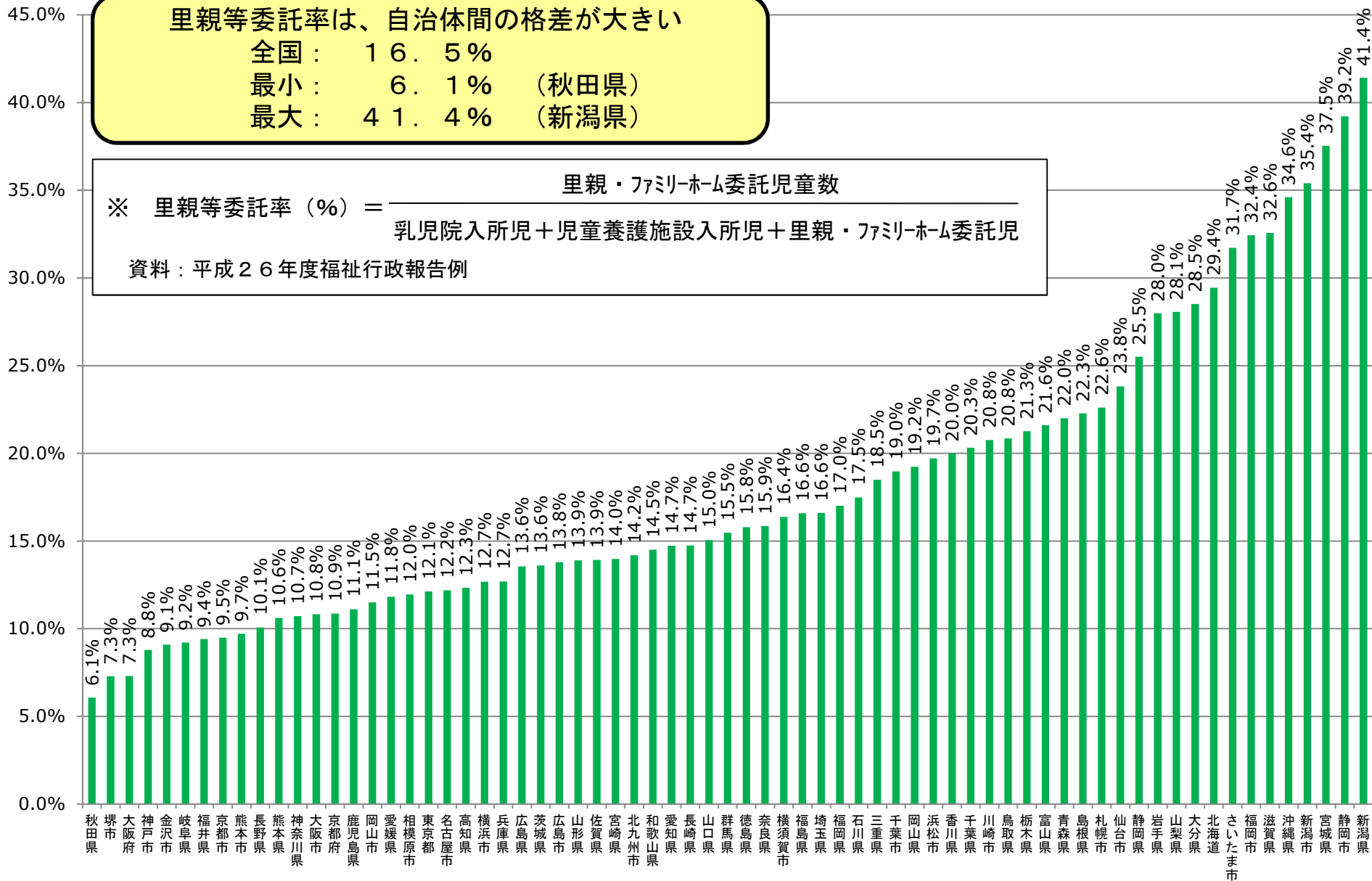
69都道府県市別里親等委託率（平成26年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 16.5%
 最小： 6.1%（秋田県）
 最大： 41.4%（新潟県）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成26年度福祉行政報告例



2. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭的養護と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

3. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

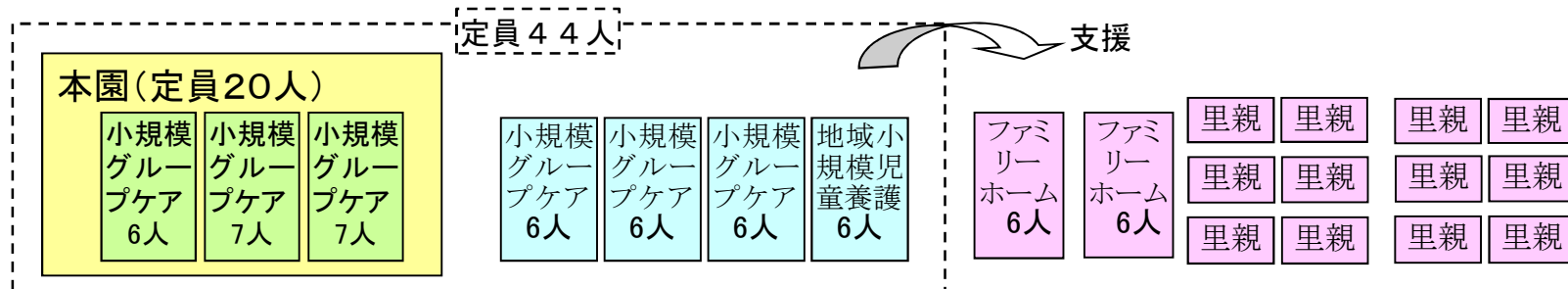
①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



【児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度】

(1) 小規模グループケア

- 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外で行うもの(分園型小規模グループケア)
- 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
- 本来の基本的配置に加算：・児童指導員又は保育士1人 ・管理宿直等職員1人分(非常勤) ・年休代替要員費等

(2) 地域小規模児童養護施設

- 定員6人
- 人員配置：・児童指導員又は保育士3人(うち1人は非常勤とすることが可能)・管理宿直専門員1人分(非常勤)・年休代替要員費等

(3) 賃借費加算

- 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物賃借して実施している場合に、賃借費の実費を算定できる。

(4) その他の措置費関係

- 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。

(5) 施設整備費補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)

- 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
- 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算(ショートステイ用居室)、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

(6) 児童虐待・DV対策等総合支援事業(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)

- 児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を行う。

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義 ・ ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

○職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。

○ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。

○人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

○小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。

○大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。

○家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。

○従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

小規模化を推進する取り組み例

○職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。

○小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。

○施設全体の職員会議を、月に1~2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。

○スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。

○施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。

○非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

○施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

児童養護施設における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例 1	神奈川県	旭児童ホーム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例
事例 2	東京都	二葉学園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 3	高知県	若草園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と1棟2グループを2棟設置。1グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 4	秋田県	聖園天使園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を2か所増設する事例
事例 5	福島県	堀川愛生園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例
事例 6	神奈川県	春光学園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例

注：養育形態として、「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童 5.5:1(→4:1)
3歳以上 4:1(→3:1)
3歳未満 2:1
*()は27年度~

602か所
定員33,017人
現員27,828人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直
27年度329か所→31年度目標390か所

小規模グループケア (本園ユニットケア) (分園型)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直 を加算

27年度1,218か所→
31年度目標 1,870か所(乳児院等を含む)

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者
合わせて3人

27年度257か所
→31年度目標
520か所
→将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	9,949世帯
うち養育里親	7,893世帯
専門里親	676世帯
養子縁組里親	3,072世帯
親族里親	485世帯

委託里親数 3,644世帯
委託児童数 4,731人

→31年度目標
養育里親登録 9,800世帯
専門里親登録 850世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

134か所
定員3,865人、現員2,939人

里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

27年3月末 16.5% →31年度目標 22%

→41年度までに、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

27年度123か所
→31年度目標 190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

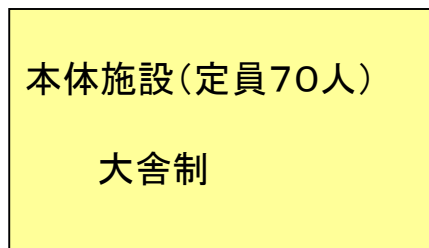
登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成27年10月1日家庭福祉課調べ

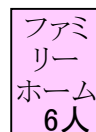
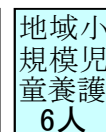
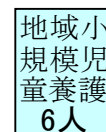
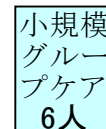
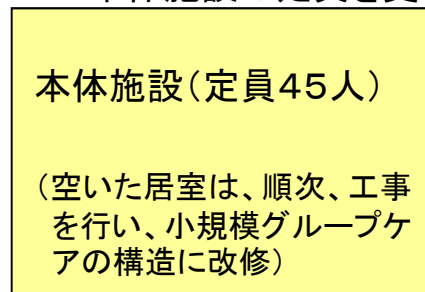
児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

①現状（定員70人大舎制の例）

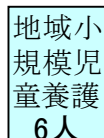
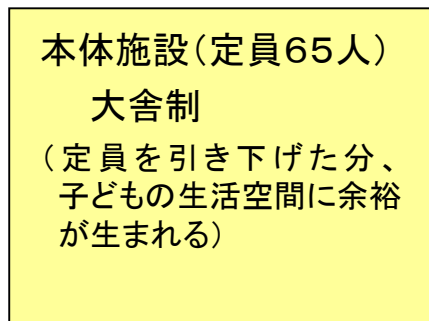


③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本体施設の定員を更に引下げ

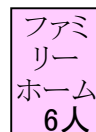
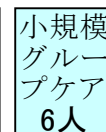
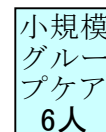
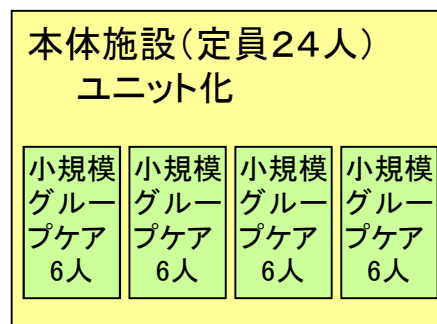


②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本体施設の定員を5人程度引下げ



④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒本体施設の定員をさらに引下げ



※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
 ※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
 ※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）が45人以下の場合が、手厚くなっている。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

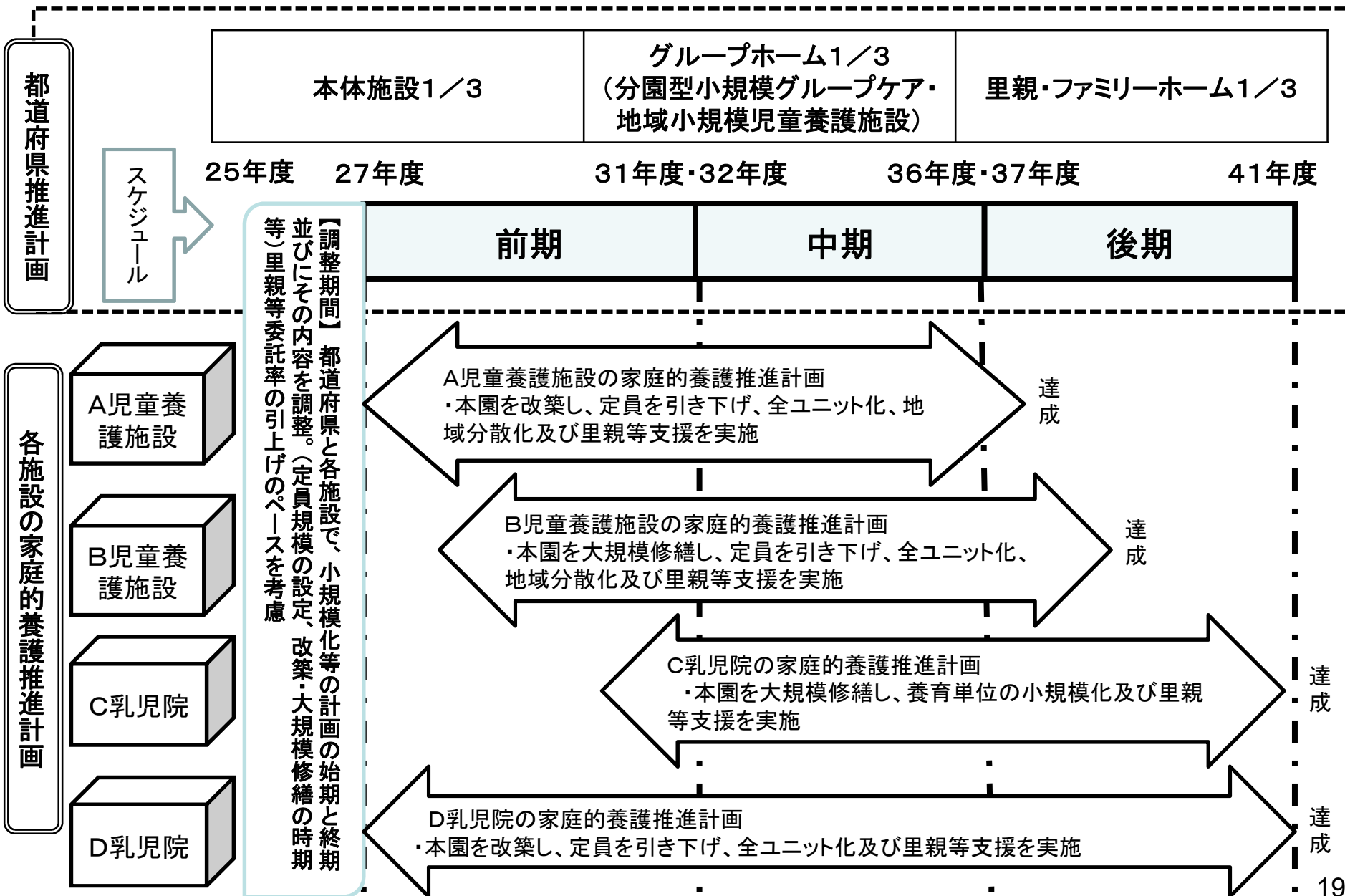
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成28年3月末日現在）

【結果の概要】

1. 全69自治体が策定済。
2. 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度(平成41年度)に見込まれるそれぞれの割合は44.5%、24.8%、30.8%となっており、目標とする水準（※）は未達成となっている。

※ 平成27年4月1日現在では、本体施設入所児童の割合が76.4%、グループホーム入所児童の割合が7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね1／3」ずつにすることを目標としている。
3. 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県（仙台市を含む）53.2%、香川県42.2%、滋賀県40.7%など、高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね1／3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては随時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。

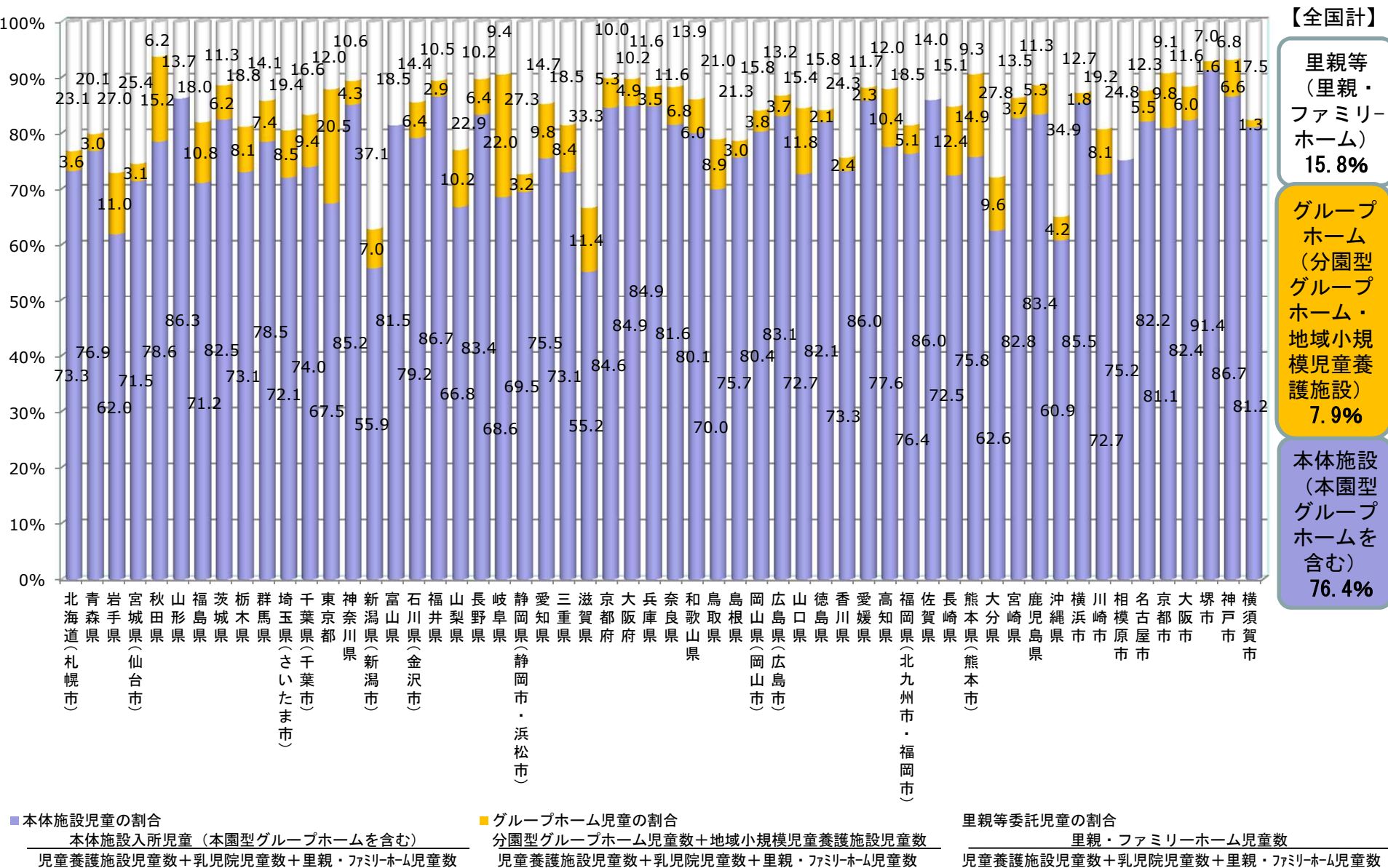
	平成27年 4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	<u>44.5%</u>
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.6%	17.1%	<u>24.8%</u>
里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	15.8%	20.2%	24.7%	<u>30.8%</u>
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注1)「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。

(注2)「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア(分園型)及び地域小規模児童養護施設を指す。

(注3)小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成27年4月1日現在）



※家庭福祉課調べ（平成27年4月1日現在の実績値）。

※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

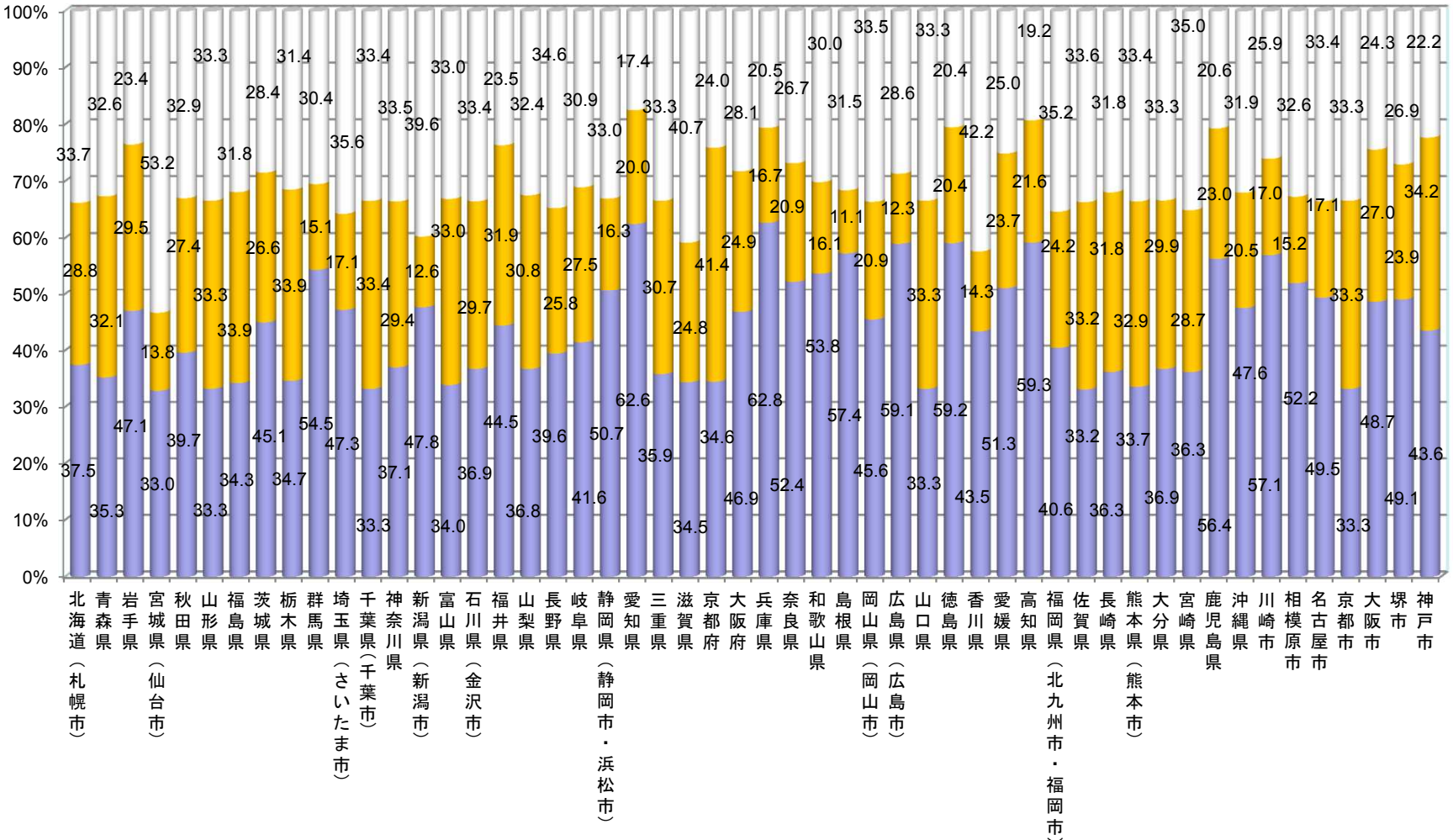
都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成41年度末）

【全国計】

里親等
（里親・
ファミリー
ホーム）
30.8%

グループ
ホーム
（分園型
グループ
ホーム・
地域小規
模児童養
護施設）
24.8%

本体施設
（本園型
グループ
ホームを
含む）
44.5%



■ 本体施設児童の割合

■ グループホーム児童の割合

■ 里親等委託児童の割合

本体施設入所児童（本園型グループホームを含む）
児童養護施設児童数＋乳児院児童数＋里親・ファミリーホーム児童数

分園型グループホーム児童数＋地域小規模児童養護施設児童数
児童養護施設児童数＋乳児院児童数＋里親・ファミリーホーム児童数

里親・ファミリーホーム児童数
児童養護施設児童数＋乳児院児童数＋里親・ファミリーホーム児童数

※家庭福祉課調べ（平成28年3月末日現在）

※東京都はグループホームと里親・ファミリーホームの合計を60.0%（2,248人）、鳥取県は本体施設とグループホームの合計を67.2%（133人）、横浜시는本体施設とグループホームの合計を70.0%（636人）、横須賀市は本体施設とグループホームの合計を66.7%（120人）と定めているため全国計から除く。

※静岡県の数値は、各施設の家庭的養護推進計画の数値を積み上げたもので、県の目標割合とは異なる。県の目標割合は「将来的に、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが需要量の概ね1/3ずつを受け入れられるような受け皿となることを目指す」としている。

※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

施設の小規模化について（試算：月額）

※平成24年11月30日雇児発1130第3号雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」における「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」P13の①施設の全体の構成の標準的な姿より

施設種別	定員	事務費
児童養護施設	68人	136,400円 × 68人 = 9,275千円

※事務費は28年度単価（その他地域）を使用

小規模化

施設種別	定員	割合	事務費			
児童養護施設	20人	29.4%	(※1)	(※2)	=	6,713千円
			176,660円 × 38人			
小規模グループ（本園型3か所） ・ 7人×2カ所、6人×1カ所			14,090円	× 38人 × 3カ所	=	1,606千円
小規模グループ（分園型3か所） ・ 6人×3カ所	18人	26.5%	14,090円	× 38人 × 3カ所	=	1,606千円
地域小規模（1か所）	6人	8.8%	206,270円	× 6人	=	1,238千円
小計	44人	64.7%	計			11,163千円
里親・ファミリーホーム	24人	35.3%				
計	68人	100.0%				

※1 職員数は、児童の年齢別加算等を含んでいない。

※2 本体施設（20人） + 小規模グループケア（18人） = 38人

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
 - 平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ(1.6:1→1.3:1)等を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要。

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進。
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

乳児院における小規模化事例について

※平成25年3月「施設の小規模化等事例集」より抜粋。詳細については、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

事例番号	自治体名	施設名	事例概要
事例1	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例
事例2	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム かがやき	小規模グループケアを1グループ実施している事例
事例3	神奈川県	ドルカス ベビーホーム	小規模グループケアを本体1グループ、併設施設1グループで実施している事例
事例4	愛知県	竜陽園	併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載している。

事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たって留意した点

○乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定。

○本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定。

○敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(平均在所期間2.1年(H25.2))で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。(平成22年10月全情短調査)

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在38カ所。平成31年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1→7:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
 - 平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
 - 情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが59%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが47%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ(4.5:1→3:1、心理療法担当職員10:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要。
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要。
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応。

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けられることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
 - 平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
 - 平成27年度予算で基本配置の引上げ（定員30世帯以上の施設の母子支援員4人配置等）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
 - 平成27年度予算で退所後の社会的自立につなげる学習支援を充実
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
 - 平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取り組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討**。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば**実家的な役割**を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で41.4%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、過去10年間で、福岡市が6.9%から32.4%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン(平成16年12月)で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加(平成16年4月～)
- ・里親委託推進事業実施(平成18年4月～)(児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置)

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱(平成27年3月)で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

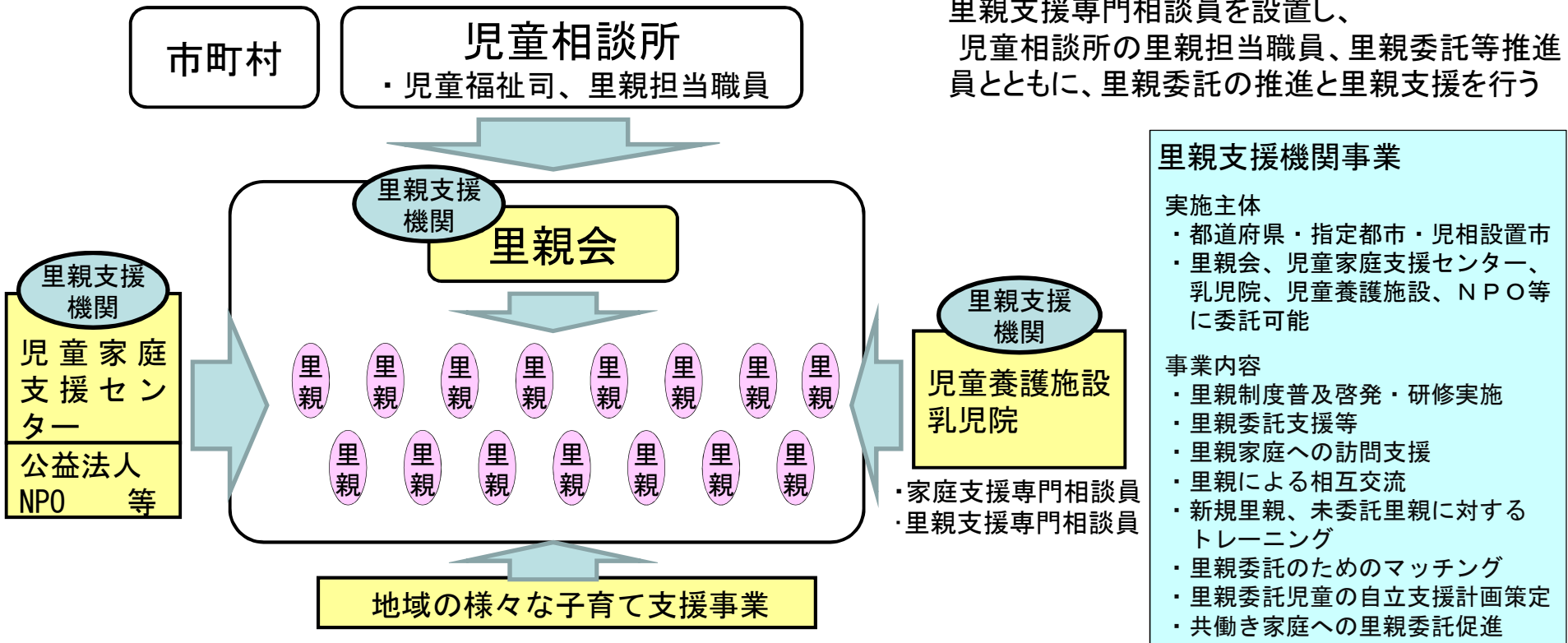
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識が生まれた。
社会的養護の社会化 がはかられる。

○児相職員の意識の変化
「まず里親を探そう」
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はずべて児童相談所が行うことになるため、里親委託は大変。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていなかったが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

里親支援専門相談員の取組事例

大分県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が定期連絡会により一貫した支援

児童相談所職員と里親支援専門相談員が週に1回定期連絡会を持ち、情報共有、家庭訪問の計画調整、ケース報告などを行っている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、里親支援専門相談員の研修的な役割も担っている。

今年度は、定期連絡会で、里親更新研修で行うロールプレイ「関わり方の悪い例、好ましい例」を検討し、研修では里親支援専門相談員が里親役、子ども役を演じる取り組みを行っている。

神奈川県取り組み

施設による里親支援をベースに、里親支援に関わる検討会で役割分担を行うとともに、里親支援専門相談員の研修等の実施

神奈川県では昭和43年から児童養護施設による里親の養育支援を開始し、施設と里親の交流が図られている。このような中里親支援専門相談員制度ができたので、里親支援専門相談員配置の作業はスムーズに行われた。

旧来から里親支援を行う施設と児童相談所との連絡会議をベースに、県の担当課が里親支援専門相談員を含めた里親支援に関する検討会を立ち上げ、その活動内容やそれぞれの機関の役割分担等を検討。県担当課が企画し、里親支援専門相談員や里親相談員（ベテラン里親による当事者支援）、里親支援を行う施設向けの研修会を開催するなど、活動促進を図っている。

千葉県の取り組み

支援体制の構築を目指した里親支援検討会を立ち上げ、共通理解をつくるとともに、里親応援ミーティングを実施

千葉県では平成24年度に児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会を「里親支援検討会」と位置づけ4回実施し（4か所の里親支援専門相談員が参加）、「（仮称）千葉県里親支援マニュアル～里親子関係不調による措置変更ゼロを目指す～」の案をまとめた。また、中央児童相談所では「不調による措置変更ゼロ」を目指し、子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開いている。

山梨県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が情報共有して里親支援を行う

児童相談所が里親支援専門相談員に対して、専用のファイルを用意し、里親支援に必要な情報を提供している。里親支援専門相談員は、家庭訪問等の前に必ず情報を確認。また、里親にも委託された子どものものについて里親用のファイルが用意されている。県内2名の里親支援専門相談員は里親から求められて、自立支援計画等にある専門用語を説明するなど、ファイル中の情報の理解を援助する。児童相談所、里親、里親支援専門相談員間で情報の共有を図り、スムーズに連携を図れる仕組みにしている。

里親支援機関の取組事例

滋賀県：乳児院・児童養護施設を持つ里親支援機関「小鳩会」の取組み

里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、里子の心理的ケアを行い、里親や子どもの集まる機会を提供する支援を行う

小鳩会では里親委託等推進員の他に、里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、被虐待児を養育する里親へ助言するとともに、里親里子の関係性把握、里子の心理状態把握と心理的ケアを行っている。里親支援の重要な役割はコーディネートであるとして、里親には「ピア・カウンセリング」等を実施、思春期の女兒には集団療法を取り入れた支援を実施している。また、「施設入所児童ホームステイ事業」をコーディネートし、子どもの家庭体験の機会とするとともに、新規里親の開拓にも効果を上げている。

東京都：「二葉乳児院」の取組み

児童相談所に里親委託等推進員を派遣し、密接な連携を行うとともに、外部スーパーバイザーによる指導を受けて里親支援を行う

東京都では児童相談センター(中央児童相談所)にて、平成20年度に里親支援機関事業のモデル事業を二葉乳児院に委託して開始した。平成24年度からは都内11の児童相談所全域で、4つの民間団体に里親支援機関事業を委託している。二葉乳児院は4か所の児童相談所で委託を受けている。4名の里親委託等推進員は傾聴やともに考えるという姿勢に加え、里親からの相談内容に応じて、他の社会的資源と繋げるソーシャルワークを行っている。また、月1回のグループ・スーパービジョンにおいて、実践の振り返りと課題の整理をするとともに、お互いの専門性から学び、次への取組みに視点を向けることに役立てている。また、里親の集まりのコーディネートや家庭訪問、養子縁組里親に着目した事業など、幅広く事業に取り組んでいる。

和歌山県：乳児院内にある里親支援機関「なでしこ」の取組み

里親への研修や施設の子どもの家庭体験の機会を作るなどの支援を行う

和歌山乳児院内に開設された「なでしこ」は平成24年から和歌山県の里親支援機関事業を受託するとともに、和歌山県里親会の事務局も引き受けている。乳児院の院長は養育里親、里親委託等推進員(なでしこでの職名は里親支援員)は専門里親という里親制度への理解のもとで、里親に施設職員とともに受ける研修を年間10回企画開催し、施設職員と里親の交流の場及び社会的養護の子どもたちの養育の技術向上を図る場を提供している。

また、施設の子どもたちに家庭体験の機会を提供する「なでしこセカンドファミリー」を平成25年から開始し、子どもたちと地域の一般家庭と繋ぐ試みを行っている。

(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

- ・ 少子化社会対策大綱では、平成31年度までに520か所を整備（平成27年3月現在257か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。
 - ・ 平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）
 - ・ 平成28年度から、賃借料を実費により支弁

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。
 - ・ 平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
 - ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

ファミリーホーム事例集について

【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）
子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論等を行っている。

【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下のような内容を取りまとめた。
 - ①ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、具体的に明示したこと。
 - ②ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基づき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
 - ③ファミリーホームそのものの課題だけでなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
 - ④今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係、施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

ファミリーホームについての主な考え方



ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたものの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。

ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。

児童養護施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

- ・ 少子化社会対策大綱で、平成31年度までに190か所を整備（平成27年10月現在123か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・ 自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・ 本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・ 虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・ 平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・ 借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
 - 平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。
 - 平成28年度から、賃借料を実費により支弁。

④20歳以降のアフターケア

- ・ 20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・ 一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。
 - 平成28年通常国会において成立した児童福祉法等一部改正法において、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。
→平成27年10月現在109か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

4. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成。
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。
→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定
→平成27年2月に評価基準を改定

施設運営ハンドブックの作成

1. 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
2. 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
3. 構成（施設種別ごと ◎は座長）
 - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
 - ・ 乳児院：◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
 - ・ 情緒障害児短期治療施設：◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
 - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
 - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

児童養護施設運営ハンドブック 運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

乳児院運営ハンドブック 全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック 今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向きに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

児童自立支援施設運営ハンドブック 全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

母子生活支援施設運営ハンドブック 運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

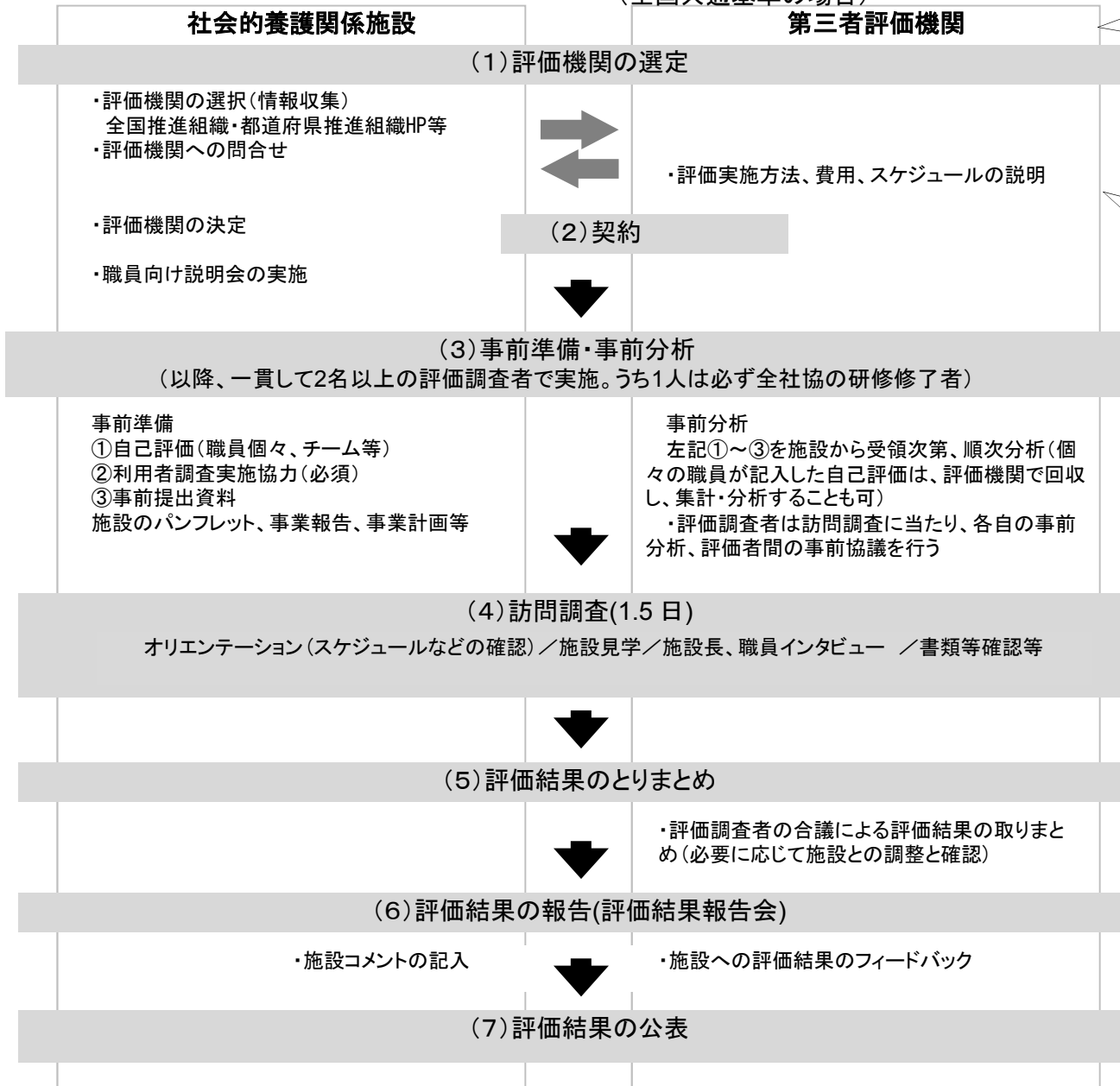
- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

	自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容	
	職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）		
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

○第三者評価受審完了状況集計結果

児童養護施設			乳児院			情緒障害児 短期治療施設			児童自立支援施設			母子生活支援施設			自治体 合計
H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
52	221	322	12	51	67	1	18	19	6	13	39	17	71	154	1063
595			130			38			58			242			

H24	88	※1 平成27年2月28日現在の受審結果（3月は見込み）である。
H25	374	※2 第三者評価機関と施設で公表内容の合意が取れた時点で受審完了とする。
H26	601	※3 東京都は、毎年受審する施設も多いため、3年間で施設数を均等に配分している。

第三者評価機関全国推進組織認証数

県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数	県名	評価機関数
北海道	6	東京	14	滋賀	0	香川	1
青森	1	神奈川	7	京都	5	愛媛	2
岩手	1	新潟	1	大阪	9	高知	1
宮城	3	富山	2	兵庫	4	福岡	1
秋田	2	石川	3	奈良	2	佐賀	3
山形	1	福井	0	和歌山	2	長崎	2
福島	3	山梨	0	鳥取	1	熊本	4
茨城	1	長野	3	島根	1	大分	1
栃木	1	岐阜	5	岡山	3	宮崎	2
群馬	2	静岡	3	広島	1	鹿児島	4
埼玉	4	愛知	7	山口	1	沖縄	1
千葉	6	三重	4	徳島	1	合計	132

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直し

○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める。
- ・施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ。

→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

- ・平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進。
- ・今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

「子育て支援員」研修について

趣旨

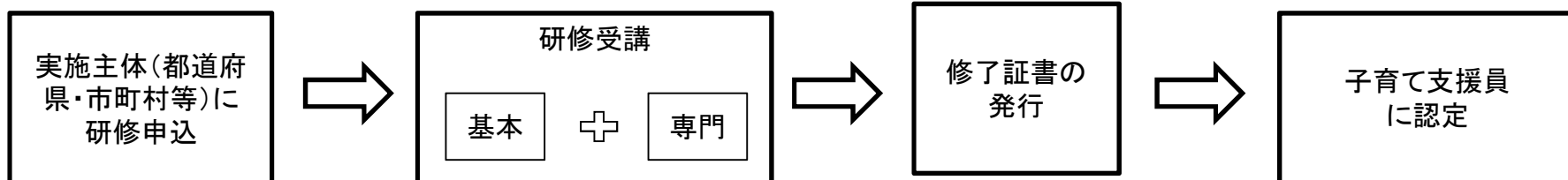
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

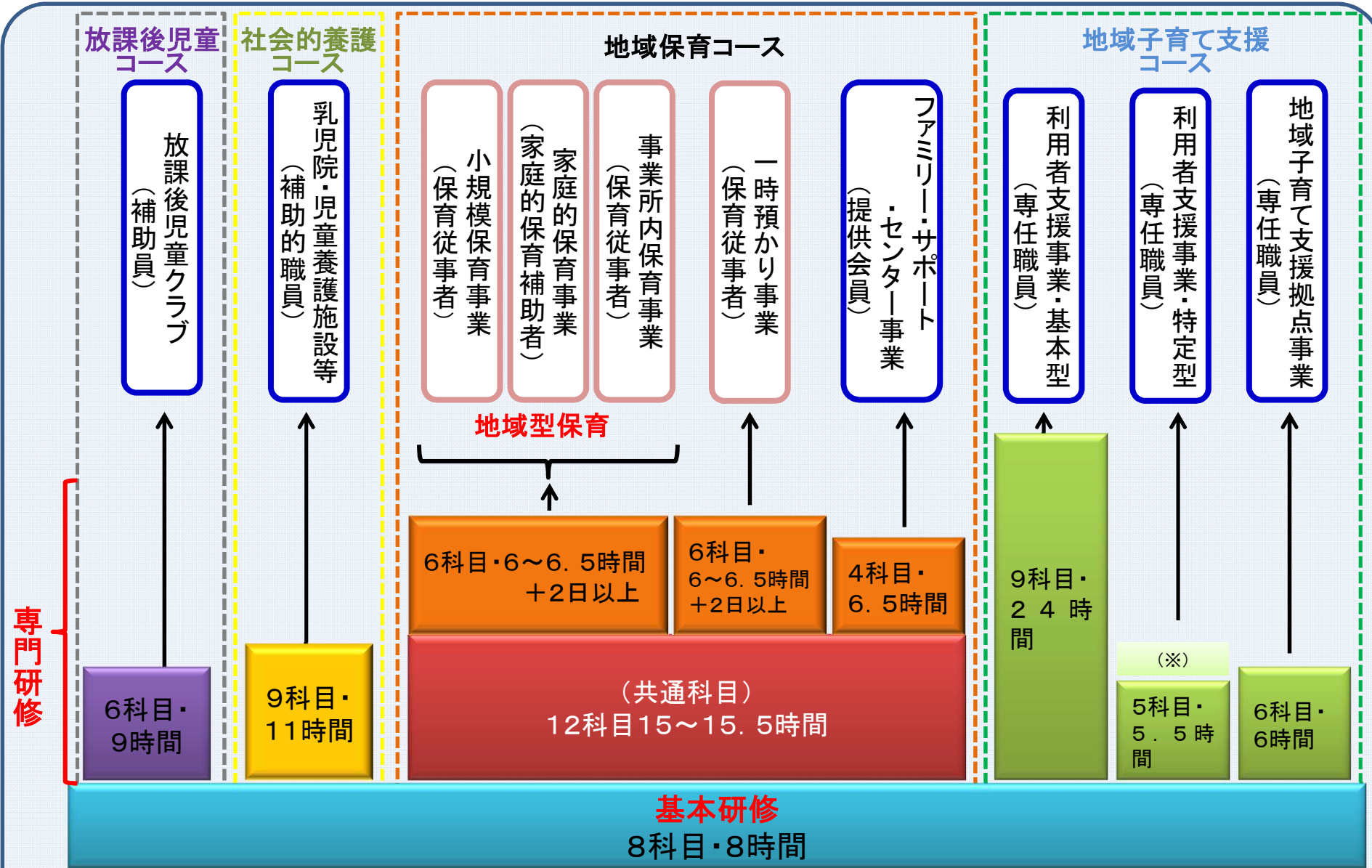
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間に研修を受講することで従事可。

子育て支援員研修(基本・専門)の考え方と科目

【子育て支援員研修の考え方】

子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等を対象に必要な研修を実施するものであり、対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。また、幅広い人材が本研修を受講することから、研修時間数について考慮するとともに、基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

【基本研修の考え方】

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

【社会的養護コースの考え方】

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)
社会的養護コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)

社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ

【小規模化及び家庭的養護の促進「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)】

○ 専門性を持つ人材の育成が喫緊の課題

・社会的養護の質及び量を確保するためには、その担い手となる人材を確保し、専門性の向上を図るため、計画的に育成する体制の整備が必要

⇒ **子育て支援員専門研修(社会的養護)は社会的養護への入口：社会的養護の基本的知識等をもつ人材層の充実**

家庭的養護の推進における課題

小規模化の課題

- (a) 職員がひとりで多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- (b) ユニット内できごとが周囲に伝わりにくい。
- (c) 職員に調理や家事の力が求められる。

→ 小規模での支援スキルをもつ人材の不足

小規模化の意義

家庭的養護と個別化の推進による「あたり前の生活」

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てる。

人材の確保と専門性の向上が喫緊の課題

<里親委託の役割>

- (a) 自己肯定感・基本的信頼感の獲得
- (b) 家庭生活を築くモデルにできる
- (c) 社会性を養い、生活技術を獲得

→ 里親の不足

<ファミリーホームの整備促進>

H26までに140カ所
将来は1,000カ所

→ 養育補助者の確保が困難

「子育て支援員研修」

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等の参画を促進

→ 子ども・子育て及び社会的養護に関する基本的理解を持つ人材層の拡充

施設長
専門里親
(更新)

中堅職員・
専門職員・
専門里親

新人職員
(児童指導員)・
新規里親

社会的養護における
知識・経験等を強化

キャリアアップの具体的道筋

資格取得・経験年数・
指定された研修受講等

法令による
規定等

社会的養護への入口

子育て支援員専門研修
(社会的養護)修了者

(活用例)
ファミリーホームの養育補助者
里親や施設の補助的な支援者等

子育て支援員
基本研修 修了者

保育・子育て支援の仕事に関心を持ち、
子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等

施設等の小規模化と施設機能の地域分散化による
家庭的養護の推進

【社会的養護の課題と将来像】

(3) 親子関係の再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

③ 親子関係の再構築支援ワーキンググループ

- 以上のことを受けて、平成24年度から親子関係再構築支援ワーキンググループを立ち上げ、施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集を作成して、平成25年度は、施設による親子関係再構築支援のガイドラインを作成することとしている。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

作成：親子関係再構築支援ワーキンググループ委員（座長：大正大学人間学部臨床心理学科教授犬塚峰子）
児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。



構成：

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・情緒障害児短期治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。



活用：

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例について

※平成25年3月「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」より抜粋。詳細については、http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf に掲載。

事例番号	施設種別	事例概要
事例1	児童養護施設	施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例
事例2	児童養護施設	反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例
事例3	児童養護施設	他の母子の姿(モデリング)を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例
事例4	児童養護施設	子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例
事例5	児童養護施設	児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例
事例6	児童養護施設	母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例
事例7	児童養護施設	家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例
事例8	児童養護施設	親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例
事例9	児童養護施設	児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例
事例10	乳児院	虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例
事例11	乳児院	虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例
事例12	乳児院	障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例

事例番号	施設種別	事例概要
事例13	乳児院	育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例
事例14	乳児院	両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例
事例15	乳児院	父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例
事例16	情緒障害児短期治療施設	母親からの心理的虐待で入所したA子(中3)が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例
事例17	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例
事例18	情緒障害児短期治療施設	家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例
事例19	児童自立支援施設	問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例
事例20	児童自立支援施設	16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例
事例21	母子生活支援施設	母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例
事例22	母子生活支援施設	養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例
事例23	母子生活支援施設	母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例
事例24	児童家庭支援センター	母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例
事例25	児童家庭支援センター	児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例
事例26	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

平成26年3月

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

【親子関係再構築支援ワーキンググループ委員】 犬塚峰子(座長・大正大学人間学部臨床心理学科教授)
山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)・松永忠(児童養護施設光の園)・塩田規子(児童養護施設救世軍世光寮)
軀川恒(かのや乳児院)・山元喜久江(広島乳児院)・平岡篤武(情緒障害児短期治療施設吉原林間学園)
相澤孝予(国立きぬ川学院)・川崎今日子(母子生活支援施設野菊荘)・藤井美憲(児童家庭支援センター愛泉こども
家庭センター)・鈴木浩之(神奈川県中央児童相談所)・菅野道英(滋賀県彦根子ども家庭相談センター)

(4) 自立支援の充実

① 自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→26年度：276,190円）
 - 平成27年度予算で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22：153人→H23：182人→H24：263人→H25：231人→H26：293人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22：73か所→H27：123か所）

④ アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成26年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,462人	2,343人	95.2%	45人	1.8%	45人	1.8%	29人	1.2%
(参考) 全中卒者 1,175千人	1,157千人	98.5%	4千人	0.3%	4千人	0.3%	9千人	0.8%

② 高等学校等卒業後の進路（平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,800人	200人	11.1%	219人	12.2%	1,267人	70.4%	114人	6.3%
うち在籍児 293人	52人	17.7%	50人	17.1%	142人	48.5%	49人	16.7%
うち退所児 1,507人	148人	9.8%	169人	11.2%	1,125人	74.7%	65人	4.3%
(参考) 全高卒者 1,064千人	580千人	54.5%	239千人	22.5%	189千人	17.8%	56千人	5.3%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
127人	95人	71人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成27年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者(社会的養護の下で育った元子どもを含む。)の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
(平成25年度の届出・通告受理件数は288件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は87件)
※平成24年度の届出・通告受理件数は214件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は71件
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～25年度)

○届出・通告者

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明 (匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件 22年度:176件 23年度:193件 24年度:214件 25年度:288件

○事実確認の状況

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例				小計	不要と判断 事実確認は 調査なく	その他の事例	合計
	虐待 認められ た事実	虐待 認められ た事実	虐待 判断に 至らな かた た事実	虐待 判断に 至らな かた た事実				
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]	
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]	
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]	
25年度	87(6) [29.0]	185(5) [61.7]	21 [7.0]	294(11) [97.7]	3 [1.0]	4(1) [1.3]	300(12) [100.0]	

※()は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

(参考) 社会的養護関係施設
数等推移

単位: 箇所(委託里親除く)、世帯(委託里親)

	乳児院	児童養護施設
21年度	123	578
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589
25年度	131	595
26年度	133	601

	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
21年度	33	58
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58
25年度	38	58
26年度	38	58

	委託里親	ファミリーホーム
21年度	2,837	49
22年度	2,971	113
23年度	3,292	157
24年度	3,487	184
25年度	3,560	223
26年度	3,644	257

※1: 家庭福祉課調べ(各年度10月1日現在(委託里親、ファミリーホーム除く))

※2: 福祉行政報告例(各年度末現在(委託里親、ファミリーホーム))

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位: 件数(件)、[] 構成割合(%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム	障害児施設等(障害児通所支援事業含む)	児童相談所(一時保護委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]

単位: 件数(件)、[] 構成割合(%)

○虐待の種別・類型

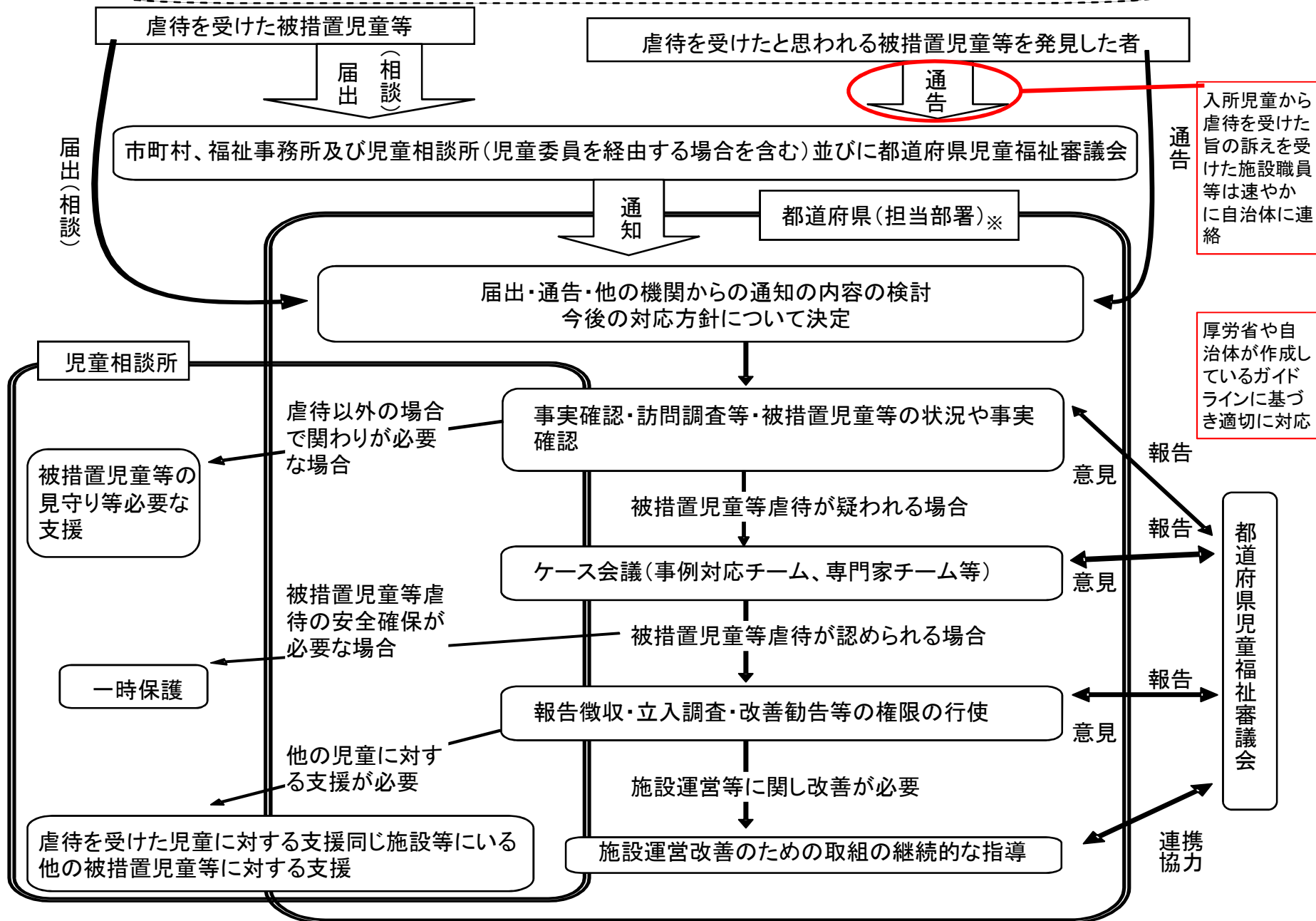
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進(自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等)



*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

5. 施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度～ （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児 <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

6. 社会的養護の整備量の将来像

- 日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

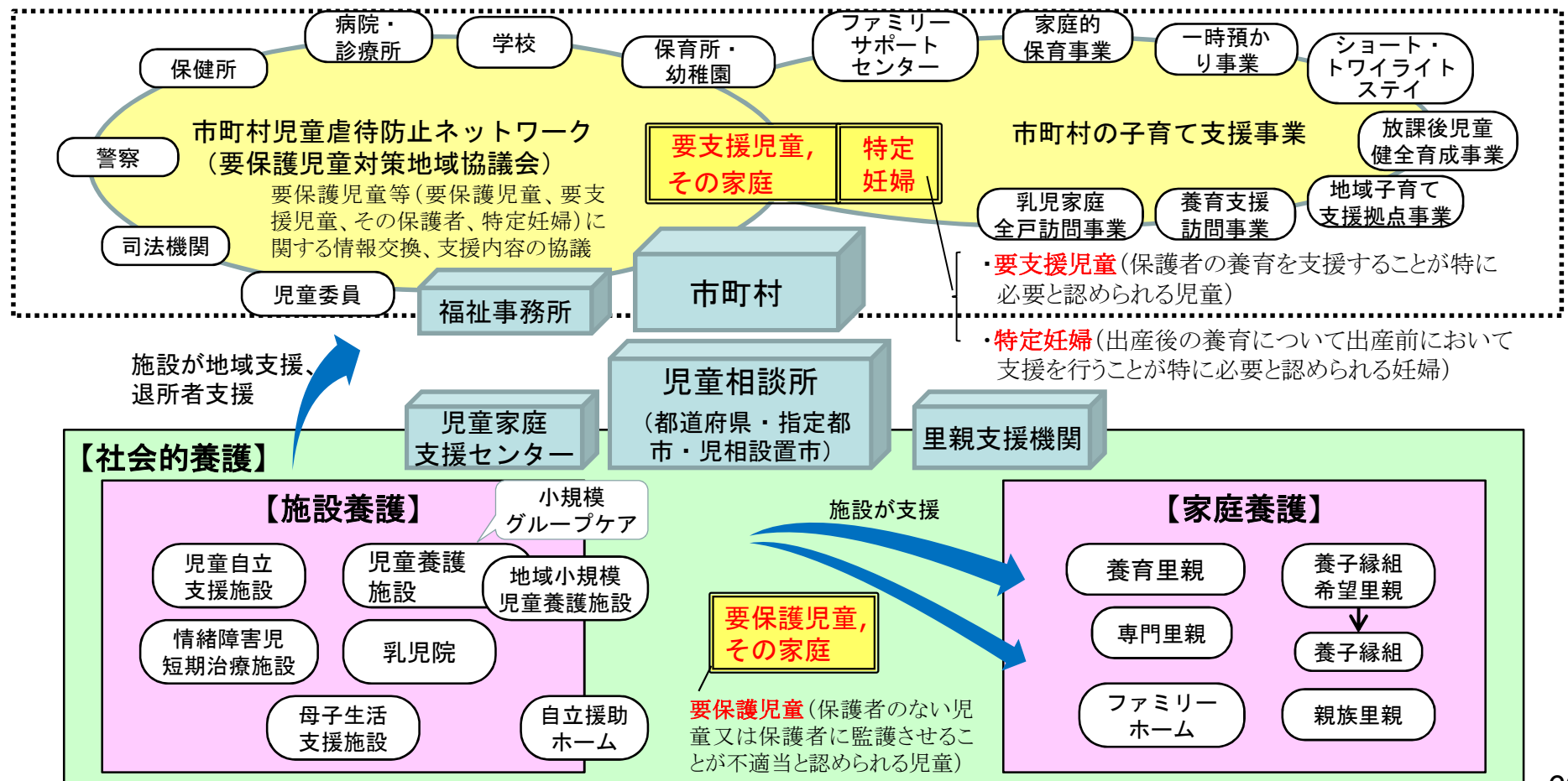
本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3,000人程度</td> </tr> <tr> <td>児童養護</td> <td>11,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,000人程度 (37%) ~ (32%)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域小規模児童養護</td> <td>3,200人程度</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアのグループホーム型</td> <td>9,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,200人程度 (32%) ~ (28%)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>家庭養護</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>里親</td> <td>7,100人程度 ~ 12,500人程度</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>5,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>児童数合計</td> <td>38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)</td> </tr> </tbody> </table>	本体施設	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3,000人程度</td> </tr> <tr> <td>児童養護</td> <td>11,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,000人程度 (37%) ~ (32%)</td> </tr> </tbody> </table>	乳児院	3,000人程度	児童養護	11,000人程度	計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)	グループホーム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域小規模児童養護</td> <td>3,200人程度</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアのグループホーム型</td> <td>9,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,200人程度 (32%) ~ (28%)</td> </tr> </tbody> </table>	地域小規模児童養護	3,200人程度	小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度	計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)	家庭養護	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>里親</td> <td>7,100人程度 ~ 12,500人程度</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>5,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)</td> </tr> </tbody> </table>	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度	ファミリーホーム	5,000人程度	計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)	児童数合計	38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)
本体施設	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3,000人程度</td> </tr> <tr> <td>児童養護</td> <td>11,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,000人程度 (37%) ~ (32%)</td> </tr> </tbody> </table>	乳児院	3,000人程度	児童養護	11,000人程度	計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)																				
乳児院	3,000人程度																										
児童養護	11,000人程度																										
計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)																										
グループホーム	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域小規模児童養護</td> <td>3,200人程度</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアのグループホーム型</td> <td>9,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,200人程度 (32%) ~ (28%)</td> </tr> </tbody> </table>	地域小規模児童養護	3,200人程度	小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度	計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)																				
地域小規模児童養護	3,200人程度																										
小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度																										
計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)																										
家庭養護	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>里親</td> <td>7,100人程度 ~ 12,500人程度</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>5,000人程度</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)</td> </tr> </tbody> </table>	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度	ファミリーホーム	5,000人程度	計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)																				
里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度																										
ファミリーホーム	5,000人程度																										
計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)																										
児童数合計	38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)																										
グループホーム																											
家庭養護																											

(人数は一定の条件での試算)

7. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに
子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施
を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）（抄）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（一）児童虐待防止対策の充実

（3）社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子と一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(二) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下（二）において同じ。）及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進する。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

（二）の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要がある、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等を行うこととならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

8. 社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護

子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

- 厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援（全ての人に参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力）を踏まえ、
- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - ② 医療・介護等のサービス改革
 - ③ 年金改革
 - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

- ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
- ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

II 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

III 年金 ～0.6 兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度

（総合合算制度～0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」 の骨子について（平成25年8月21日閣議決定）（抄）

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

1. 少子化対策

- (1) 急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置（待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。）等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策をすべての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

- ① 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

- (2) 平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

三 その他

1. 財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抄） （平成25年法律第112号）

（少子化対策）

第三条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

- 一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- 二 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- 三 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。次条第七項第一号口において同じ。）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十三条の規定による国庫の負担
- 四 社会的養護の充実に当たって必要となる児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算案 (注1)			(参考) 平成27年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844
	社会的養護の充実	345	173	173	283
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	422	298	124	392
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
医療・介護保険制度の改革	分	1,196	604	592	1,051
	(介護職員の処遇改善等)				
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	390	195	195	236
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
	被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
	高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,089	1,044	1,044	2,048
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20
合計		15,295	7,955	7,340	13,620

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

【金額は国費】

子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

・ 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。

・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

・ 職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善 (平均3%相当の改善) を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

4. 質の改善 (社会的養護関係)

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善 (保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- **特別養子縁組**は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、**戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式**をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し**家裁の決定**により成立

実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子：**原則、6歳に達していない者**

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との**親族関係が終了する**

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

<参照条文>民法(明治29年法律第89号)(特別養子縁組関係抜粋)

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 (略)

(養親の夫婦共同縁組)

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

(養親となる者の年齢)

第817条の4 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

第817条の5 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であって六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

特別養子縁組の成立件数の推移と養子縁組に対する考え方

特別養子縁組の成立件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
①：特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分の認容件数	327	326	374	339	474	513
②：①のうち離縁に関する件数	1	1	0	0	0	0
特別養子縁組の成立件数（①－②）	326	325	374	339	474	513

出典：司法統計年報

養子縁組に対する考え方

- 養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 厚生労働省としては、
 - ① 児童の権利に関する条約において、「できる限り父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定されていること
 - ② 民法において、「特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるもの」と規定されていることから、養子縁組は、実親が自ら養育することの可能性や養子縁組を行うことによる養子となる子どもの利益等について十分熟慮した上で決定されることが必要と考えている。

民間事業者による養子縁組あっせん事業（現行の仕組み）

○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間において、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成25年度196人（18事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※ 養子縁組の成立を理由に里親委託を解除された児童数 平成25年度296人（福祉行政報告例）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

- ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

- ・ **事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法等を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、**営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。**

■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定

- ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の目安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

養子縁組あっせん事業者一覧（平成27年10月1日現在）

	所管(所在) 都道府県市名	事業者名	運営主体	(所在地自治体) 事業開始年度
1	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	医療法人 きずな会	医療法人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	任意団体	平成22年度
5	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
6	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
7	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
8	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
9	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
10	東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
11	滋賀県	神野レディスクリニック	医療法人社団	平成25年度
12	和歌山県	NPO養子縁組支援協会 STORK SUPPORT	NPO法人	平成27年度
13	山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
14	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
15	横浜市	YIAA (Yokohama International Adoption Association)	個人	平成25年度
16	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
17	大阪市	家庭養護促進協会[大阪事務所]	公益社団法人	昭和36年度
18	大阪市	NPO法人全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
19	神戸市	家庭養護促進協会[神戸事務所]	公益社団法人	昭和36年度
20	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
21	広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
22	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

家庭福祉課調べ

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布 / 平成26年1月17日施行

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

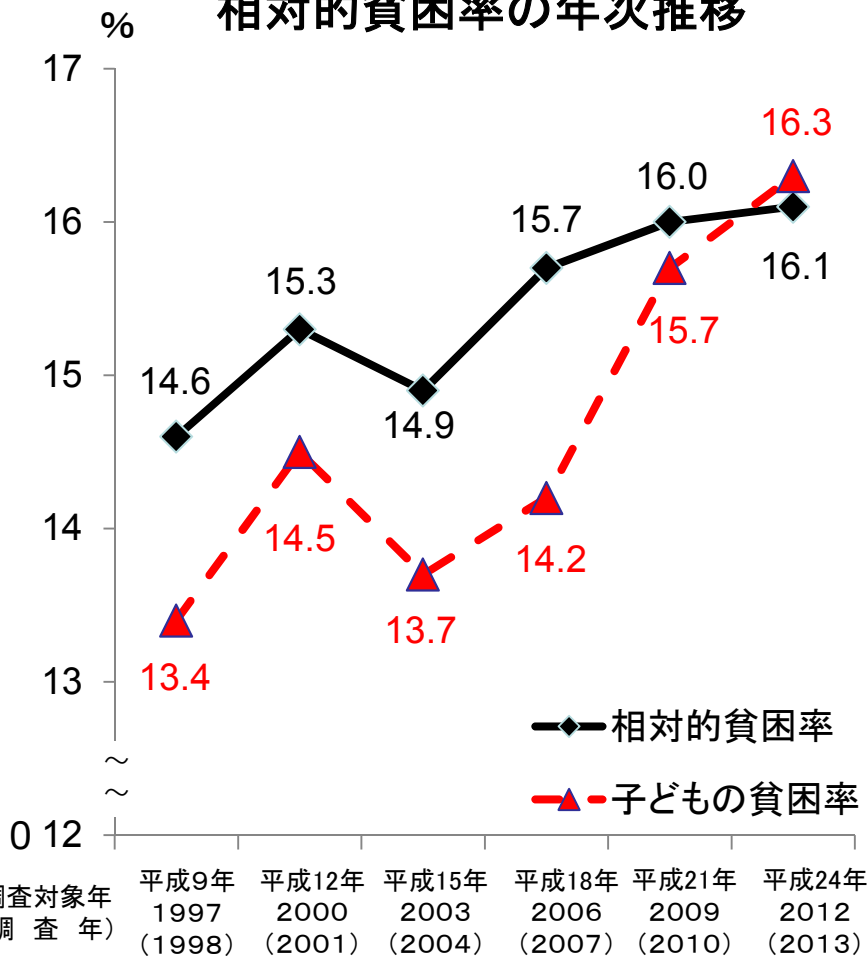
○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

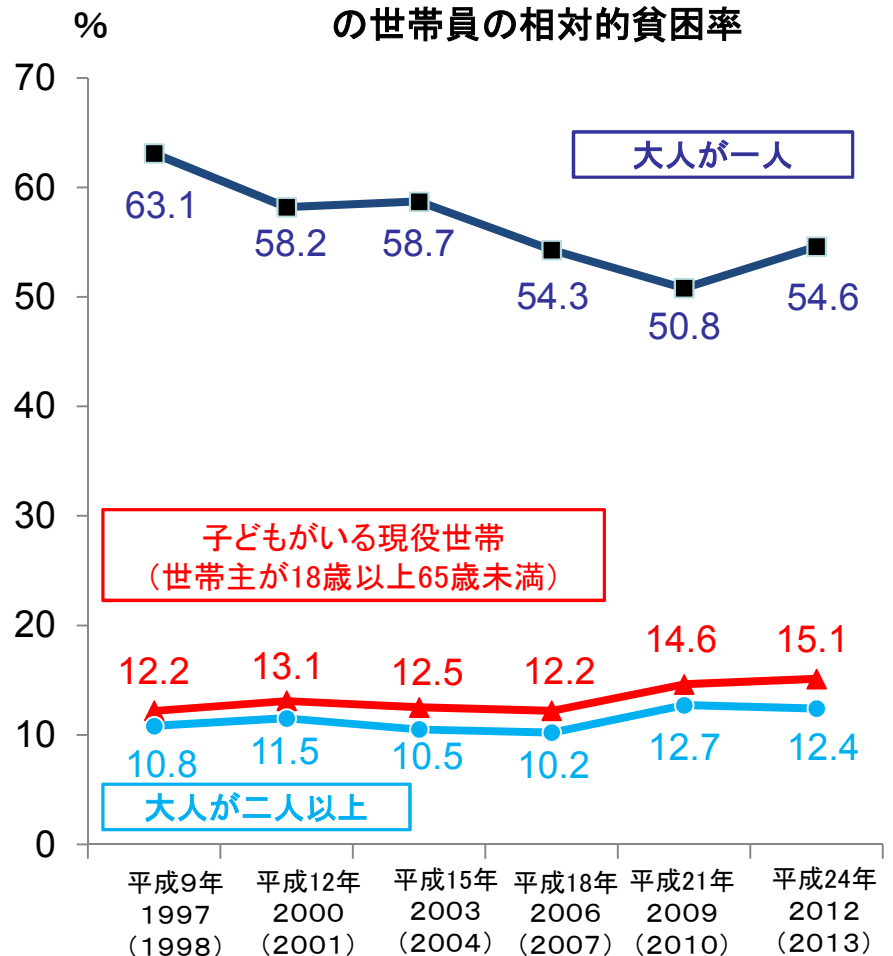
相対的貧困率の推移について

- 最新(2013年調査)の相対的貧困率は、全体で16.1%、子どもで16.3%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で54.6%

相対的貧困率の年次推移



子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率

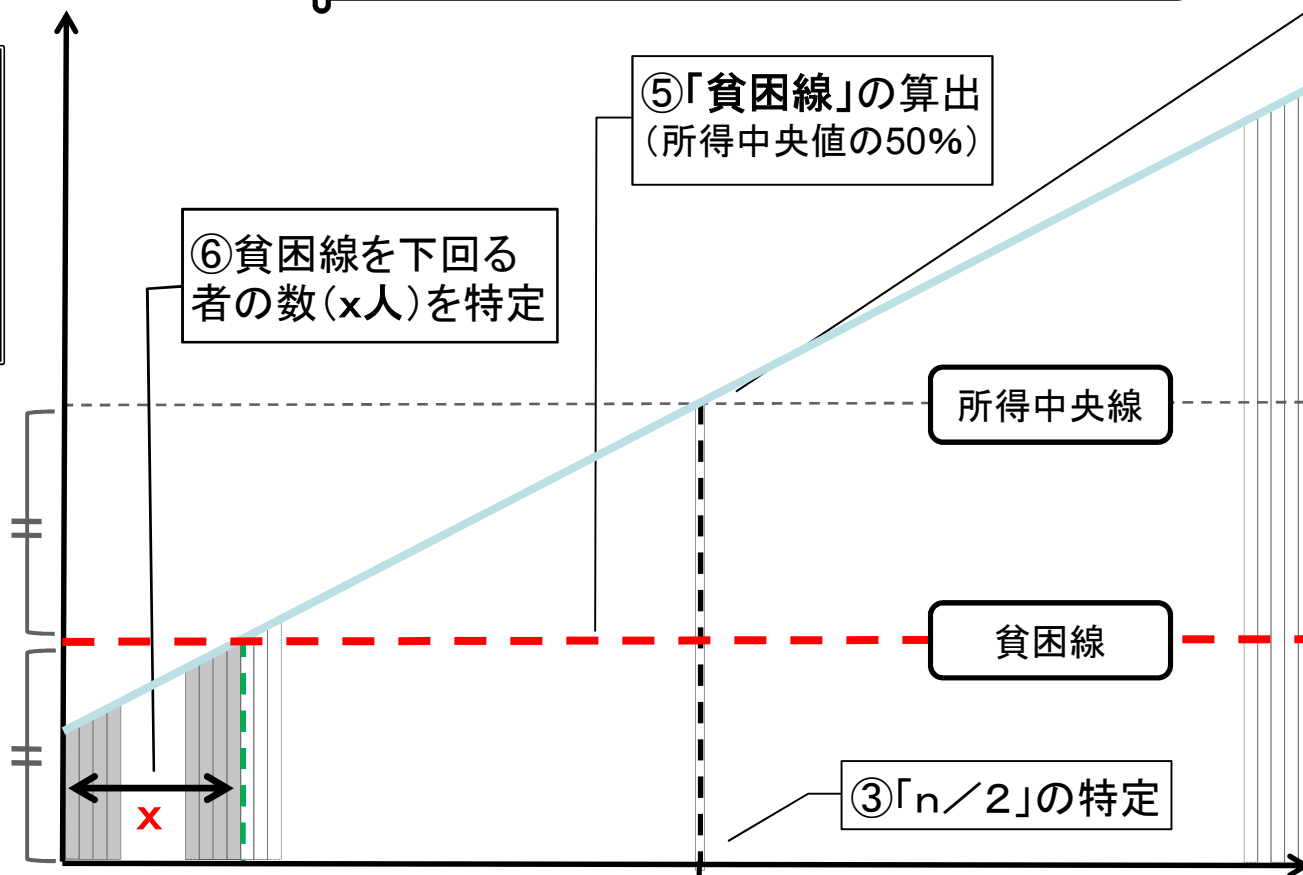


資料:「平成25年国民生活基礎調査」

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$

可処分所得



④「所得中央値」の算出
(真ん中の順位の人所得)

①世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出
(「等価可処分所得」(世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの))

※「可処分所得」とは、収入から直接税・社会保険料を除いたものであり、資産・現物給付を含まない。

1 n/2(中央値) n 人数

②「可処分所得」を低い順に並べる

子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率
16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
・きめ細かな学習指導による学力保障
・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 91.1% (平成26年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.9% (平成26年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 31.7% (平成26年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.0% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 43.6%) (平成26年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成26年)
(中学校卒業後:進学率 97.2%、就職率 1.3% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 70.9%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 49.2%、中学校 85.9% (平成25年度) ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成26年度実績)
(無利子:予約採用段階 61.6%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

○「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援

○貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

○就学支援の充実

・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
/ 特別支援教育に関する支援の充実

○大学等進学に対する教育機会の提供

・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

○生活困窮世帯等への学習支援

○その他の教育支援

・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

○保護者の生活支援

・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用

○子供の生活支援

・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援

○関係機関と連携した包括的な支援体制の整備

○子供の就労支援

・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援
/ 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援

○支援する人員の確保

・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上

○その他の生活支援

・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

平成28年度社会的養護関係予算の概要

社会的養護の推進

1, 188億円（平成27年度予算額） → 1, 278億円（平成28年度予算）

（ 児童入所施設措置費等 : 1, 140億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 73億円
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 57億円 など ）

（1）施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

< 社会保障の充実 >

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする） など

〔児童入所施設措置費等〕
〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】

里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

[児童入所施設措置費等]

○ 施設機能強化推進費の充実【一部新規】

① 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。

② 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。

③ 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

[児童入所施設措置費等]

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。

・ 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○ 指導委託促進事業の創設【新規】

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 家庭支援専門相談員の複数配置【拡充】

施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設1名配置となっているところを、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(参考)【平成27年度補正予算】

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 70億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間就業を継続した場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について、2年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。

○ 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

○ 児童養護施設等における学習環境改善 2億円

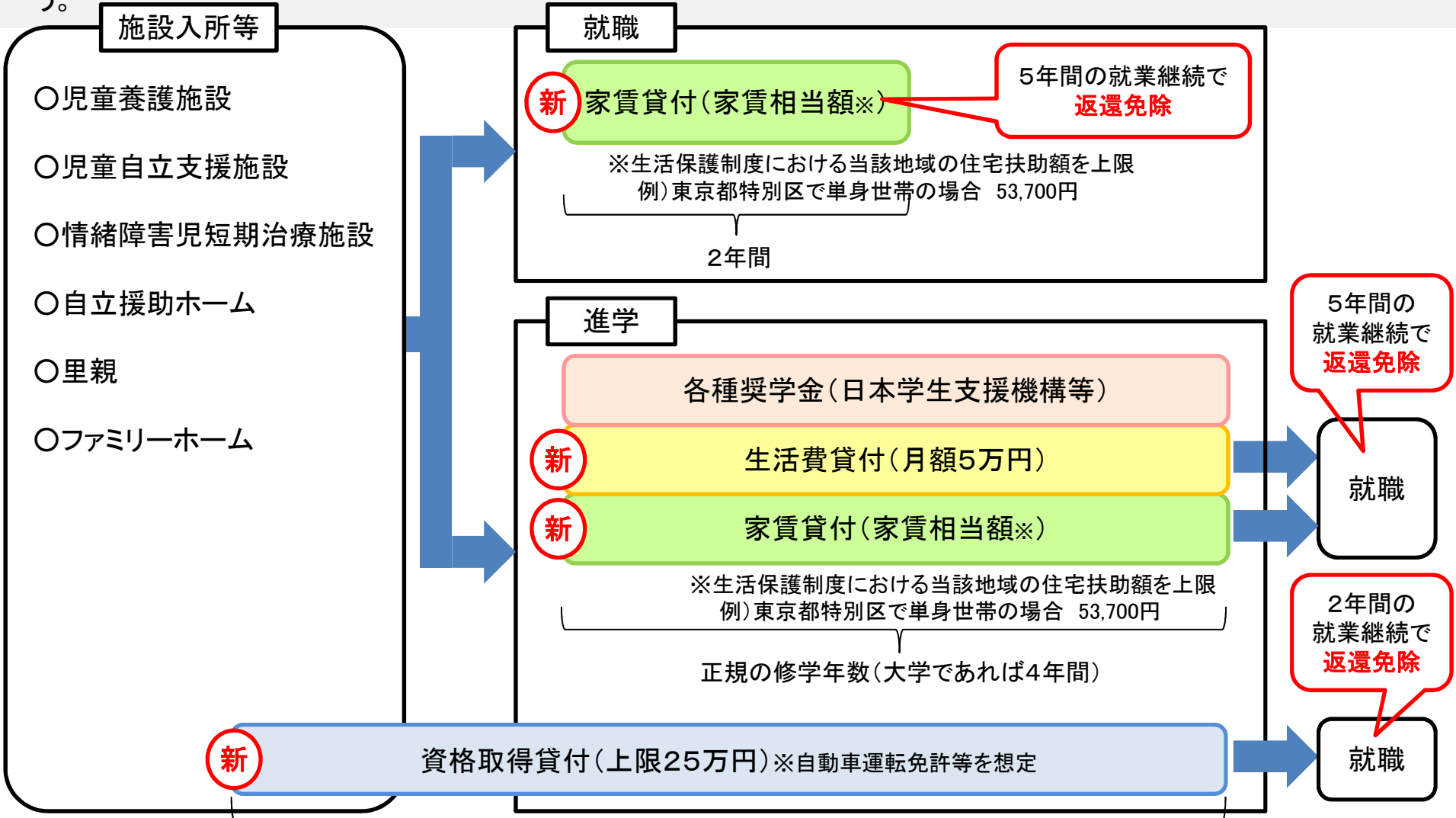
就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

○児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
 ○また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、

住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

1. 大綱の概要

公益法人等（※1）に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を緩和し、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等（※2）が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする。

（※1）公益法人等：公益社団法人・公益財団法人、学校法人・準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人

（※2）公益社団法人・公益財団法人の場合公益目的事業費用、学校法人・準学校法人の場合私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人の場合社会福祉事業費用、更生保護法人の場合更生保護事業費用

2. 制度の内容

- 税額控除対象法人となるためには、次の（1）及び（2）の要件を満たす必要があり、（1）①の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

② 寄附金が収入の5分の1以上であること

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)②及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・公益目的事業費用等が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上（※）
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

（※）例えば、公益目的事業費用等1,000万円の法人は、 $10人 \left(\frac{1,000万円}{1億円} \times 100 \right)$ 以上の寄附が必要。

公益法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充（28年度改正）

事務負担能力が低いと考えられる小規模な公益法人等に配慮し、こうした法人の公益活動を草の根の寄附により後押しする観点から、公益法人等への個人寄附に係る税額控除のPST要件を緩和する。

PST（パブリック・サポート・テスト）要件

税額控除対象法人となるための要件の1つであり、「寄附集めの努力」を図る基準。

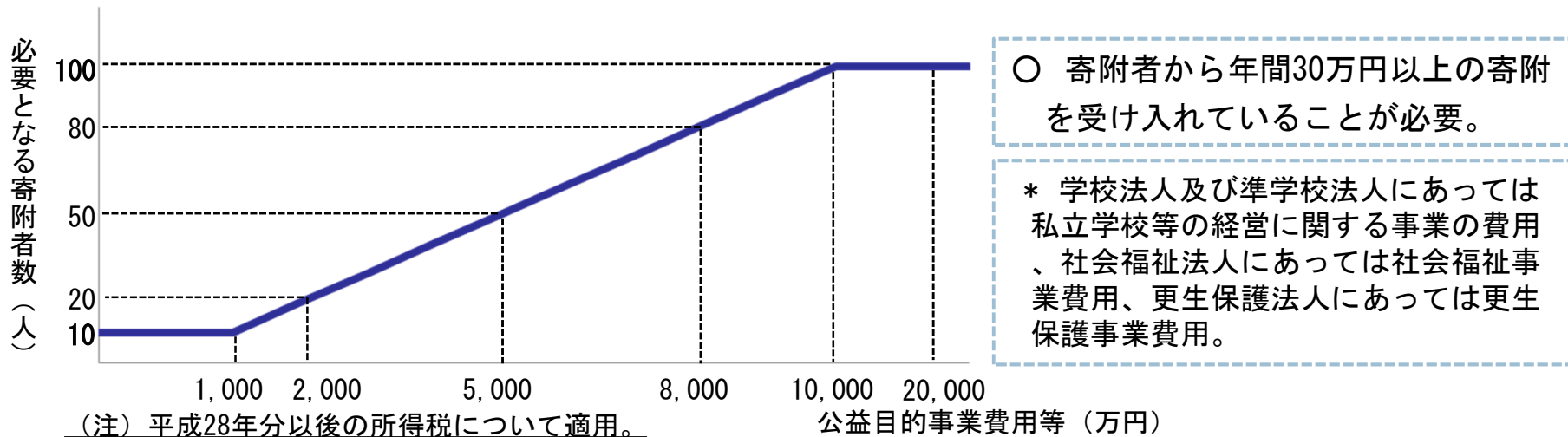
- ① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること（絶対値要件） 又は
- ② 寄附金が法人収入の5分の1以上であること（相対値要件）



公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人について、上記①の絶対値要件を次のとおり見直し

→ 公益目的事業費用等* 1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のように緩和。

$$\text{絶対値要件の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



※ 学校法人及び準学校法人並びに保育所等を設置する社会福祉法人については定員数を基準とした要件緩和措置との選択適用。

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

別添1 施策の具体的内容

1. 重点課題(1)子育て支援施策を一層充実させる。③子育て

<児童虐待の防止、社会的養護の充実>

○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員(スーパーバイザー)の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

別添2 施策に関する数値目標 社会的養護の充実

項目		目標	現状	項目	目標	現状
里親の拡充	里親等委託率	22% (2019年度末)	15.6% (2013年度末)	地域小規模児童養護施設	390か所 (2019年度末)	269か所 (2013年10月)
	専門里親登録者数	850世帯 (2019年度末)	652世帯 (2013年度末)	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	190か所 (2019年度末)	113か所 (2013年10月)
	養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	9,800世帯 (2019年度末)	7,489世帯 (2013年度末)	児童家庭支援センター	340か所 (2019年度末)	98か所 (2013年10月)
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		520か所 (2019年度末)	223か所 (2013年度末)	情緒障害児短期治療施設	47か所 (2019年度末)	38か所 (2012年度末)
小規模グループケア		1,870か所 (2019年度末)	943か所 (2013年10月)	里親支援専門相談員	420か所 (2019年度末)	226か所 (2013年10月)

経済財政運営と改革の基本方針2015について

(平成27年6月30日閣議決定) (抜粋)

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[2]結婚・出産・子育て支援等

「少子化社会対策大綱」や「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する。2020年（平成32年）をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成27年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付け、子育て支援の充実、結婚支援、子育て世代包括支援センターの整備など安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備を図るとともに、「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会について

- 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を踏まえ、社会保障審議会児童部会の下に設置し、当面の課題・施策の方向性に関する具体的な対策について検討

1. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について
- (6) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について
- (7) 親子関係の調整のための取組について
- (8) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (9) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について

2. これまでの議論等

- ① 予防や初期対応を中心とした議論(全5回)
 - ・第 1回 平成26年 9月19日 ~
 - ・第 5回 平成26年11月28日 とりまとめ
 - ※予防から初期対応については、平成26年12月の副大臣等会議へ報告
- ② 自立支援を中心とした議論(全5回)
 - ・第 6回 平成27年 3月 2日 ~
 - ・第10回 平成27年 5月29日 とりまとめ
- ③ 予防・初期対応から自立に向けた取組についての議論(全2回)
 - ・第11回 平成27年 7月30日 意見交換
 - ・第12回 平成27年 8月10日 とりまとめに向けた意見交換 → とりまとめ(8月28日)

すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議の開催について

平成27年8月28日
内閣総理大臣決裁

1. すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的な児童虐待防止対策及びひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議(以下「副大臣等会議」という。)を開催する。
2. 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
構成員 少子化対策を担当する内閣府副大臣
共生社会政策を担当する内閣府副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
法務大臣の指名する法務副大臣
文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
警察庁次長

3. 副大臣等会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

副大臣等会議の開催に伴い、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について(平成26年8月29日内閣総理大臣決裁)は廃止し、これまで同会議において決定した事項については、副大臣等会議に引き継がれたものとみなす。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の設置について(抄)

○ 趣旨

社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、その議論を踏まえた児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討するため専門委員会を設置する。

○ 検討事項

- (1) 今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念について
- (2) 国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割と責務の明確化について
- (3) 民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (4) 児童虐待の予防及び初期対応について
- (5) 児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組について

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員一覧

(五十音順、敬称略、◎委員長)

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子ども クリニック理事長	中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
泉谷 朋子	目白大学人間学部 助教	西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士	浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長	平井 誠敏	全国自立援助ホーム協議会 副会長
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士		全国児童家庭支援センター協議会 会長
岡井 崇	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母 子保健センター愛育病院 病院長	平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会 会長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究 センター副院長、こころの診療部長	藤川 澄代	社会福祉法人大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部 部長
加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園理事長 山梨県立大学人間福祉学部特任教授	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 教授	藤平 達三	浦安市こども家庭支援センター 所長
木ノ内 博道	公益財団法人全国里親会 副会長	ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会 会長
草間 吉夫	東北福祉大学 特任教授	星 俊彦	全国自立援助ホーム協議会 会長
作本 和美	福岡県志免町健康課 課長	◎松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
笹井 康治	沼津市市民福祉部こども家庭課	松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
佐藤 拓代	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立母子保健総合医療センター母子 保健情報センター長	武藤 素明	全国児童養護施設協議会 副会長
塩田 規子	社会福祉法人救世軍世光寮副施設長	山田 不二子	認定NPO法人チャイルドファーストジャパ ン理事長
菅野 道英	滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長		
辰田 雄一	東京都八王子児童相談所 所長	○オブザーバー	
		内閣府	
		総務省	
		法務省	
		文部科学省	
		警察庁	

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）108

「新たな社会的養育の在り方」に関する検討のための関係資料 2

1. 社会的養護の現状	1
2. 措置費の現状と充実	7
3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実	11
4. 里親委託の推進	13
5. 施設運営指針、里親等養育指針	23
6. 社会的養護関係施設の第三者評価等	25
7. 市町村における要保護児童対策	32
8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	34
9. 平成23年からの主な取組	36
10. 平成24～26年度の各種ワーキング等	55
(参考) 統計表等	66

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
		9,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人		委託児童数	1,172人
	専門里親	676世帯	174世帯	206人			
	養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

(2) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=552) (平成24年3月)	施設数	280	147	226	312	136	32
	%	50.7	26.6	40.9	56.5	24.6	5.8
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	8 (1.3%)
～ 30	68 (11.3%)
～ 40	109 (18.1%)
～ 50	139 (23.1%)
～ 60	103 (17.1%)
～ 70	61 (10.1%)
～ 80	51 (8.5%)
～ 90	23 (3.8%)
～ 100	17 (2.8%)
～ 110	12 (2.0%)
～ 120	4 (0.7%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	2 (0.3%)
総数	602 (100%)

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数552（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

家庭福祉課調べ
(平成27年10月1日)

(3)小規模化の実施状況

(1)地域小規模児童養護施設の推移

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	149	171	157	190	173	214	182	232	190	250	199	266	221	308
1か所実施	・	・	131	131	140	140	141	141	142	142	145	145	149	149
2か所実施	・	・	22	44	28	56	34	68	39	78	45	90	62	124
3か所以上実施	・	・	4	15	5	18	7	23	9	30	9	31	10	35

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20年7月1日から複数設置が可能。(平成20年度は1施設あたりの実施か所数の内訳調査なし)

(2)小規模グループケア実施状況の推移(児童養護施設)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	333	395	318	403	335	459	357	559	381	709	395	817	421	936
1か所実施	271	271	233	233	222	222	197	197	171	171	156	156	136	136
2か所実施	62	124	85	170	102	204	139	278	159	318	172	344	186	372
3か所実施	—	—	—	—	11	33	11	33	18	54	21	63	33	99
4か所実施	—	—	—	—	—	—	2	8	13	52	20	80	25	100
5か所実施	—	—	—	—	—	—	5	25	6	30	12	60	17	85
6か所実施	—	—	—	—	—	—	3	18	14	84	19	114	24	144

(3)小規模グループケア実施状況の推移(乳児院)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	38	39	40	46	49	58	55	74	60	92	63	114	68	133
1か所実施	37	37	34	34	40	40	37	37	35	35	33	33	30	30
2か所実施	1	2	6	12	9	18	17	34	21	42	23	46	26	52
3か所実施	—	—	—	—	0	0	1	3	2	6	4	12	5	15
4か所実施	—	—	—	—	—	—	0	0	1	4	0	0	1	4
5か所実施	—	—	—	—	—	—	0	0	1	5	1	5	4	20
6か所実施	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	3	18	2	12

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20、21年度は2か所、平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路(平成26年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,462人	2,343人	95.2%	45人	1.8%	45人	1.8%	29人	1.2%
(参考) 全中卒者 1,175千人	1,157千人	98.5%	4千人	0.3%	4千人	0.3%	9千人	0.8%

② 高等学校等卒業後の進路(平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,800人	200人	11.1%	219人	12.2%	1,267人	70.4%	114人	6.3%
うち在籍児 293人	52人	17.7%	50人	17.1%	142人	48.5%	49人	16.7%
うち退所児 1,507人	148人	9.8%	169人	11.2%	1,125人	74.7%	65人	4.3%
(参考) 全高卒者 1,064千人	580千人	54.5%	239千人	22.5%	189千人	17.8%	56千人	5.3%

③ 措置延長の状況(予定を含む)

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
127人	95人	71人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全中卒者・全高卒者は学校基本調査(平成27年5月1日現在)。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)		平成26年度 (H27. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%
進学	高校等	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%	2,343人	95.2%
	専修学校等	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%	45人	1.8%
就職		49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%	45人	1.8%
その他		61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%	29人	1.2%
里親委託児（単位：人）		250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%	310人	100.0%
進学	高校等	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%	297人	95.8%
	専修学校等	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%	4人	1.3%
就職		4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%	6人	1.9%
その他		3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%	3人	1.0%
（参考）全中卒者（単位：千人）		1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%	1,175千人	100.0%
進学	高校等	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%	1,157千人	98.5%
	専修学校等	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
就職		5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
その他		14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%	9千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%
進学	大学等	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%	200人	11.1%
	専修学校等	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%	219人	12.2%
就職		1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%	1,267人	70.4%
その他		120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%	114人	6.3%
里親委託児（単位：人）		174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%	270人	100.0%
進学	大学等	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%	74人	27.4%
	専修学校等	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%	59人	21.9%
就職		86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%	115人	42.6%
その他		18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%	22人	8.1%
(参考)全高卒者（単位：千人）		1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%	1,064千人	100.0%
進学	大学等	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%	580千人	54.5%
	専修学校等	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%	239千人	22.5%
就職		167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%	189千人	17.8%
その他		75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%	56千人	5.3%

家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

2. 措置費の現状と充実

(1) 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）に必要な経費を計上したところである。

○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- ・0・1歳児
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児
2:1
- ・年少児(3歳～)
4:1(3.5:1、3:1)
- ・少年(就学～)
5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)
- ※()内は加算にて対応。

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

○措置費

(例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の児童養護施設の場合

事務費

- ・一般分保護単価 180,930円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 21,600円
- ・民間施設給与等改善費
8%～25%加算

+

事業費

- ・一般生活費 49,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)
予算額1人平均 24,700円



児童1人月額
約28万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万7千円加算

措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H28年度予算)	
幼稚園費	実費	※平成21年度～	
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(年額/1人)	中学校1年生: 47,400円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人)	中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費	
特別育成費	公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 61,030円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等): 15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援): 25,000円(月額/1人)		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)		
見学旅行費	小学校6年生: 21,190円(年額/1人)	中学校3年生: 57,290円(年額/1人)	高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)
就職・大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円		合計276,190円

児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度～)

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

- 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
 - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
 - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実

(1) 人員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H25	
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1						1.7:1						0.1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	0.1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1	
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1	5:1		2:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左	0.1歳 1.6:1 2歳 2:1 3歳以上 4:1 小学生以上 5.5:1	
	3歳以上							6:1														7:1
	少年							8:1														
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1											5:1							4.5:1	
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1												5:1				4.5:1	
母子生活支援 施設		寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名									寮母:1名 少年指導員:1名						母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名		母子支援員10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名 少年指導員 同左			

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24	H27	
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1					1.7:1					0.1歳 同左 2歳 2:1	同左 同左 3歳以上4:1	0.1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左	0.1歳1.6(1.5、 1.4、1.3):1 2歳 同左 3歳以上 4(3.5、3):1	
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1							0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0.1歳 1.6:1 2歳 同左	0.1歳 1.6(1.5、 1.4、1.3):1 2歳 同左
	3歳以上	10:1	9:1	8:1	7:1	6:1	5.5:1	5:1				4:1								同左	4(3.5、3):1	
	少年	10:1	9:1	8:1	8:1		7.5:1	7:1				6:1								5.5:1	5.5(5、4.5、4):1	
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1	4.5(4、3.5、3):1	
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1	4.5(4、3.5、3):1	
母子 生活 支援 施設	母子 指導員	1名											20世帯未満:1名 20世帯以上:2名							10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名	10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名 30世帯以上:4名	
	少年 指導員	50世帯未満:1名 50世帯以上:2名									40世帯未満:1名 40世帯以上:2名					20世帯未満:1名 20世帯以上:2名			同左	同上		

※1 H10及びH16の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

※2 H27の()書き部分は、加算にて対応

(2) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定

①居室面積（1人当たり）の引上げ

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡/人以上、障害者支援施設は9. 9㎡/人以上に引き上げられている)

②居室定員の上限の引下げ

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

4. 里親委託の推進 (1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

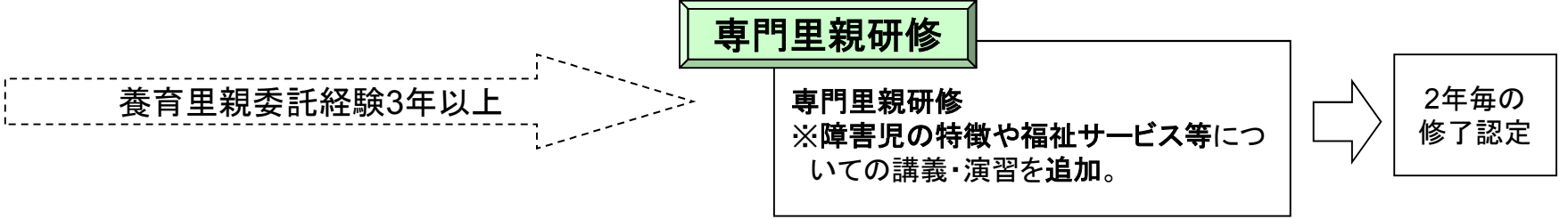
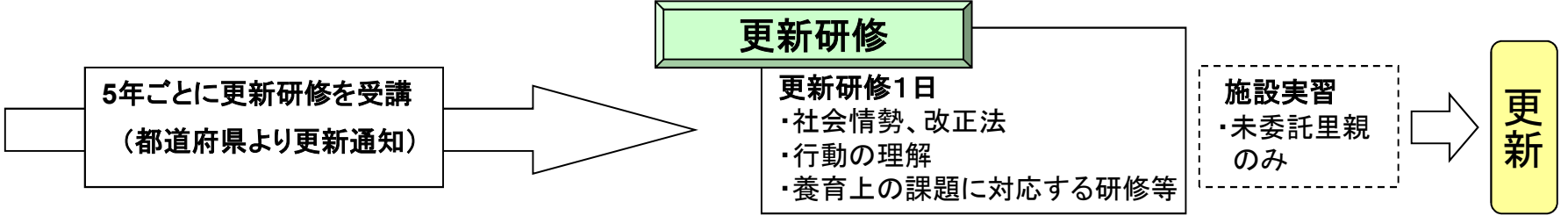
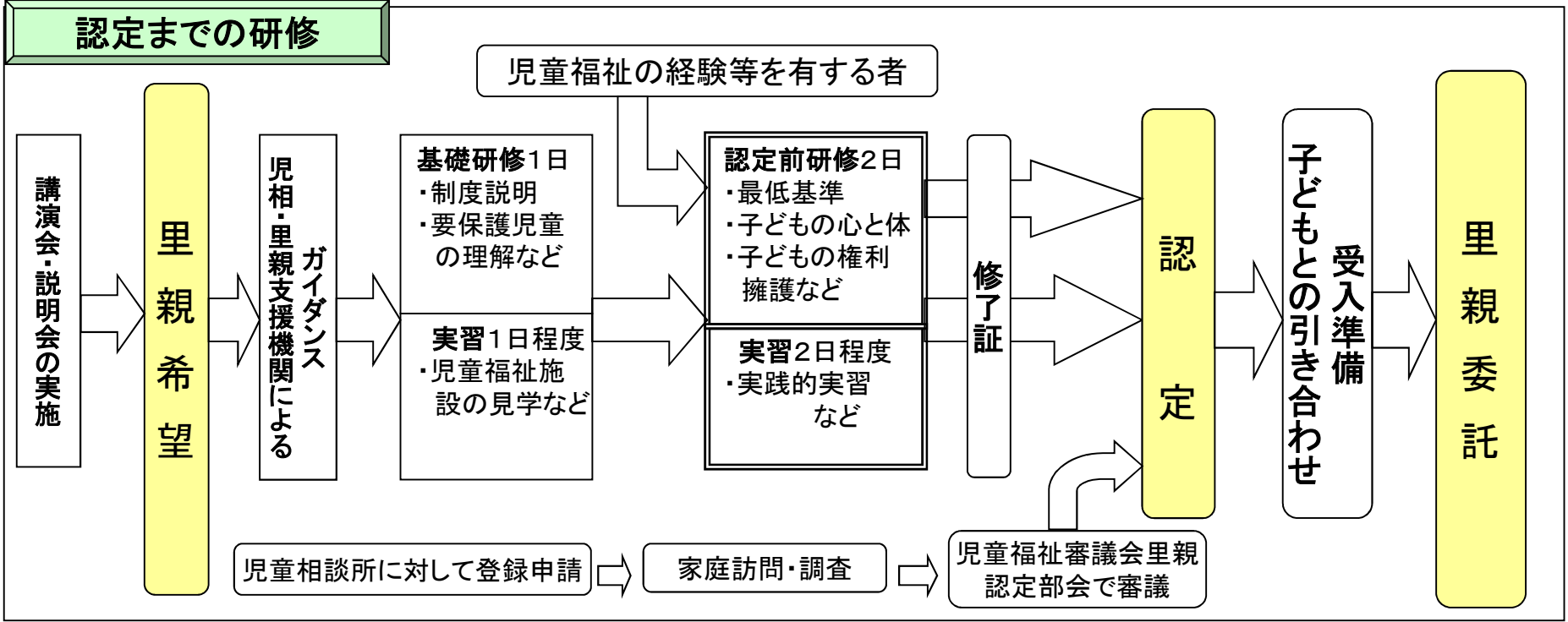
里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 57,290円、乳児以外49,680円
(食費、被服費等。1人月額)(平成28年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

養育里親の里親研修と認定の流れ



里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 ＋ 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

- 過去10年間で、福岡市が6.9%から32.4%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→26比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成26年度末
1	福岡市	25.5%増加	6.9%	32.4%
2	大分県	21.1%増加	7.4%	28.5%
3	さいたま市	20.7%増加	11.0%	31.7%
4	静岡県	16.6%増加	10.6%	27.2% (静岡市・浜松市分を含む)
5	石川県	15.4%増加	2.1%	17.5%
6	富山県	14.3%増加	7.3%	21.6%
7	岡山県	13.7%増加	5.5%	19.2%
8	香川県	13.5%増加	6.5%	20.0%
9	栃木県	13.4%増加	7.9%	21.3%
10	福岡県	13.0%増加	4.0%	17.0%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：29.5%増（8.0%→37.5%）、岩手県17.6%増（10.4%→28.0%）、仙台市：12.2%増（11.6%→23.8%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例(平成27年3月末現在)

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
1	北海道	522	26.87%	53	2.73%	1,368	70.41%	1,943
2	青森県	77	22.00%	21	6.00%	252	72.00%	350
3	岩手県	115	27.98%	37	9.00%	259	63.02%	411
4	宮城県	178	32.30%	67	12.16%	306	55.54%	551
5	秋田県	13	6.07%	27	12.62%	174	81.31%	214
6	山形県	36	13.90%	14	5.41%	209	80.69%	259
7	福島県	70	16.59%	13	3.08%	339	80.33%	422
8	茨城県	97	13.60%	65	9.12%	551	77.28%	713
9	栃木県	135	21.26%	66	10.39%	434	68.35%	635
10	群馬県	69	15.47%	34	7.62%	343	76.91%	446
11	埼玉県	347	19.40%	170	9.50%	1,272	71.10%	1,789
12	千葉県	237	20.12%	85	7.22%	856	72.67%	1,178
13	東京都	445	12.13%	411	11.20%	2,813	76.67%	3,669
14	神奈川県	268	13.62%	186	9.45%	1,514	76.93%	1,968
15	新潟県	122	39.23%	27	8.68%	162	52.09%	311
16	富山県	35	21.60%	13	8.02%	114	70.37%	162
17	石川県	44	13.97%	18	5.71%	253	80.32%	315
18	福井県	19	9.41%	23	11.39%	160	79.21%	202
19	山梨県	87	28.06%	28	9.03%	195	62.90%	310
20	長野県	64	10.08%	52	8.19%	519	81.73%	635
21	岐阜県	53	9.22%	32	5.57%	490	85.22%	575
22	静岡県	213	27.17%	59	7.53%	512	65.31%	784
23	愛知県	261	13.74%	162	8.53%	1,476	77.73%	1,899
24	三重県	93	18.49%	36	7.16%	374	74.35%	503

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
25	滋賀県	100	32.57%	34	11.07%	173	56.35%	307
26	京都府	77	10.05%	73	9.53%	616	80.42%	766
27	大阪府	274	8.81%	324	10.42%	2,512	80.77%	3,110
28	兵庫県	182	11.64%	121	7.74%	1,260	80.61%	1,563
29	奈良県	52	15.85%	21	6.40%	255	77.74%	328
30	和歌山県	57	14.50%	32	8.14%	304	77.35%	393
31	鳥取県	54	20.85%	32	12.36%	173	66.80%	259
32	島根県	45	22.28%	18	8.91%	139	68.81%	202
33	岡山県	86	15.99%	21	3.90%	431	80.11%	538
34	広島県	105	13.65%	45	5.85%	619	80.49%	769
35	山口県	79	15.05%	24	4.57%	422	80.38%	525
36	徳島県	45	15.79%	20	7.02%	220	77.19%	285
37	香川県	38	20.00%	20	10.53%	132	69.47%	190
38	愛媛県	61	11.82%	42	8.14%	413	80.04%	516
39	高知県	48	12.34%	26	6.68%	315	80.98%	389
40	福岡県	341	20.37%	126	7.53%	1,207	72.10%	1,674
41	佐賀県	39	13.93%	18	6.43%	223	79.64%	280
42	長崎県	73	14.75%	30	6.06%	392	79.19%	495
43	熊本県	77	10.24%	49	6.52%	626	83.24%	752
44	大分県	140	28.51%	17	3.46%	334	68.02%	491
45	宮崎県	65	13.98%	30	6.45%	370	79.57%	465
46	鹿児島県	84	11.11%	41	5.42%	631	83.47%	756
47	沖縄県	181	34.61%	13	2.49%	329	62.91%	523
	全国	5,903	16.48%	2,876	8.03%	27,041	75.49%	35,820

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(2) 里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

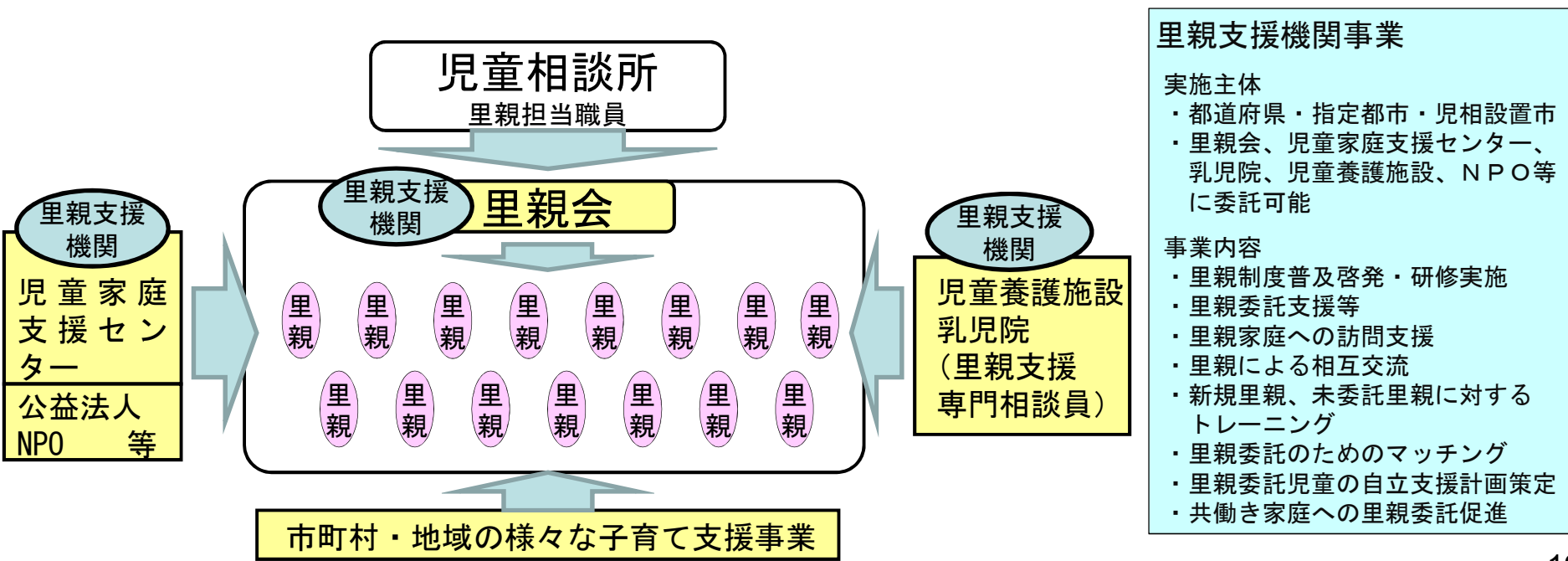
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（26年10月現在：207児相中162人）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成27年10月現在：369か所）
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

①里親支援と里親支援機関

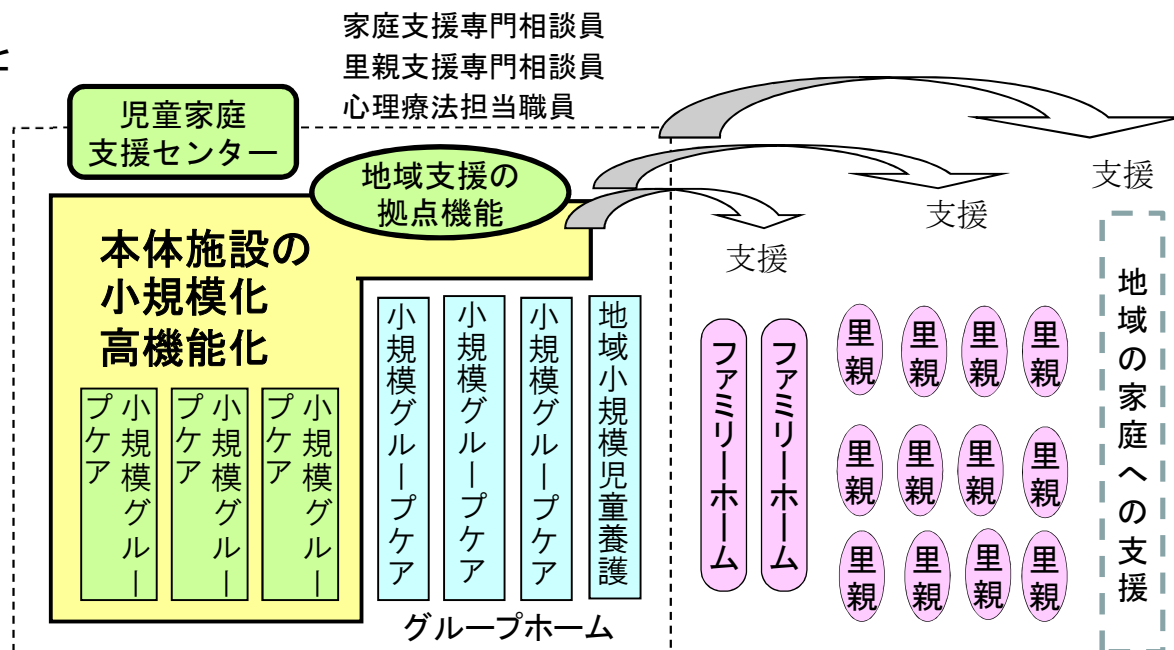
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



②里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

- 〔趣 旨〕 ・施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕 ・社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
 ・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役 割〕 ・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活 動〕 ・里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
 ・定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
 ・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

施設の地域支援機能の充実と
家庭的養護の推進



③里親支援機関と児童相談所の役割

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

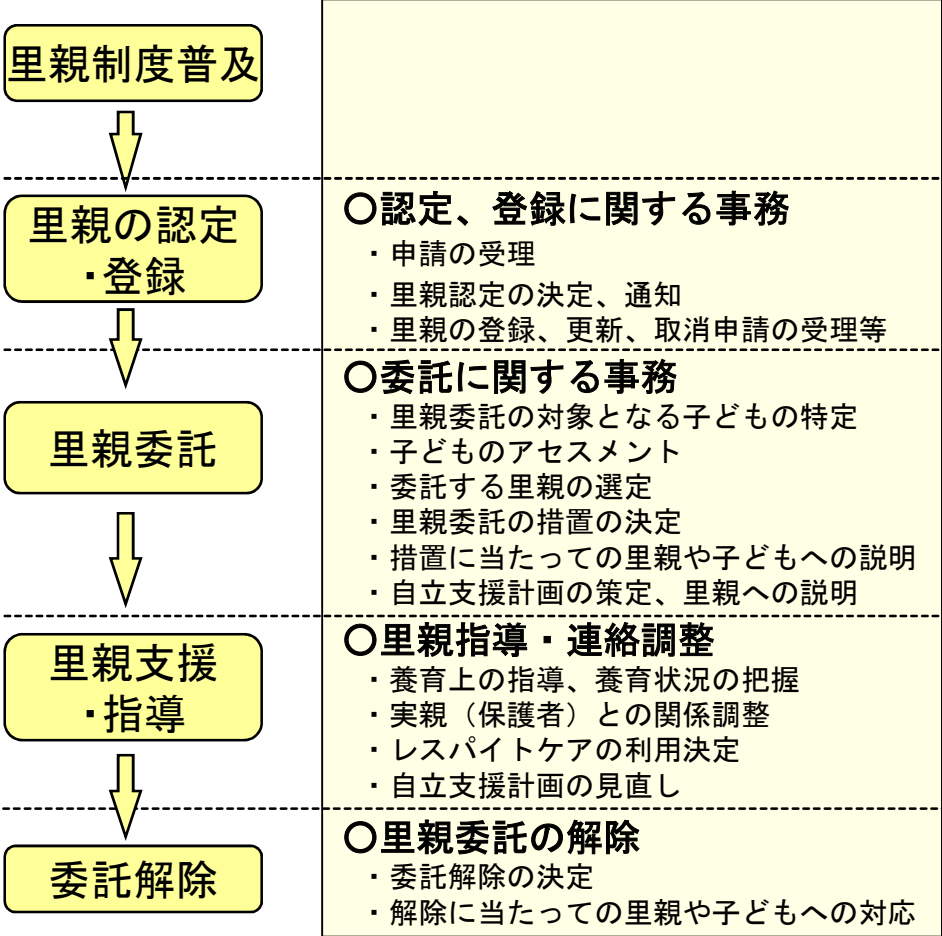
都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となるで行う。

里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる



- 新規里親の開拓
 - ・里親制度の広報啓発
 - ・講演会、説明会、体験発表会等の開催
- 里親候補者の週末里親等の調整
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施
 - ・更新研修の実施
 - ・その他の研修
- 里親委託の推進
 - ・未委託里親の状況や意向の把握
 - ・子どもに適合する里親を選定するための事前調整
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整
- 里親家庭への訪問、電話相談
- レスパイトケアの調整
- 里親サロンの運営(里親の相互交流)
- 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- アフターケアとしての相談

④里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

- 里親制度の普及や里親委託の推進のため、以下の事業を実施する。
 - ①普及促進：里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
 - ②養育里親研修：養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施）
 - ③専門里親研修：被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う。
 - ①里親委託支援等：児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援：里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流：里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

里親トレーニング事業

- （里親登録後の）新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
 - ・一定程度のトレーニングを行えば委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
 - ・里親トレーナーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
 - ・トレーニングを実施した里親リストを都道府県（児童相談所）に登録して委託を推進

自立支援計画策定等支援事業（新規）

- 児童相談所より委託を受け、次の事業を行う
 - ・委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施（いわゆる「マッチング」）
 - ・委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成

共働き家庭里親委託促進事業（新規）

- 共働き家庭における里親委託の促進を図るため、次の事業を行う
 - ・里親支援機関における平日夜間及び土日祝日の相談体制の整備
 - ・里親委託と就業との両立が可能となるような取組について官民連携の下でモデル的に実施し、分析、検証の成果を全国的に普及拡大

※実施主体
都道府県、指定都市、児相設置市
（里親会、児童家庭支援センター、
乳児院、児童養護施設、NPO等
に委託可能）

5. 施設運営指針、里親等養育指針

○第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設等の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などが記されている。※「2. 社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針共通の部分である。

○第Ⅱ部各論に挙げられた項目は、目指すべき方向である。施設は、自己評価、第三者評価によりこれらの項目の点検を行い、より良い支援を提供できるよう質の改善を図る構成となっている。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論 1. 目的 2. 社会的養護の基本理念と原理 3. 施設の役割と理念 4. 対象児童等 5. 養育、支援等のあり方の基本 6. 施設の将来像
第Ⅱ部 各論 1. 養育、支援等 2. 家族への支援 3. 自立支援計画、記録 4. 権利擁護 5. 事故防止と安全対策 6. 関係機関連携・地域支援 7. 職員の資質向上 8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念
①子どもの最善の利益、 ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理
①家庭的養護と個別化、 ④家族との連携協働、
②発達の保障と自立支援、 ⑤継続的支援と連携アプローチ
③回復を目指した支援、 ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、第三者評価基準の評価項目に対応（児童養護86、乳児院67、情短87、児童自立86、母子施設73項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(参考) 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	3 権利擁護	3 権利擁護
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	

6. 社会的養護関係施設の第三者評価等

(1) 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。
- 福祉サービスの第三者評価は施設が任意で受審する制度であったが、社会的養護関係施設においては、平成24年度より任意だった第三者評価を義務化した。

○第三者評価の推進体制

①全国推進組織：全国社会福祉協議会

- ・ 第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・ 第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等

②都道府県推進組織：行政32，社協12，社団財団2，その他1

- ・ 第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・ 評価機関の認証、評価調査者の研修 等

○第三者評価事業の経緯

- ・ 平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・ 平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・ 平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・ 平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出（任意の受審）
- ・ 平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」を局長通知として発出
- ・ 平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）
- ・ 平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出（義務化）
- ・ 平成24年3月、「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」を課長通知として発出
- ・ 平成26年4月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」を局長通知として発出
- ・ 平成27年2月、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」を局長通知として発出

(2) 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

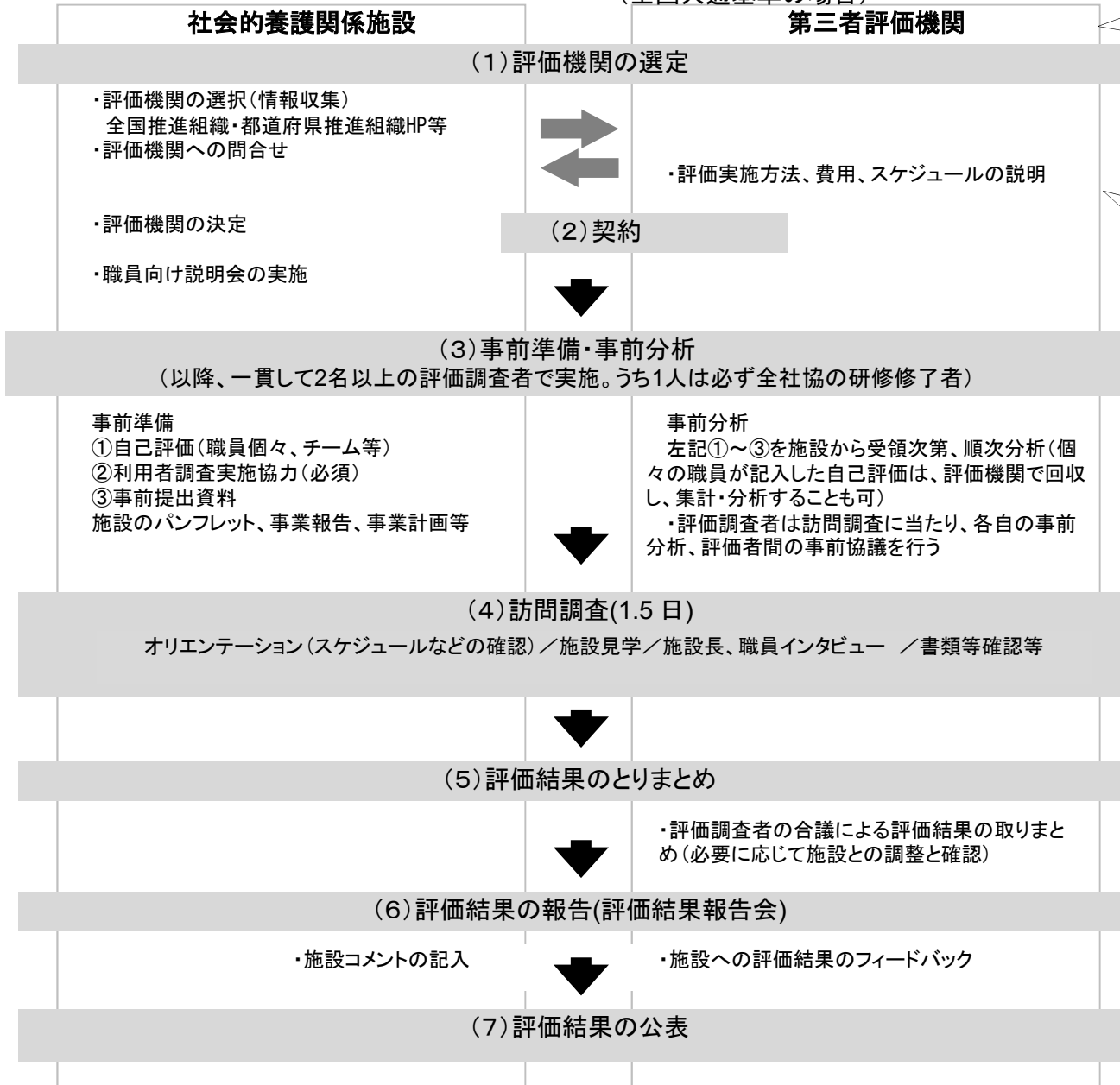
- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

	自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容	
	職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）		
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

社会的養護関係施設第三者評価基準見直しの検討経過

- 社会的養護関係施設第三者評価基準については、3年毎に見直すこととなっている。
(平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)
- 平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が、53項目から45項目に改定。
(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)
- 平成26年6月23日 平成26年度第1回第三者評価等推進研究会開催。
 - ・[児童養護WG] 7/22,8/18,9/11,10/6(4回)
 - ・[乳児院WG] 7/22,8/29,9/22,10/16(4回)
 - ・[情短施設WG] 7/24,8/29,9/30,10/23(4回)
 - ・[児童自立支援施設WG] 7/14,8/13,9/4,10/7(4回)
 - ・[母子生活支援施設WG] 7/25,8/26,10/8,11/6(4回)
- 平成26年11月19日 平成26年度第2回第三者評価等推進研究会開催

第三者評価基準見直しワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎武藤素明、福田雅章、則武直美、側垣二也、高橋誠一郎、山縣文治、岡田賢宏、新津ふみ子)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、横川哲、水谷暢子、甲斐國英、本間正彦、潮谷恵美、藤本勝彦)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、平田美音、松風勝代、白土隆司、細江逸雄、坂口繁治)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、梶原敦、井苅献太、田中進、吉川正美、野田正人、新津ふみ子、岡田賢宏)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、大澤正男、廣瀬みどり、芹澤出、乙部公裕、山辺朗子、田崎基)

第三者評価等推進研究会(厚労省)・児童部会社会的養護小委員会(全社協)
柏女靈峰委員長+5WG座長+5評価調査者

福祉サービスの質の向上推進委員会(第三者評価全国推進組織:全国社会福祉協議会)

平成27年2月17日
通知発出

評価調査者継続研修・評価調査者養成研修(全社協)

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直しのポイント

○ 大前提

- ・社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○ 見直しの方法

- ・平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織(全国社会福祉協議会)に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○ 見直しの内容

- ・社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準(介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準)と内容評価基準(共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準)に分けることとした。
- ・共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

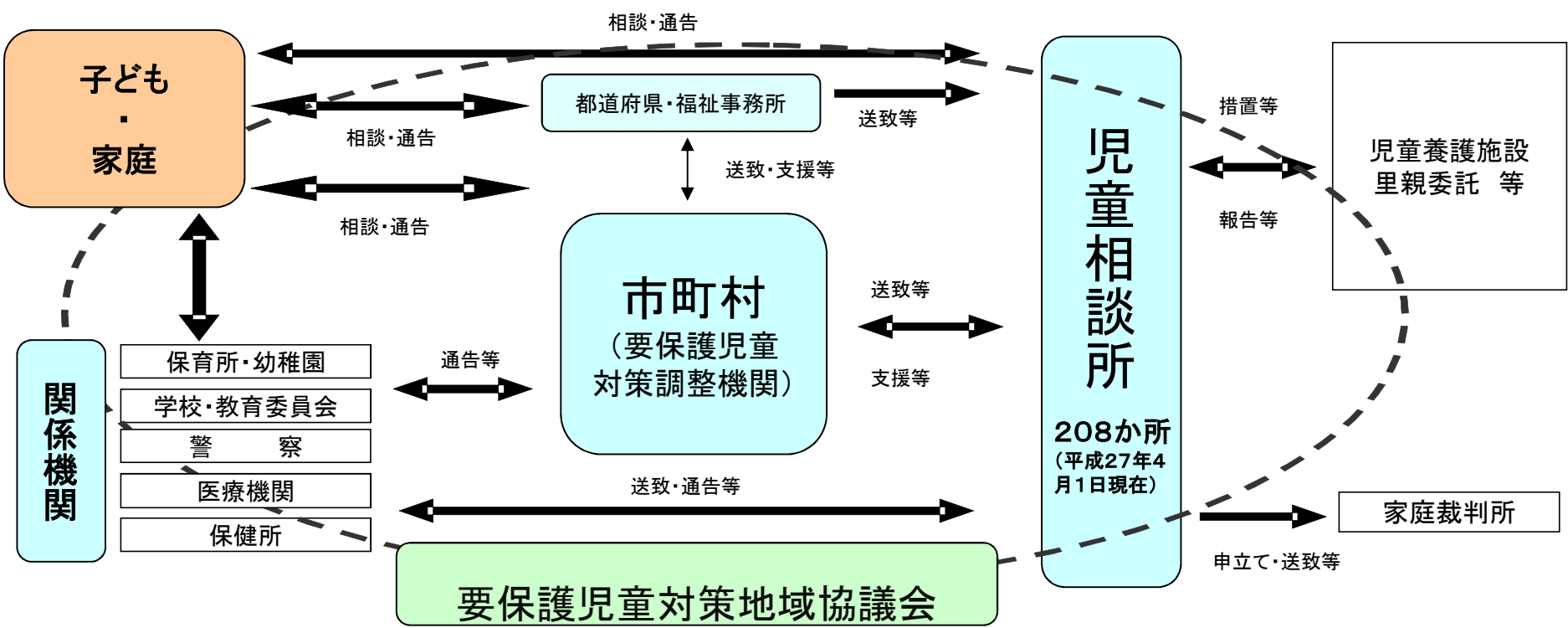
旧評価基準と新評価基準の比較

旧評価基準 (運営指針各論に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
1	養育・支援	1	30	1	19	1	28	1	28	1	23
2	家族への支援		3		3		3		3		
3	自立支援計画、記録	6		6		6		6		6	1
4	権利擁護	8	10	8	4	8	11	8	10	8	7
5	事故防止と安全対策	3		3		3		3		3	1
6	関係機関連携・地域支援	7	1	7		7		7	1	7	
7	職員の資質向上	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
8	施設の運営	25		25		25		25		25	
共通評価・内容評価各項目数		53	45	53	27	53	43	53	43	53	33
評価基準合計項目数		98		80		96		96		86	

新評価基準 (共通評価基準に沿った並び順)		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
		共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容	共通	内容
I	支援の基本方針と組織	1	理念・基本方針	1		1		1		1	
		2	経営状況の把握	2		2		2		2	
		4	3事業計画の策定	4		4		4		4	
		2	4支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み	2		2		2		2	
II	組織の運営管理	4	1施設長の責任とリーダーシップ	4		4		4		4	
		7	2人材の確保・育成	7		7		7		7	
		2	3運営の透明性の確保	2		2		2		2	
		5	4地域との交流、地域貢献	5		5		5		5	
III	適切な支援の実施	12	1子ども本位の支援	12	4	12	16	12	15	12	9
		6	2支援の質の確保	6	18	6	26	6	26	6	19
共通評価・内容評価各項目数		45	41	45	22	45	42	45	41	45	28
評価基準合計項目数		86		67		87		86		73	

7. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。
- 社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。



児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

【H27.4.1実施率99.4%】

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会

【設置率:99.4%(H28.2.1)】

調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理



養育支援訪問事業

【H27.4.1実施率:83.1%】

訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

進行管理

相談し適切な対応を図る

- ・利用者支援事業
- ・妊娠・出産包括支援事業 等
- 要支援事例における対応

8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

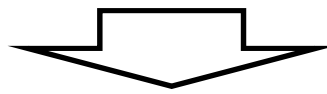
④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室 $7.1\text{m}^2 \rightarrow 9.0\text{m}^2$ 、全体 $23.5\text{m}^2 \rightarrow 25.9\text{m}^2$ 、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ($2.47\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2$ 、H10)

⑤行政体制

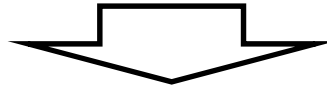
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

9. 平成23年からの主な取組

(1) 里親委託ガイドラインの策定（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（平成23年9月1日、平成24年3月29日改正）

1. 里親委託の意義

○何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

2. 里親委託優先の原則

○家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、
- などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

3. 里親委託する子ども

○里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
- 定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
- 里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

8. 子どもの権利擁護

- 里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができることなどを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と理解の促進

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

- 児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
- 里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
- 児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
- 都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

(2) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要 (平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1.7:1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案しに改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(3)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要(平成23年9月1日公布)

1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化(児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

○ 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師(乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師)
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間
 - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
 - ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く)

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う(児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会)

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成24年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととする。
 - ※第三者評価基準の見直しや評価調査者研修などの実施準備を行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする。
 - ※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
 - ※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。
 - ※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
 - このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。
 - ※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）
 - ※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

(4) 児童福祉施設最低基準の条例委任について

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
 - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

2. 改正の概要

○ 児童福祉法の改正

- ・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）
- ➡
- ・ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
 - ・ 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○ この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）

- ➡
- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
 - ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
 - ・ 最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。
（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

(5)ファミリーホームの要件の明確化について(平成24年4月1日施行)

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。(児童福祉法施行規則と実施要綱を改正)

<理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

<要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。(小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止)
- ②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

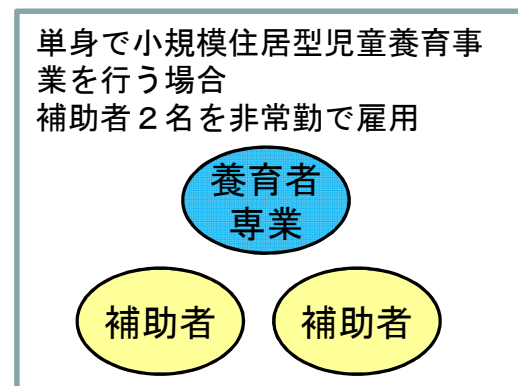
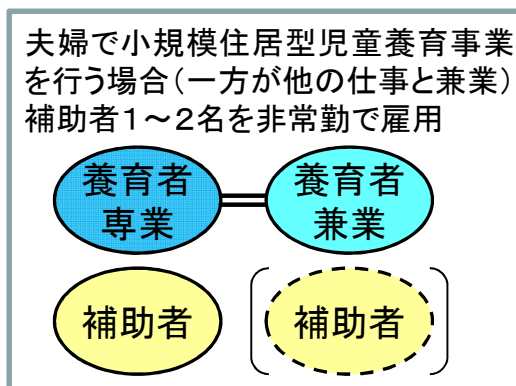
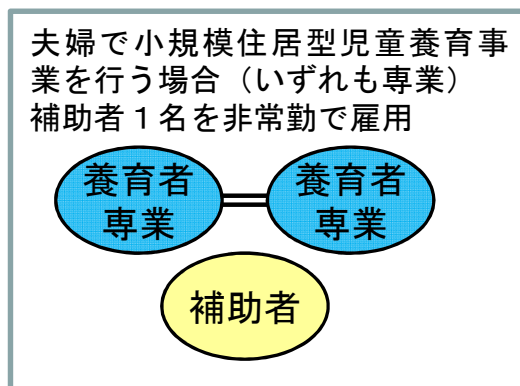
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）

※養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分（児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い）

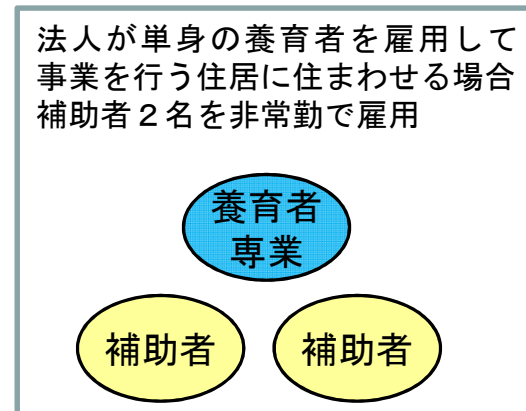
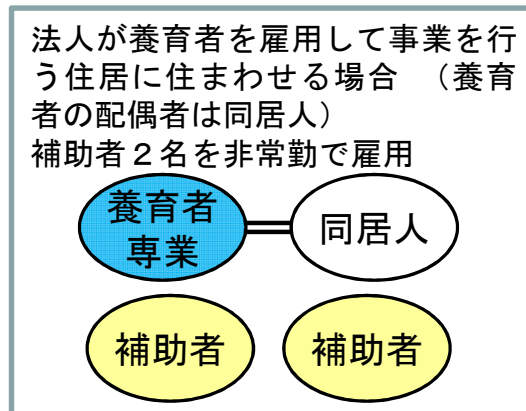
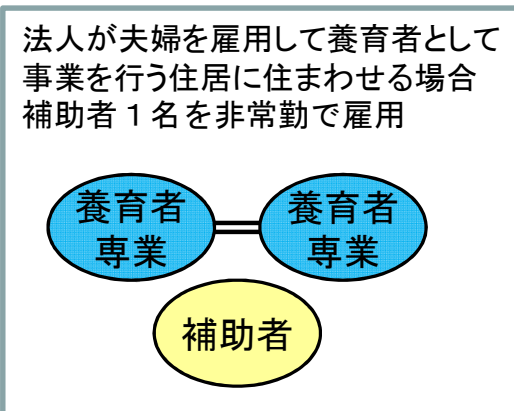
自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



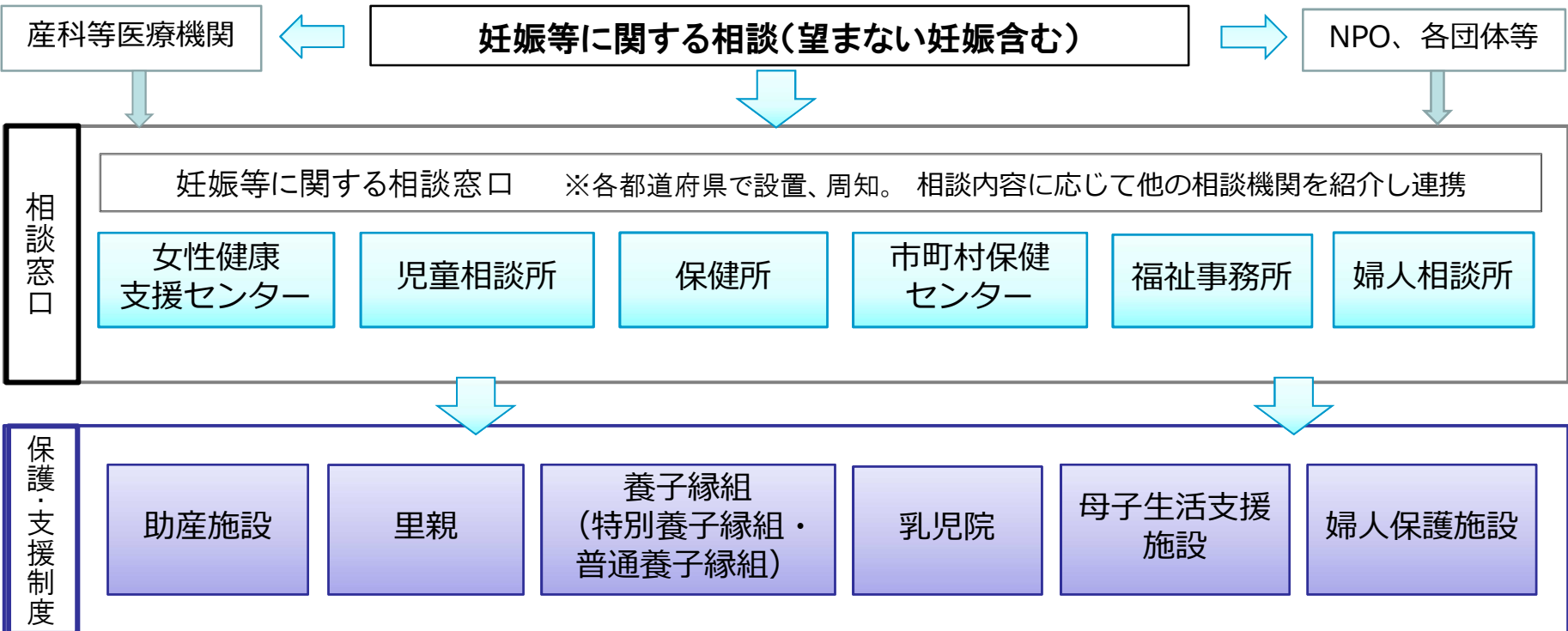
法人型

- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



(6) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



(7) 施設入所中の児童等の児童手当について

○施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、今般の法律では、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

- 【支給対象者】** 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
- ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 - ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 - ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子に係る手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

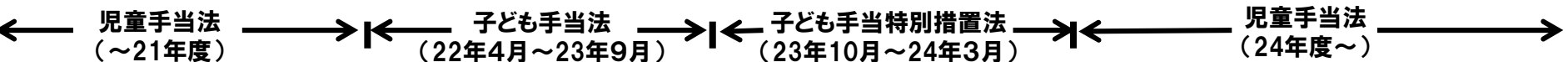
- 【支給額】**
- 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円
- 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円
- ※施設の設置者に第何子という概念が存在しないことや、入所している児童の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの児童には一人一律10,000円を支給。

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

- 【適切な管理】** 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。
(児童福祉施設設備運営基準・里親養育最低基準等に規定)
- ・他の財産と区分して管理すること。
 - ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - ・手当の支給の趣旨に従って用いること。
 - ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童(親が監護生計要件を満たす場合のみ)
平成21年度以前の児童手当	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心子ども基金で施設等へ支給)	△(安心子ども基金で施設等へ支給)	○(親へ支給)
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法(恒久化)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)

(参考) 児童手当・子ども手当制度の比較



支給対象となる児童・支給額

【0~3歳未満】 月額10,000円
【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額 5,000円
 第3子以降 月額10,000円
【中学生】 (支給せず)

【0歳~中学生】
 一律 月額13,000円

【0~3歳未満】 月額15,000円
【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
【中学生】 月額10,000円

1. 所得制限内
【0~3歳未満】 月額15,000円
【3歳~小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
【中学生】 月額10,000円
2. 所得制限超
 ※当分の間の特例給付(法附則)
 (24年6月分~) 月額 5,000円

<給付総額: 1兆円(21年度)>

<給付総額: 2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額: 2.6兆円(23年度3次)>
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額: 2.3兆円(H24年度)>

所得制限

所得制限 有り
 被用者: 年収860万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分~)
 年収960万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

手当を必要とする児童に届く改善

■施設入所の児童、里親

・親が監護している → 親へ支給
 ・親がない等 → 支給されない

・親が監護している → 親へ支給
 ・親がない等 → 「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)・里親へ支給

■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない! 48

(8) 民法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

- (現行)
- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
 - 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
 - 親子の面会交流等についての明文規定がない。

- (改正後) 【民法関係】
- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
 - 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
 - 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

- (現行)
- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

- (改正後) 【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

- (現行)
- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
 - 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

- (改正後) 【民法関係】
- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
 - 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

- (現行)
- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

- (改正後) 【民法関係】
- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

- (現行)
- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

- (改正後) 【児童福祉法関係】
- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて(概要)

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等)	ウ その他(関係者へのア・イの行為等)
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等)	

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)~(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者等に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(1) 態様、手段が適切でない場合

➤ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。

- ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)**
- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
 - ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
 - ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
 - ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
 - ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
 - ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする(教唆する)行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物(火気、刃物等)等を渡す行為

- イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為**
- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
 - ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
 - ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
 - ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

- ウ その他**
- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
 - ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

➤ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうと考える。
➤ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
➤ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

- ア 児童に経済的な損失を与える行為**
- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
 - ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
 - ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

- ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為**
- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
 - ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
 - ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
 - ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

- イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為**
- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為(携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等)
 - ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
 - ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
 - ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
 - ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
 - ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

- エ 児童の教育上支障を生じさせる行為**
- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
 - ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
 - ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
 - ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
 - ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
 - ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
 - ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

- オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為**
- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
 - ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
 - ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

➤ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

10. 平成24年度、平成25年度、平成26年度の各種ワーキングについて

- 厚生労働省では、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- 「社会的養護の課題と将来像」における提言内容の実現に向けて平成24年度から以下の通り、各種ワーキングを実施している。

(1) 全国里親委託等推進委員会（参考1）

（概要）里親委託等の推進を図るため、里親委託等の推進方策や里親の養育技術の向上等を図るための調査研究を行い、事例集やマニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供を行う。
（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

- 「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、配布。
 - ・里親委託率が大幅に増加した福岡市と大分県の事例について、取りまとめ。自治体・児相・里親会に配布。
- 「里親 ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成。
 - ・養育指針の解説、里親等が養育に引き付けられるよう事例を収集。自治体・児相・里親会に配布。養育里親更新研修等で活用。

【平成25年度の取組】

- 「里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告」を作成。
 - ・自治体の里親支援体制とその中の里親支援専門相談員の活動、里親支援機関の活動、里親サロン活動を調査し、そのポイント等について紹介。
- 「IFCO2013大阪世界大会記録集」の作成。
 - ・大会の講演やワークショップの内容を記録、家庭養護に関する国際的潮流について紹介。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度調査研究報告書として、「①里親サロン運営マニュアル、②里親研修でグループ演習を行うファシリテータのために、③委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み、④里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成。

(2) 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（参考2）

（概要） 児童養護施設と乳児院における小規模化に係る計画の策定を進めることにより、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化・地域分散化や養育単位の小規模化についての具体例や工夫を収集・整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について施設や自治体への提供を行う。
（平成24年度に実施）

【平成24年度の取組】

- 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」の作成。
 - ・ 小規模化等を行う上での留意点を整理し、マニュアル化。
- 「施設の小規模化等事例集」の作成。
 - ・ 児童養護施設における小規模化の6事例、乳児院における小規模化の4事例を収集し、取りまとめ。

(3) ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（参考3）

（概要） ファミリーホームの設置を推進するために、設置に当たる具体例や工夫などを収集、整理し、マニュアルや事例集を作成するとともに、当該マニュアルや事例集について、自治体や施設への提供を行う。
（平成25年度に実施）

【平成25年度の取組】

- 「ファミリーホームの設置を進めるために」の作成。
 - ・ ファミリーホームの設置を進めるため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、マニュアル化。
- 「ファミリーホーム事例集」、「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」の作成。
 - ・ ファミリーホームの先駆的な事例を収集するとともにファミリーホームの現状を調査し、取りまとめ。

(4) 親子関係再構築支援ワーキンググループ（参考4）

（概要） 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の充実を図るため、親子関係再構築支援の取組事例を収集し、留意点を整理した事例集やガイドラインを作成するとともに、当該事例集やガイドラインについて、自治体や施設、児童相談所への提供を行う。（平成24年度より実施）

【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」の作成。
 - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭センターにおける親子関係再構築支援の26事例を収集し、留意点等について整理。

【平成25年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成予定。
 - ・ 児童相談所との連携の方策など、親子関係再構築支援における考え方やその内容について整理。

(5) 施設運営の手引書編集委員会（参考5）

（概要） 施設運営の質の向上を図るために、施設種別ごとの運営指針に基づいた「運営ハンドブック」を作成する。（平成24年度より実施）

【平成24年度、平成25年度の取組】

施設種別ごとの手引書編集委員会において、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた以下の「運営ハンドブック」を編集中。（下記の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会が監修。）

- 児童養護施設運営ハンドブック
- 乳児院運営ハンドブック
- 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック
- 児童自立支援施設運営ハンドブック
- 母子生活支援施設運営ハンドブック

(6) 社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会 (参考6)

(概要) 社会的養護関係施設に義務づけられている第三者評価事業の質の向上や施設の第三者評価・自己評価への取組の推進を図るため、研修会の開催やテキスト等の作成の他、上記の施設運営ハンドブックについての監修などを行う。

(平成24年度より実施)

【平成24年度の取組】

- 「社会的養護関係施設の自己評価と第三者評価の取組」の作成。
 - ・ 施設、第三者評価機関に対して、自己評価と第三者評価の具体的な取り組み方を提示。
- 「社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価の手引き」の作成。
 - ・ 施設に対して第三者評価を受審するためのマニュアルとして、評価調査者に対しては養成研修用テキストとして活用。

【平成25年度の取組】

- 「第三者評価基準見直しのための資料」の作成。
 - ・ 施設及び第三者評価機関に対するアンケート調査及びインタビュー調査の集計結果等を分析した内容。平成26年度に第三者評価基準見直しのための資料として使用。

【平成26年度の取組】

- WGを立ち上げ、第三者評価基準の見直しを行う。(共通評価基準解説版、内容評価基準改定版を作成。)

(7) 子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム(社会的養護) (参考7)

(概要)

- 子育て支援員研修は、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する者等に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るもの。
- 対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

【平成26年度の取組】

- 基本研修 8科目(8時間)に加えて、専門研修(社会的養護コース) 9科目(11時間)を創設。

全国里親委託等推進委員会について

1 趣旨

里親委託等の推進を図るため、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供する。

2 検討内容

この取り組みとして、平成24年度は、①里親委託率の増加幅の大きな自治体の取り組みをまとめた事例集「里親委託率アップの取り組み報告書」の作成、②里親等や支援者向けの「里親及びファミリーホーム養育指針」の手引書「里親ファミリーホーム養育指針ハンドブック」の作成を行った。

平成25年度は、①里親支援専門相談員の活動の推進に資するため、里親支援専門相談員と同様に児童相談所とは違う立場から里親委託等の推進を行っている里親支援機関の活動等の調査報告に加え、里親サロンの運営で、里親が集まりやすく、話がしやすいような工夫や課題などの調査を報告し、②平成25年9月に行われた家庭養護に関する世界大会（IFCO2013大阪世界大会）の講演やワークショップの内容を記録し、家庭養護に関する国際的潮流について紹介する報告書を作成した。

平成26年度は、①平成25年度の調査に基づき里親サロン運営にあたって配慮すべきことをまとめた「里親サロン運営マニュアル」、②参加型の里親研修に参考となる「里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために」、③里親支援機関への訪問調査により「委託推進の基盤づくりのための先進的な取り組み」、④児童相談所や民間里親支援機関等を対象に実施した「里親リクルートに関する調査報告書（中間報告）」を作成した。

3 構成（◎は座長）

◎星野 崇	全国里親会会長	御所 伸之	全国里親会副会長
木ノ内博道	全国里親会副会長	草野 恵子	山形県里親会会長(北海道・東北ブロック)
青葉 紘宇	東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック)	二飯田秀一	石川県里親会会長(東海北陸ブロック)
宮川 長生	大阪市里親会会長(近畿ブロック)	河内 美舟	山口県里親会会長(中・四国ブロック)
原田 泉	福岡市里親会常任理事(九州ブロック)	ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科教授	藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター所長
奥田 晃久	東京都児童相談センター相談援助課長	武藤 素明	全国児童養護施設協議会副会長(二葉学園)
摩尼 昌子	全国乳児福祉協議会広報・研修副委員長(ドルカスベビーホーム)		
坂口 明夫	全国児童家庭支援センター協議会副会長(あまぎやま)	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長

※ 事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会が行う。

(参考2)

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 趣旨

「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケアするとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。

2 検討内容

マニュアルについては、施設の小規模化の意義や課題等をまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめとし、併せて、都道府県推進計画及び家庭的養護推進計画の策定及び具体的計画期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を平成24年11月30日付で各都道府県等に発出した。 ※ 雇児発1130第3号 平成24年11月30日 各都道府県、指定都市、児童相談所設置市市長宛

事例集等については平成24年度中に取りまとめ、各都道府県等や児童養護施設及び乳児院に発出済。

(スケジュール)

第1回平成24年6月29日 マニュアルの論点整理

第2回 7月25日 マニュアルの議論

第3回 8月27日 マニュアルの取りまとめ

※10月15日 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会においてマニュアルを議論

※11月30日 社会的養護専門委員会での意見を踏まえマニュアルを修正し、社会的養護専門委員会取りまとめとするともに計画の策定及び具体的期間の明示を柱とした厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知を発出

第4回平成25年1月29日 事例集等の議論

第5回 2月28日 事例集について議論し、修正の上発出を確認

3 構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

(参考3)

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループについて

1 趣旨

平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」では、児童養護施設や乳児院の小規模化を行うとともに、里親委託やファミリーホームの設置推進を図ることとしている。

これは、現在、施設が9割、里親が1割のところ、施設1/3、グループホーム1/3、里親1/3という姿に変えていくため、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間で、その実現に向けて計画的に進めていくことにしている。

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居(ファミリーホーム)において、児童の養育を行う制度である。

養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備する目標(平成23年4月現在126か所)となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込んでいる。

このワーキンググループでは、ファミリーホームの設置を推進するため、設置に当たる具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のためのマニュアルを作成するとともに、設置類型毎の事例を収集していく。

2 検討内容

- ・それぞれのファミリーホームの設置経緯と運営状況等

- ・ファミリーホームの3つの類型別の運営分析

 - 里親の中で大きいものからの移行

 - 児童養護施設等の職員が独立して開設するもの

 - 児童養護施設等を行う法人が開設するもの

- ・整備促進方策

- ・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進すること

3 構成(◎は座長)

◎横堀昌子 青山学院女子短期大学子ども学科教授

吉田隆三 アメニティホーム広畑学園施設長

栗延雅彦 和泉乳児院施設長

ト蔵康行 日本ファミリーホーム協議会会長

星野 崇 全国里親会

河野洋子 大分県中央児童相談所主幹

(参考4)

親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実が期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、平成24年度に発足した。平成24年度は取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成した。平成25年度は、事例集を作成する過程での検討を通して明確化してきた支援についての考え方や内容を基にガイドラインを作成した。

2 検討内容

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集（平成24年度末に事例集の作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載）
- (2) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度末にガイドラインの作成を終え、厚生労働省ホームページに掲載）

3 構成（◎は座長）

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	児童養護施設 光の園施設長
塩田 規子	児童養護施設 救世軍世光寮副施設長
軀川 恒	乳児院 かのや乳児院施設長（平成24年度は、谷本 恭子 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長）
山元 喜久江	乳児院 広島乳児院施設長
平岡 篤武	情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長
相澤 孝予	国立きぬ川学院 調査課長
川崎 今日子	母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員
藤井 美憲	児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県彦根子ども家庭相談センター長

(参考5)

施設運営の手引書編集委員会について

1 趣旨

平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書を作成する。

平成24年度から2年間で編集を行い、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。

2 検討内容

各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者とする。

3 構成（施設種別ごと ◎は座長）

・ 児童養護施設

◎平井誠敏、吉田隆三、丑久保恒行、太田一平、沓野一誠、横川聖、福田雅章、村瀬嘉代子
（平成24年度は、◎桑原教修、伊達直利、側垣二也、神戸信行、太田一平、福田雅章、横川聖、村瀬嘉代子）

・ 乳児院

◎平田ルリ子、今田義夫、栗延雅彦（平成24年度は、柴崎順三）、都留和光、増沢高

・ 情緒障害児短期治療施設

◎高田治、青木正博、滝川一廣、福永政治、辻亨、塩見守、下木猛史、平田美音

・ 児童自立支援施設

◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美、西浪祥子、鈴木崇之

・ 母子生活支援施設

◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美

(参考6)

社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会について

1 趣旨

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」に基づき、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、3年に1度の第三者評価の受審及び毎年度の自己評価の実施が義務化され、これにあわせて社会的養護の各施設の第三者評価基準が定められるとともに、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証等の仕組みが定められた。

この研究会は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長及び学識経験者に加え、社会的養護施設の第三者評価に経験と識見を有する評価調査者の参画を得て、評価のフォローアップ、今後の評価基準の見直しに向けた論点の蓄積等を行い、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取組の推進を図ることを目的として、平成24年度に発足した。平成24年度は、自己評価や第三者評価の理解のための施設及び評価調査者養成研修用のテキストとして、「自己評価、第三者評価の手引き」を作成した。平成25年度は評価基準見直しのために調査を行い、それを元に平成26年度に第三者評価基準の改定を行った。

2 構成 (◎は座長)

- ◎柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
- 武藤 素明 全国児童養護施設協議会副会長 二葉学園統括施設長
(平成24年度は、桑原 教修 全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長)
- 福田 雅章 社会福祉法人養徳園総合施設長
- 平田ルリ子 全国乳児福祉協議会副会長 清心乳児園施設長
- 高田 治 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長
- 相澤 仁 全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院院長
- 菅田 賢治 全国母子生活支援施設協議会副会長 仙台市社会事業協会事務局長
- 岡田 賢宏 NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
- 藤本 勝彦 大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター評価調査者
(平成24年度は、諏訪免 典子 愛媛県社会福祉協議会評価調査者)
- 坂口 繁治 岩手県社会福祉協議会評価調査者 坂口社会福祉士事務所所長
- 田崎 基 新潟県社会福祉士会評価調査者
(平成24年度は、要 厚子 NPO法人メイアイヘルプユー理事)
- 新津ふみ子 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

(参考7)

子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム(社会的養護)について

1 趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。(「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定))
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

(研修の考え方)

対象となる事業の範囲が幅広いことから、各事業のベースとなる「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成する。基本研修及び専門研修によって各事業に従事するために最低限必要な知識・原理・技術・倫理を修得するものとする。

●基本研修の考え方

基本研修では専門研修で修得する各事業の特性等に応じた具体的な内容を学ぶための前提となる、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持つことを目的に子育て支援員として最低限修得しておくことが必要な子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理について修得するものとする。

2 検討内容

●専門研修:社会的養護コースの考え方

社会的養護コースの専門研修については、「社会的養護の入口」としての社会的養護の基本的知識等を持つ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・知識・技術を習得する内容とする。

科目構成は、小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする。

基本研修 8科目(8時間)に加えて、専門研修(社会的養護コース) 9科目(11時間)を創設。

3 構成 (◎は座長) 専門研修ワーキングチーム(社会的養護) 構成員

◎小木曾 宏	児童養護施設房総双葉学園 施設長	薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
坂本 雅子	SOS子どもの村J P A N A 副理事長	山本 朝美	小鳩乳児院 施設長
佐野多恵子	静岡市里親家庭支援センター 次長	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
◎新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授		
芹沢 出	宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長		

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成25年2月1日現在)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	—	—	—	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	—	—	—	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	—	—	—	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	—	—	—	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	—	—	—	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	—	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	—	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	—	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	—	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	—	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	—	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	—	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	—	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	—	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	—	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	—	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	—	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	—	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	—	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	—	—
1歳	10	1.2%	—	—
2歳	20	2.4%	—	—
3歳	30	3.6%	—	—
4歳	32	3.9%	—	—
5歳	40	4.8%	—	—
6歳	32	3.9%	—	—
7歳	36	4.3%	—	—
8歳	46	5.5%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	45	5.4%	—	—
11歳	50	6.0%	—	—
12歳	59	7.1%	—	—
13歳	61	7.4%	—	—
14歳	72	8.7%	—	—
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	—	—	—	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	—	—	—	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	—	—	—	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	—	—	—	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	—	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	—	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	—	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	—	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	—	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	—	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	—	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	—	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	—	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	—	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	—	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	—	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	—	241	0.8%	—	—	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	—	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	—	14	0.0%	—	—	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成25年2月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	—	—
1歳	38	4.6%	—	—
2歳	68	8.2%	—	—
3歳	59	7.1%	—	—
4歳	40	4.8%	—	—
5歳	48	5.8%	—	—
6歳	50	6.0%	—	—
7歳	48	5.8%	—	—
8歳	43	5.2%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	35	4.2%	—	—
11歳	48	5.8%	—	—
12歳	33	4.0%	—	—
13歳	53	6.4%	—	—
14歳	48	5.8%	—	—
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（平成26年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	128	8.8%	9	0.4%	75	1.4%
父母の行方不明	65	4.5%	20	0.9%	57	1.1%
父母の離婚	16	1.1%	41	1.9%	106	2.0%
父母の不和	13	0.9%	40	1.9%	53	1.0%
父母の拘禁	65	4.5%	96	4.4%	236	4.5%
父母の入院	81	5.6%	181	8.4%	218	4.2%
父母の就労	23	1.6%	57	2.6%	145	2.8%
父母の精神障害	126	8.7%	374	17.3%	499	9.6%
父母の放任怠惰	105	7.2%	260	12.0%	695	13.4%
父母の虐待	265	18.3%	337	15.6%	1,829	35.2%
棄児	14	1.0%	14	0.6%	16	0.3%
父母の養育拒否	245	16.9%	181	8.4%	237	4.6%
破産等経済的理由	63	4.3%	156	7.2%	211	4.1%
児童の監護困難	57	3.9%	—	—	334	6.4%
その他	186	12.8%	392	18.2%	482	9.3%
合計	1,452	100.0%	2,158	100.0%	5,193	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成26年度入所世帯）

区 分		管内入所		広域入所				合 計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	464		346		525		1,335	
	母 児童	464	808	346	659	525	1,022	1,335	2,489
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	122		31		9		162	
	母 児童	122	180	31	43	9	17	162	240
母親の心身の不安定	世帯数	68		10		2		80	
	母 児童	68	84	10	16	2	5	80	105
職業上の理由	世帯数	7		0		0		7	
	母 児童	7	10	0	0	0	0	7	10
住宅事情	世帯数	373		31		3		407	
	母 児童	373	554	31	42	3	3	407	599
経済的理由	世帯数	215		32		3		250	
	母 児童	215	316	32	52	3	3	250	371
その他	世帯数	36		14		13		63	
	母 児童	36	54	14	26	13	22	63	102
合 計	世帯数	1,285		464		555		2,304	
	母 児童	1,285	2,006	464	838	555	1,072	2,304	3,916

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成27年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,136	23.9%	1,535	48.0%	4,556	15.7%	430	32.2%	871	52.5%
1年以上 2年未満	681	14.3%	947	29.6%	3,764	13.0%	309	23.2%	606	36.6%
2年以上 3年未満	558	11.7%	538	16.8%	3,205	11.1%	257	19.3%	137	8.3%
3年以上 4年未満	530	11.1%	142	4.4%	2,721	9.4%	147	11.0%	36	2.2%
4年以上 5年未満	345	7.2%	26	0.8%	2,441	8.4%	90	6.7%	8	0.5%
5年以上 6年未満	264	5.5%	7	0.2%	2,023	7.0%	34	2.5%	0	0.0%
6年以上 7年未満	215	4.5%	2	0.1%	1,868	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
7年以上 8年未満	200	4.2%	-	-	1,671	5.8%	17	1.3%	0	0.0%
8年以上 9年未満	143	3.0%	-	-	1,285	4.4%	17	1.3%	0	0.0%
9年以上 10年未満	141	3.0%	-	-	1,167	4.0%	4	0.3%	0	0.0%
10年以上 11年未満	144	3.0%	-	-	1,047	3.6%	1	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	123	2.6%	-	-	892	3.1%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	93	2.0%	-	-	755	2.6%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	68	1.4%	-	-	633	2.2%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	57	1.2%	-	-	456	1.6%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	36	0.8%	-	-	336	1.2%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	16	0.3%	-	-	127	0.4%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	7	0.1%	-	-	34	0.1%	-	-	-	-
18年以上	6	0.1%	-	-	13	0.0%	-	-	-	-
総数	4,763	100.0%	3,197	100.0%	28,994	100.0%	1,334	100.0%	1,658	100.0%

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(6) 在所期間別退所児童数 (平成26年度中に退所した児童)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	64	4.8%	225	10.0%	111	2.0%	7	1.5%	6	0.6%
1か月以上2か月未満	69	5.2%	136	6.0%	122	2.2%	8	1.7%	10	0.9%
2か月以上6か月未満	187	14.1%	307	13.6%	375	6.9%	25	5.4%	46	4.3%
6か月以上1年未満	253	19.1%	364	16.1%	422	7.7%	49	10.6%	276	25.7%
1年以上2年未満	226	17.1%	539	23.9%	685	12.5%	116	25.1%	532	49.6%
2年以上3年未満	164	12.4%	478	21.2%	552	10.1%	113	24.4%	162	15.1%
3年以上4年未満	112	8.5%	162	7.2%	560	10.2%	66	14.3%	30	2.8%
4年以上5年未満	51	3.9%	28	1.2%	388	7.1%	35	7.6%	8	0.7%
5年以上6年未満	38	2.9%	14	0.6%	294	5.4%	16	3.5%	2	0.2%
6年以上7年未満	22	1.7%	6	0.3%	259	4.7%	12	2.6%	0	0.0%
7年以上8年未満	18	1.4%	-	-	260	4.8%	6	1.3%	0	0.0%
8年以上9年未満	13	1.0%	-	-	206	3.8%	7	1.5%	1	0.1%
9年以上10年未満	13	1.0%	-	-	189	3.5%	1	0.2%	0	0.0%
10年以上11年未満	12	0.9%	-	-	180	3.3%	1	0.2%	-	-
11年以上12年未満	14	1.1%	-	-	139	2.5%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	20	1.5%	-	-	144	2.6%	-	-	-	-
13年以上14年未満	9	0.7%	-	-	139	2.5%	-	-	-	-
14年以上15年未満	10	0.8%	-	-	152	2.8%	-	-	-	-
15年以上16年未満	12	0.9%	-	-	151	2.8%	-	-	-	-
16年以上17年未満	7	0.5%	-	-	107	2.0%	-	-	-	-
17年以上18年未満	6	0.5%	-	-	24	0.4%	-	-	-	-
18年以上	4	0.3%	-	-	9	0.2%	-	-	-	-
総数	1,324	100.0%	2,259	100.0%	5,468	100.0%	463	100.0%	1,073	100.0%

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成27年3月1日現在)

(単位:人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	39	267	436	751	794	695	350	128	19	9	0	1	3,489

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成26年度)

(単位:世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	286	249	405	266	135	73	133	48	1,595

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成26年度)

(単位:世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	124	4	116	43	1,168	338	806	12	12	61	79	1,595

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度退所児童数										
				解除										変更
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,237	3,885	71	5,193	2,652	70	1,355	345	17	10	30	3	248	4,730	738

変更前の内訳

乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
669	213	74	119	27	98	18	19

変更後の内訳

他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
189	75	126	99	35	12	71	131

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
118	1,634	406	2,158

平成26年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,007	24	27	50	10	47	1,165	1,094

変更前の内訳

他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
67	11	37	2	1

変更後の内訳

他の乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
30	705	2	264	25	9	59

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
97	369	30	496

平成26年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
77	132	37	14	2	0	3	0	36	301	162

変更前の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
1	61	8	10	1	10	1	5

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
97	12	19	9	3	1	5	16

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
203	716	48	967

平成26年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
95	499	85	63	0	0	22	0	70	834	239

変更前の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
0	139	20	23	1	10	4	6

変更後の内訳							
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
134	10	15	31	8	3	14	24

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入居児童数				平成26年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居							児童福祉施設等への入所			
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出		死亡	その他	計
170	209	61	440	57	56	150	3	0	0	39	0	77	382	24

変更前の内訳								変更後の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
0	95	7	24	5	15	2	22	1	0	1	0	0	0	20	2

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除									変更	
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
599	783	70	1,452	293	10	137	67	31	285	13	4	141	981	343

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
314	142	8	24	0	81	19	11	14	128	13	7	88	63	0	11	19

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計
141	236	26	403

平成26年度委託解除児童数										
解除										変更
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
95	8	44	10	0	1	11	0	10	179	68

↑

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他
28	40	0	8	1	46	15	3

↓

変更後の内訳									
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他	
1	23	3	6	19	5	0	2	9	

(16): 家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(17) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成26年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	36	87	280
児童養護施設	79	209	721
里親	321	722	1,701
その他	24	69	266
合計	460	1,087	2,968

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・456世帯

(17): 家庭福祉課調べ
(「社会的養護の現況に関する調査」)

(18) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,656 (52.6%)	9,746 (32.5%)	671 (14.8%)
父のみ（養父含む）	75 (2.4%)	3,528 (11.8%)	291 (6.4%)
母のみ（養母含む）	1,307 (41.5%)	11,189 (37.3%)	1,405 (31.0%)
両親ともいない	87 (2.8%)	4,790 (16.0%)	1,924 (42.4%)
両親とも不明	19 (0.6%)	517 (1.7%)	183 (4.1%)
不詳	3 (0.1%)	209 (0.7%)	60 (1.3%)
総数	3,147 (100.0%)	29,979 (100.0%)	4,534 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

(19) 里親の状況 (平成27年3月1日現在)

(世帯)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,704	夫婦世帯 3,216	共働き	1,406 (38.0%)
		一方が働いている	1,596 (43.1%)
		どちらも働いていない	214 (5.8%)
	ひとり親世帯 488	働いている	283 (7.6%)
		働いていない	205 (5.5%)

(20) 新生児等の措置先 (平成26年度中)

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児 (1か月未満)	474	83	557
0歳児 (1か月以上)	1,012	173	1,185
1歳以上2歳未満	487	124	611
合計	1,973	380	2,353
割合	83.9%	16.1%	100%

(19) (20) : 家庭福祉課調べ
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

(21) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別) (平成26年度)

(家庭福祉課調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	3	6	1	6	18	9
青森県	1	7	12	0	0	1
岩手県	6	17	4	0	5	0
宮城県	0	0	0	0	0	4
秋田県	4	5	2	0	0	0
山形県	4	7	1	0	0	0
福島県	3	6	0	3	3	1
茨城県	15	20	10	0	1	1
栃木県	6	20	5	1	3	1
群馬県	9	11	7	1	0	2
埼玉県	35	60	36	0	2	11
千葉県	15	22	5	5	5	7
東京都	85	138	99	0	4	9
神奈川県	9	25	6	0	1	2
新潟県	5	3	3	1	3	2
富山県	3	4	3	0	1	1
石川県	1	3	0	0	1	2
福井県	1	4	6	0	1	0
山梨県	1	7	2	0	4	2
長野県	15	10	5	1	5	0
岐阜県	6	9	0	10	1	2
静岡県	6	10	6	3	5	1
愛知県	16	35	22	10	6	2
三重県	10	16	8	1	4	2
滋賀県	6	6	2	0	2	0
京都府	6	3	5	0	0	1
大阪府	13	53	32	7	16	4
兵庫県	12	23	6	0	2	2
奈良県	6	9	4	1	2	1
和歌山県	4	7	7	2	2	0
鳥取県	2	7	3	0	0	0
島根県	2	14	13	2	0	1
岡山県	0	0	0	0	5	3
広島県	14	4	0	2	0	1
山口県	3	5	1	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	6	15	1	1	0	0
香川県	4	4	5	1	1	1
愛媛県	1	12	7	2	1	0
高知県	0	9	7	0	0	0
福岡県	2	22	11	0	4	0
佐賀県	3	7	1	3	2	1
長崎県	2	9	2	4	0	1
熊本県	1	4	2	0	2	0
大分県	0	16	5	4	5	5
宮崎県	5	7	2	0	0	0
鹿児島県	4	15	8	1	2	3
沖縄県	4	7	0	0	6	2
札幌市	5	16	2	1	11	10
仙台市	8	25	7	1	1	0
さいたま市	0	5	0	0	0	2
千葉市	1	8	2	0	0	1
横浜市	1	38	4	0	3	2
川崎市	6	13	16	0	1	0
相模原市	3	11	0	0	0	1
新潟市	0	0	0	0	1	1
静岡市	3	5	2	1	1	3
浜松市	3	4	3	0	7	4
名古屋市	13	22	15	5	5	2
京都市	10	5	4	0	1	0
大阪市	28	69	24	0	1	1
堺市	0	0	0	1	3	1
神戸市	4	15	8	0	2	2
岡山市	2	12	9	0	0	0
広島市	2	15	3	0	0	0
北九州市	3	8	6	0	0	0
福岡市	13	15	10	2	2	0
熊本市	7	14	3	0	4	4
横須賀市	3	8	2	0	1	0
金沢市	0	1	0	0	1	0
合計	474	1,012	487	83	173	124

(22) 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(平成26年度)(単位:人、%)

(家庭福祉課調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ	
			児童数	割合	児童数	割合		
北海道	3	5	1	20.0%	4	80.0%	0	
青森県	13	9	4	44.4%	4	44.4%	1	
岩手県	17	8	5	62.5%	3	37.5%	0	
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
秋田県	2	5	0	0.0%	4	80.0%	1	
山形県	6	9	3	33.3%	6	66.7%	0	
福島県	2	14	7	50.0%	7	50.0%	0	
茨城県	27	18	5	27.8%	10	55.6%	3	
栃木県	17	29	9	31.0%	19	65.5%	1	
群馬県	11	23	7	30.4%	16	69.6%	0	
埼玉県	91	57	19	33.3%	34	59.6%	4	
千葉県	18	21	6	28.6%	13	61.9%	2	
東京都	213	138	24	17.4%	92	66.7%	22	
神奈川県	17	26	5	19.2%	17	65.4%	4	
新潟県	7	6	5	83.3%	1	16.7%	0	
富山県	11	6	3	50.0%	3	50.0%	0	
石川県	3	6	5	83.3%	1	16.7%	0	
福井県	4	5	1	20.0%	4	80.0%	0	
山梨県	0	14	6	42.9%	5	35.7%	3	
長野県	17	16	3	18.8%	13	81.3%	0	
岐阜県	6	8	2	25.0%	5	62.5%	1	
静岡県	16	10	3	30.0%	7	70.0%	0	
愛知県	33	40	14	35.0%	21	52.5%	5	
三重県	16	17	5	29.4%	10	58.8%	2	
滋賀県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0	
京都府	16	10	0	0.0%	9	90.0%	1	
大阪府	51	63	19	30.2%	38	60.3%	6	
兵庫県	18	34	6	17.6%	26	76.5%	2	
奈良県	21	7	1	14.3%	3	42.9%	3	
和歌山県	7	14	3	21.4%	11	78.6%	0	
鳥取県	9	6	3	50.0%	2	33.3%	1	
島根県	42	8	4	50.0%	4	50.0%	0	
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
広島県	13	7	0	0.0%	7	100.0%	0	
山口県	8	12	6	50.0%	6	50.0%	0	

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ	
			児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	8	10	2	20.0%	7	70.0%	1	
香川県	10	6	1	16.7%	3	50.0%	2	
愛媛県	5	15	1	6.7%	13	86.7%	1	
高知県	9	8	0	0.0%	6	75.0%	2	
福岡県	23	22	5	22.7%	15	68.2%	2	
佐賀県	2	7	0	0.0%	7	100.0%	0	
長崎県	10	10	0	0.0%	8	80.0%	2	
熊本県	2	6	2	33.3%	4	66.7%	0	
大分県	9	11	5	45.5%	6	54.5%	0	
宮崎県	2	9	2	22.2%	6	66.7%	1	
鹿児島県	28	16	7	43.8%	9	56.3%	0	
沖縄県	6	11	5	45.5%	6	54.5%	0	
札幌市	16	12	8	66.7%	2	16.7%	2	
仙台市	30	25	8	32.0%	13	52.0%	4	
さいたま市	0	5	1	20.0%	4	80.0%	0	
千葉市	3	10	2	20.0%	6	60.0%	2	
横浜市	27	18	8	44.4%	9	50.0%	1	
川崎市	28	12	0	0.0%	12	100.0%	0	
相模原市	2	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
新潟市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
静岡市	9	4	2	50.0%	1	25.0%	1	
浜松市	8	5	1	20.0%	4	80.0%	0	
名古屋市	26	51	11	21.6%	35	68.6%	5	
京都市	6	8	0	0.0%	7	87.5%	1	
大阪市	64	69	7	10.1%	59	85.5%	3	
堺市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	
神戸市	25	14	5	35.7%	9	64.3%	0	
岡山市	15	10	3	30.0%	6	60.0%	1	
広島市	2	8	2	25.0%	5	62.5%	1	
北九州市	5	12	1	8.3%	11	91.7%	0	
福岡市	28	19	8	42.1%	11	57.9%	0	
熊本市	13	17	2	11.8%	10	58.8%	5	
横須賀市	3	6	2	33.3%	3	50.0%	1	
金沢市	0	1	1	100.0%	0	0.0%	0	
合計	1,165	1,094	289	26.4%	705	64.4%	100	

(23) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

(24) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

(25) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481	14	207	712	1,070	1,093	382	3
	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里母	3,481	26	251	1,010	1,151	966	75	2
	100.0%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

(26) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

(22)～(25) 児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日)

(27) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総数		29,979 (100.0%)	3,147 (100.0%)	4,534 (100.0%)	1,235 (100.0%)	1,670 (100.0%)
交流あり	帰宅	13,772 (45.9%)	588 (18.7%)	336 (7.4%)	684 (55.4%)	832 (49.8%)
	面会	6,935 (23.1%)	1,704 (54.1%)	655 (14.4%)	259 (21.0%)	420 (25.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (12.9%)	244 (7.8%)	241 (5.3%)	106 (8.6%)	237 (14.2%)
交流なし		5,396 (18.0%)	610 (19.4%)	3,284 (72.4%)	183 (14.8%)	180 (10.8%)
不詳		12 (0.0%)	1 (0.0%)	18 (0.4%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)

		ファミリーホーム児	自立援助ホーム児
総数		829 (100.0%)	376 (100.0%)
交流あり	帰宅	164 (19.8%)	76 (20.2%)
	面会	218 (26.3%)	55 (14.6%)
	電話手紙連絡	108 (13.0%)	89 (23.7%)
交流なし		336 (40.5%)	155 (41.2%)
不詳		3 (0.4%)	1 (0.3%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

(28) 家族との交流の頻度 ((27)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳 児 院 児	帰 宅	588 (100.0%)	418 (71.1%)	160 (27.2%)	9 (1.5%)	1 (0.2%)
	面 会	1,704 (100.0%)	881 (51.7%)	732 (43.0%)	90 (5.3%)	1 (0.1%)
	電話手紙連絡	244 (100.0%)	105 (43.0%)	118 (48.4%)	21 (8.6%)	0 (0.0%)
養 護 施 設 児	帰 宅	13,772 (100.0%)	3,160 (22.9%)	9,906 (71.9%)	689 (5.0%)	17 (0.1%)
	面 会	6,935 (100.0%)	1,404 (20.2%)	4,717 (68.0%)	807 (11.6%)	7 (0.1%)
	電話手紙連絡	3,864 (100.0%)	912 (23.6%)	2,382 (61.6%)	562 (14.5%)	8 (0.2%)
里 親 委 託 児	帰 宅	336 (100.0%)	113 (33.6%)	190 (56.5%)	33 (9.8%)	0 (0.0%)
	面 会	655 (100.0%)	104 (15.9%)	391 (59.7%)	158 (24.1%)	2 (0.3%)
	電話手紙連絡	241 (100.0%)	36 (14.9%)	130 (53.9%)	74 (30.7%)	1 (0.4%)
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム 児	帰 宅	164 (100.0%)	46 (28.0%)	104 (63.4%)	14 (8.5%)	0 (0.0%)
	面 会	218 (100.0%)	44 (20.2%)	130 (59.6%)	44 (20.2%)	0 (0.0%)
	電話手紙連絡	108 (100.0%)	19 (17.6%)	66 (61.1%)	22 (20.4%)	1 (0.9%)

児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日)

(29) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	134	100.0%	602	100.0%	43	100.0%	58	100.0%	243	100.0%
20人以下	58	43.3%	8	1.3%	2	4.7%	1	1.7%	199	81.9%
21～30	35	26.1%	68	11.3%	12	27.9%	5	8.6%	31	12.8%
31～40	21	15.7%	109	18.1%	15	34.9%	7	12.1%	7	2.9%
41～50	11	8.2%	139	23.1%	12	27.9%	14	24.1%	6	2.5%
51～60	3	2.2%	103	17.1%	2	4.7%	10	17.2%	—	—
61～70	2	1.5%	61	10.1%	—	—	7	12.1%	—	—
71～80	3	2.2%	51	8.5%	—	—	3	5.2%	—	—
81～90	1	0.7%	23	3.8%	—	—	3	5.2%	—	—
91～100	—	—	17	2.8%	—	—	1	1.7%	—	—
101～110	—	—	12	2.0%	—	—	—	—	—	—
111～120	—	—	4	0.7%	—	—	2	3.4%	—	—
121～150	—	—	5	0.8%	—	—	4	6.9%	—	—
151人以上	—	—	2	0.3%	—	—	1	1.7%	—	—

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成27年10月1日現在）

(30) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成26年10月現在:家庭福祉課調べ)

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児童相談所数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		専任	兼任		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全 国	207	335	98	237	162	37	125	124	11	16	11	
1北海道	8	8	8		8	8					8	
2青森県	6	6		6	1		1	1				
3岩手県	3	3	1	2	1		1	1				
4宮城県	3	4	1	3	3		3	3				
5秋田県	3	7		7								
6山形県	2	2		2	1	1				1		
7福島県	4	4		4	4		4	4				
8茨城県	3	3		3	1		1	1				
9栃木県	3	3		3	3		3	3				
10群馬県	3	12		12	4		4	3		1		
11埼玉県	6	12		12	15		15	15				
12千葉県	6	12	6	6	1		1			1		
13東京都	11	26	24	2	11	11			11			
14神奈川県	5	11	6	5	11	6	5	11				
15新潟県	5	1		1								
16富山県	2	3		3	2		2			2		
17石川県	2	5	2	3	2		2	2				
18福井県	2	3		3	2		2	2				
19山梨県	2	2		2	1		1	1				
20長野県	5	8		8	1		1	1				
21岐阜県	5	13	1	12	1		1	1				
22静岡県	5	6	1	5	4		4	4				
23愛知県	10	10		10	2		2	2				
24三重県	5	14	1	13	1		1	1				
25滋賀県	2	2		2	2		2			2		
26京都府	3	4		4								
27大阪府	6	7	7		8		8	8				
28兵庫県	5	5		5	5		5	5				
29奈良県	2	6	1	5	1		1	1				
30和歌山県	2	4		4								
31鳥取県	3	3		3	2	2				2		
32島根県	4	4		4								

	児童相談所の体制						里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
	児童相談所数	里親担当職員				里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		専任	兼任	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司等が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置				
33	岡山県	3	7		7	2		2	2				
34	広島県	3	3	3		3		3	3				
35	山口県	5	5		5	1		1	1				
36	徳島県	3	7		7	1		1				1	
37	香川県	2	2		2	1		1	1				
38	愛媛県	3	1		1								
39	高知県	2	3		3								
40	福岡県	6	6	3	3	3		3	3				
41	佐賀県	1	1	1		2		2	2				
42	長崎県	2	3	1	2	2		2	2				
43	熊本県	2	2		2	2		2	2				
44	大分県	2	3	2	1	4		4	4				
45	宮崎県	3	3		3	3		3	3				
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47	沖縄県	2	2	2		2		2	2				
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1				
49	仙台市	1	2		2	2		2	2				
50	さいたま市	1	6	6		1	1		1				
51	千葉市	1	2		2	1		1	1				
52	横浜市	4	11	4	7	4		4	4				
53	川崎市	3	3	1	2	3		3	3				
54	相模原市	1	1	1		1		1	1				
55	新潟市	1	2		2								
56	静岡市	1	2		2	1	1					1	
57	浜松市	1	4	1	3	1		1	1				
58	名古屋市	2	4	2	2	2		2	2				
59	京都市	2	2		2	3	3					1	2
60	大阪市	1	6	5	1	1		1	1				
61	堺市	1	3	1	2	4	1	3				4	
62	神戸市	1	5		5	1	1		1				
63	岡山市	1	2		2	1		1	1				
64	広島市	1	4	1	3	1	1		1				
65	北九州市	1	1	1		2		2	2				
66	福岡市	1	3	3		3		3	3				
67	熊本市	1	1		1	2		2	2				
81	横須賀市	1	1		1	1		1	1				
83	金沢市	1	4		4	1	1						

平成28年7月25日「第1回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料5のうち、特別養子縁組部分を抜粋

児童虐待対応における司法関与 及び特別養子縁組について

目次

1. 児童相談所における児童虐待対応の現状について
2. 児童虐待防止対策に関する制度改正の経緯について(司法関与関係を中心に)
3. 里親及び特別養子縁組の現状について

3. 里親及び特別養子縁組の現状について

社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人			
		専門里親	676世帯	174世帯	206人			
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人	委託児童数	1,172人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)

※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

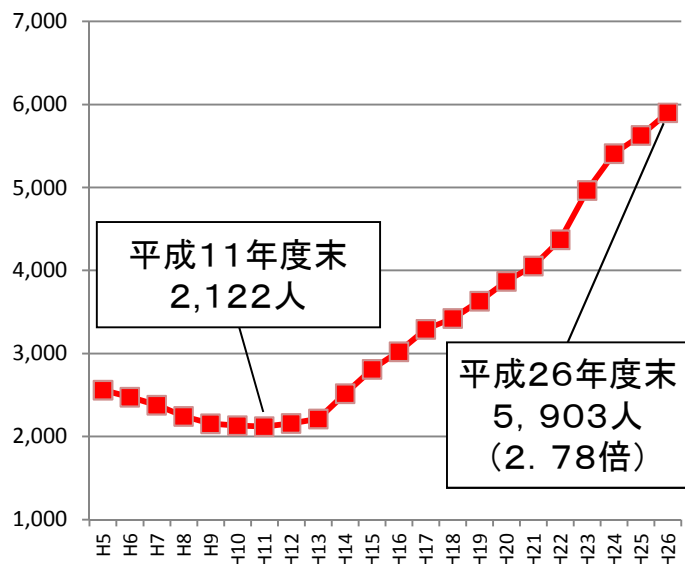
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

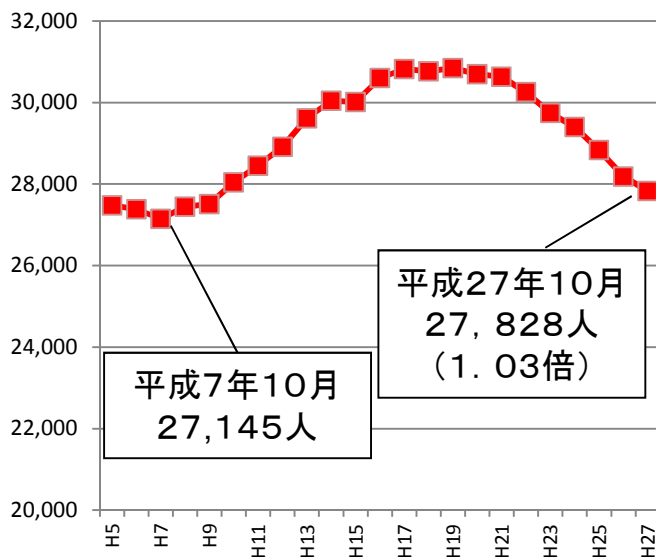
(2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.8倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

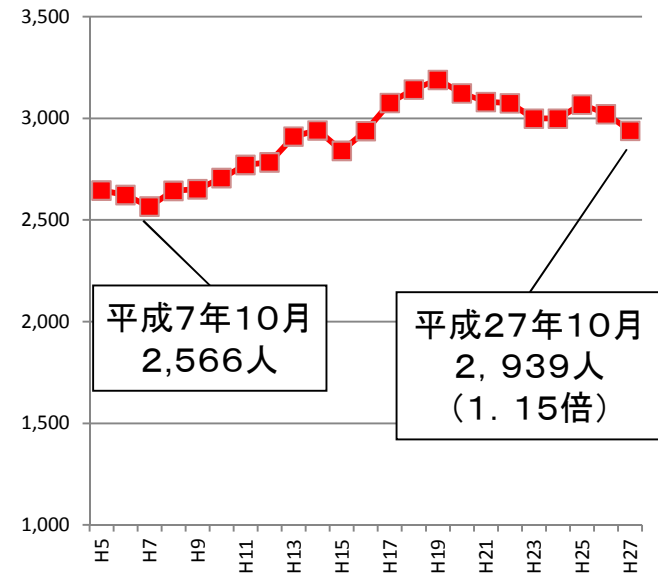
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

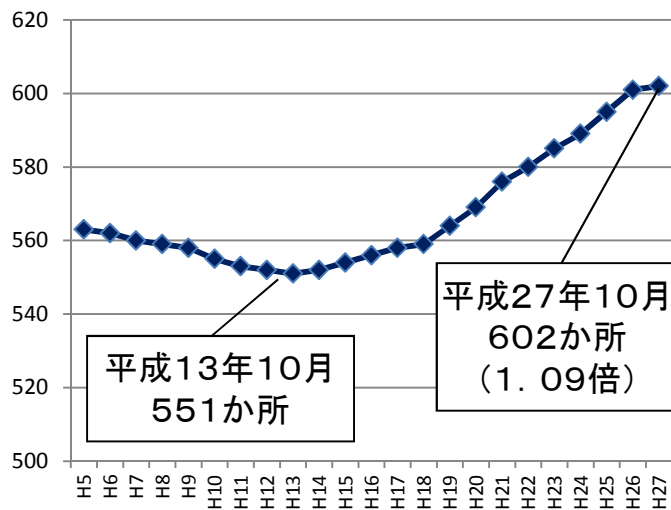


○ 乳児院の入所児童数

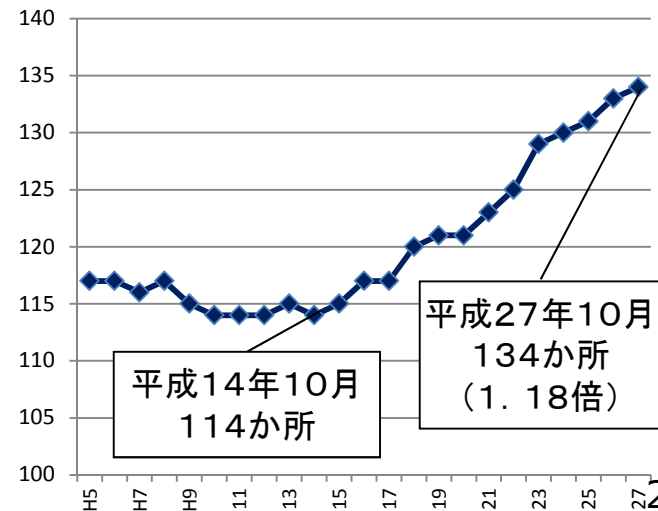


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在所期間

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

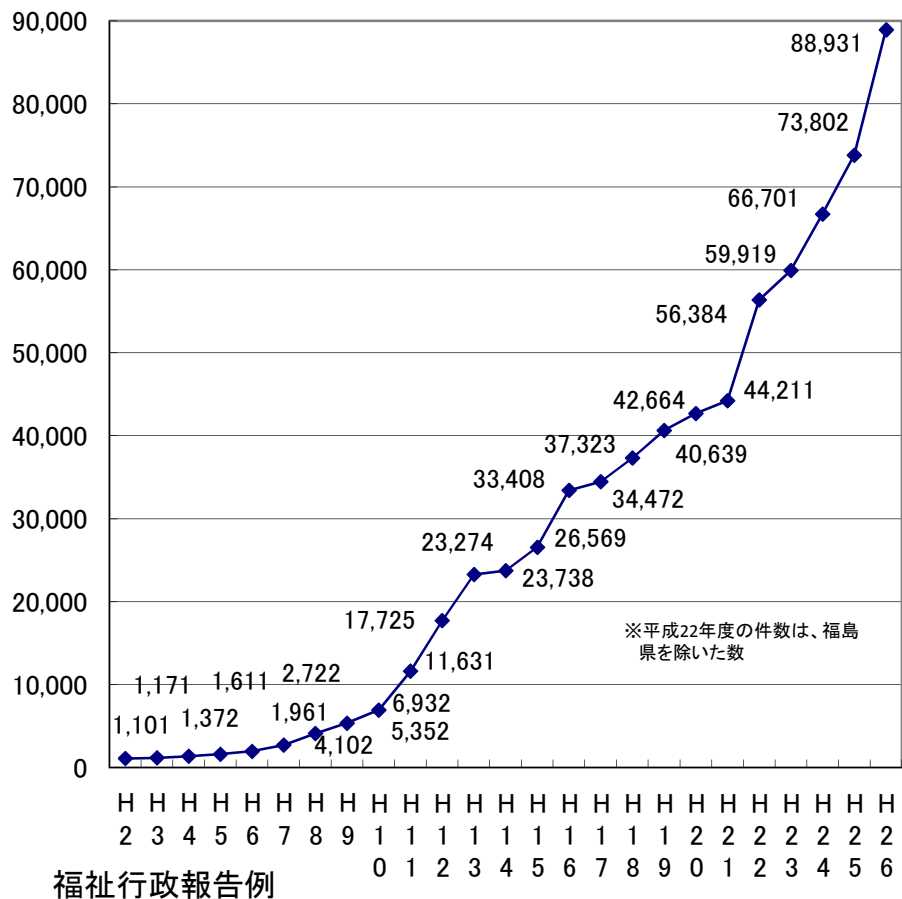
	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

(3) 虐待を受けた児童の増加

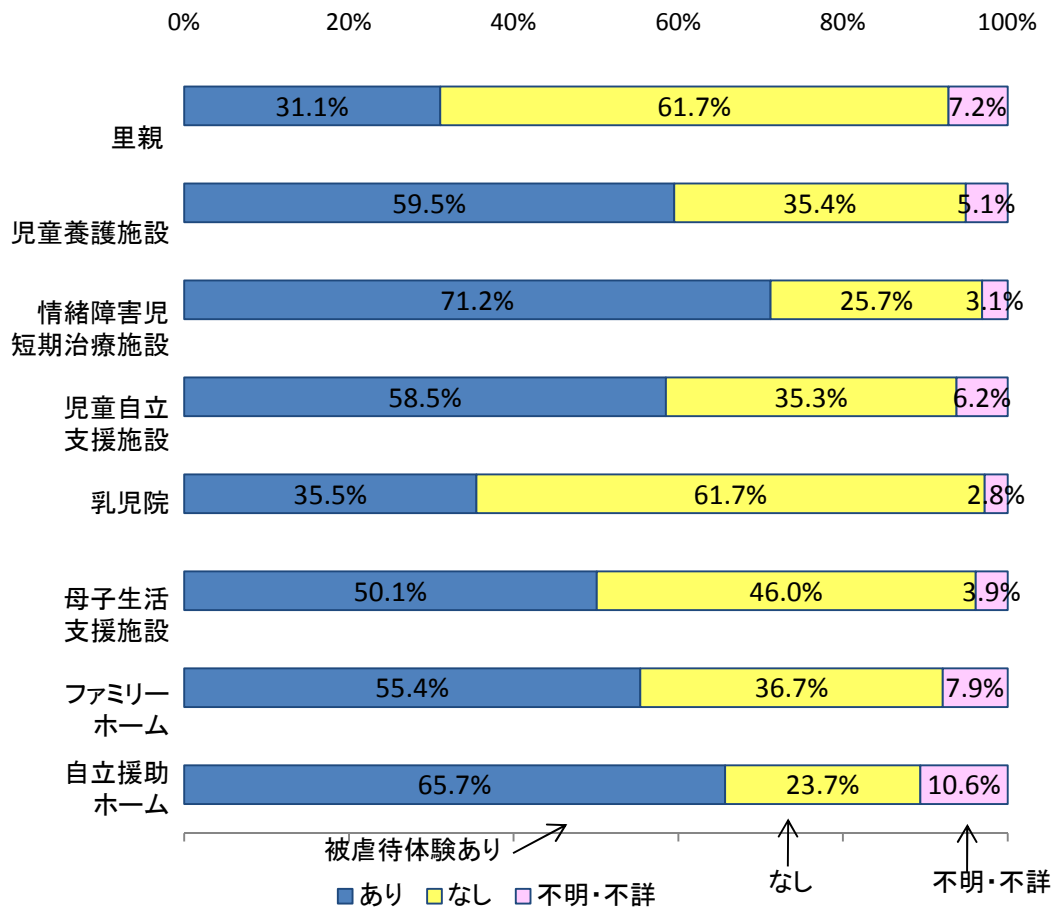
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。

(件数)



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 57,290円、乳児以外49,680円
(食費、被服費等。1人月額)(平成28年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。

ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- **特別養子縁組**は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、**戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式**をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し**家裁の決定**により成立
実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子：**原則、6歳に達していない者**

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との**親族関係が終了する**

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

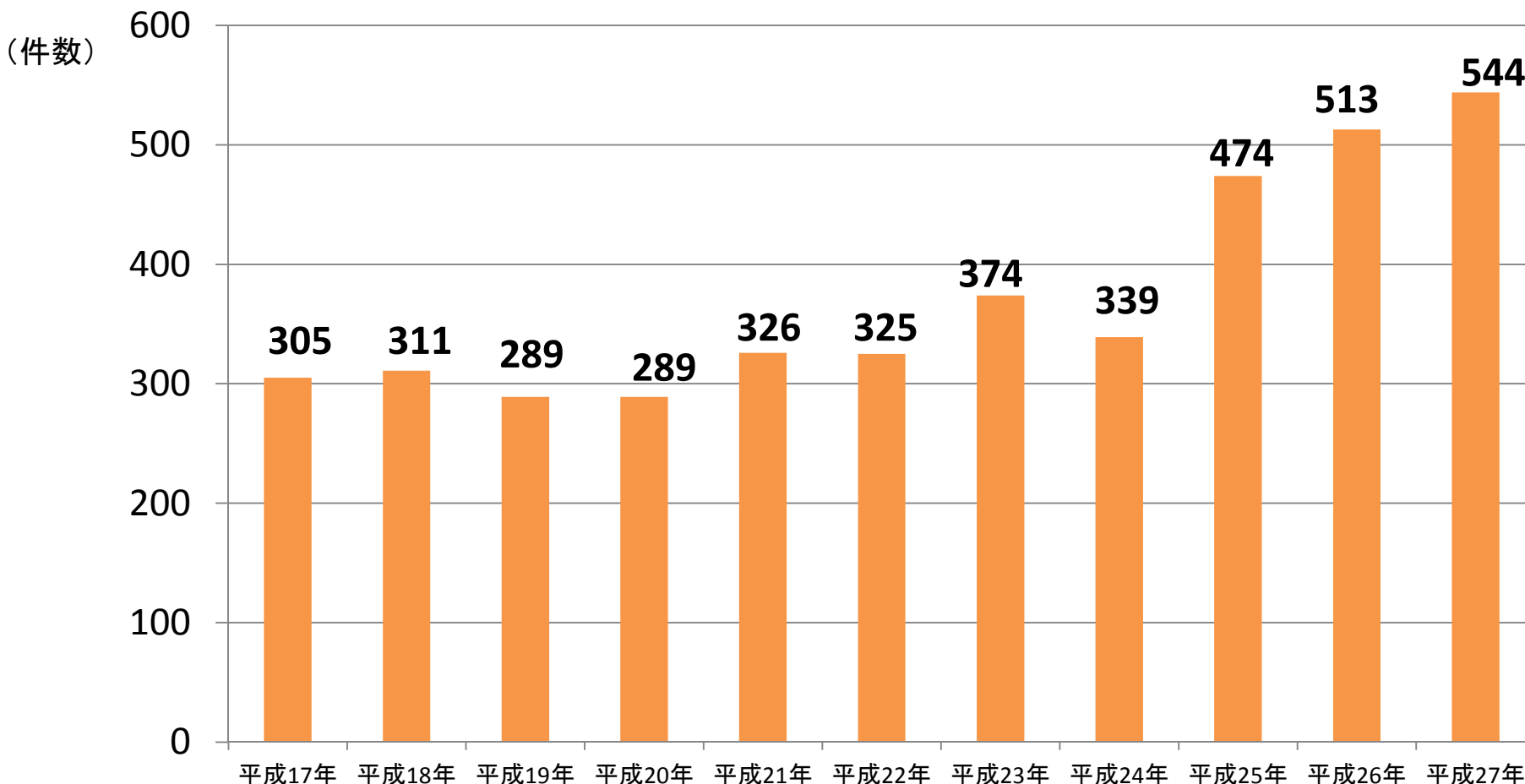
養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

特別養子縁組の成立件数

- 特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 特別養子縁組の成立数は、横ばいで推移してきたが、ここ3年は増加傾向。



※ 出典: 司法統計

※ 平成27年の数値は速報値

諸外国における養子縁組の状況

- ドイツは、未成年の養子縁組の件数の人口比について、日本の約5倍。
- フランスの15歳以下の養子縁組の件数の人口比は、日本の未成年の養子縁組の件数の約6倍。

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則)	実親との関係	成立件数	人口	人口比
日本	特別養子	6歳未満	必要 (ただし、父母が意思表示できない、養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	513人	1億2,708万人	0.001% (成立件数の合計 /人口)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	710人 (未成年養子に限る)		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。)	終了	3,805人	8,120万人	0.005% (未成年養子成立 件数/人口)
	成年養子	18歳以上	※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を取り上げられている、同意の拒否が濫用であると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	3,964人	6,180万人	0.006% (完全養子成立件 数/人口)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意することができない、子の福祉のために同意不要と裁判所が判断する場合を除く。)	終了	4,734人	5,608万人	—
アメリカ	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439万人	—

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成26年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

<参照条文> 民法(明治29年法律第89号)(特別養子縁組関係抜粋)

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 (略)

(養親の夫婦共同縁組)

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

(養親となる者の年齢)

第817条の4 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

第817条の5 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であって六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。